

PA

第24号

平成17年10月



<http://www.pa-kai.gr.jp/>

目次

ご挨拶

1) P A会幹事長挨拶	狩野 彰	1
2) P A会協議委員長挨拶「P A協議委員会委員長として一言」	大西 正 悟	3
3) 日本弁理士クラブ副幹事長挨拶	岡部 讓	4
4) 日本弁理士会副会長挨拶「副会長に就任して」	一色 健 輔	5
5) 日本弁理士会常議員挨拶「常議員会活動報告」	越智 隆 夫	7

特集 1

「平成 18 年度日本弁理士会役員定時選挙の実施要領について」	大西 正 悟	8
---------------------------------	--------	---

弁理士会役員等立候補予定者からのご挨拶

1) 日本弁理士会会長立候補挨拶 「平成 18 年度 日本弁理士会会長 立候補のご挨拶」	谷 義 一	10
2) 日本弁理士会副会長立候補挨拶 「日本弁理士会副会長に立候補するにあたって」	岡部 讓	13
3) 日本弁理士会副会長立候補挨拶 「P A会と私、そして副会長候補として」	渡邊 敬 介	15
4) 常議員立候補挨拶「新役員制度における常議員のあり方」	一色 健 輔	17
5) 常議員立候補挨拶「常議員立候補にあたって」	伊東 忠 彦	18
6) 常議員立候補挨拶「常議員立候補にあたって」	泉 克 文	19
7) 常議員立候補挨拶「常議員立候補にあたって」	白井 伸 一	21
8) 常議員立候補挨拶「常議員立候補にあたってのご挨拶」	上山 浩	22

特集 2 「弁理士の新たな活動」

1) 日本弁理士会東京分室（アキバウイング）雑感	福田 伸 一	24
2) 「知的財産価値評価推進センターについて」	小林 かおる	29

幹事会作業部会の会務報告

1) 政策部会	井出 正 威	31
2) 庶務Ⅰ部会	杉本 由美子	32
3) 庶務Ⅱ部会	中野 圭 二	33
4) 庶務Ⅲ部会	本多 一 郎	34
5) 会計部会	白井 伸 一	35
6) 人事部会	神林 恵美子 藤谷 史 朗	36
7) 企画Ⅰ部会	横田 裕 弘	37
8) 企画Ⅱ部会	鴨田 哲 彰	38
9) 研修部会	萩原 康 司	39
10) 組織部会	泉 克 文	40

11) 中部部会	田 中 敏 博	42
12) 会報部会	福 島 弘 薫	43

行事報告

1) 平成 17 年 P A 会春の叙勲・褒賞受章・知財功労賞受賞祝賀会	濱 中 淳 宏	44
2) 平成 17 年度口述模擬試験の報告	泉 克 文	45
3) 平成 17 年度 P A 会旅行会報告	市 東 篤 阪 田 俊 彦	49

同好会活動報告

1) ゴルフ同好会	川 崎 仁	52
2) 麻雀同好会	主 代 静 義	53
3) テニス同好会	平 山 洲 光	54
4) スキー同好会	藤 谷 史 朗	56
5) ボーリング同好会	鈴 木 利 之	57
6) 囲碁同好会	小 杉 佳 男	58
7) アウトドア同好会	松 田 嘉 夫	59
8) スクーバダイビング同好会	黒 川 朋 也	62
9) ソフトボール同好会	蔵 合 正 博	64

新会員紹介		65
-------	--	----

叙勲・褒賞受章者（昭和 37 年以降）		71
---------------------	--	----

P A 会関係歴代弁理士会理事（大正 5 年～昭和 30 年）		73
---------------------------------	--	----

P A 会関係歴代幹事長・弁理士会理事（昭和 31 年以降）		74
--------------------------------	--	----

P A 会会員歴代常議員（大正 11 年以降）		77
-------------------------	--	----

特許庁関係役員（昭和 31 年以降）		81
--------------------	--	----

P A 会会則・慶弔規定（平成 14 年 3 月改訂）		87
-----------------------------	--	----

P A 会入会申込書・住所変更届		89
------------------	--	----

P A 会組織図		91
----------	--	----



副会長に就任して

日本弁理士会副会長 一色 健輔

副会長に就任して8月31日で5ヶ月が経過しました。最初の頃と較べると、就任当初の各方面への挨拶回り等の慌ただしさもなくなり、また会務にも慣れてきたせいか、ようやく落ち着いてきたという感じです。

私の担当は、産業競争力推進委員会、選挙管理委員会、役員制度検討委員会からなる3つの委員会以外に、国際活動センターと研修所の2つの付属機関です。

産業競争力推進委員会では、既に6月に中国北京において中日専利代理人・弁理士専門家交流会を行い、日本からは東京地裁の高部眞規子判事が同行され、「日本の特許侵害訴訟の動向及び特許侵害の判断」について講演をされました。また、10月には中華商標協会との交流会が計画されています。

選挙管理委員会では来年度から常議員の選挙方法が変わりますので、今までにない新たな選挙に対応すべく準備中です。

役員制度検討委員会では、新たに有償性となった会長の報酬額をいくらにするかについて種々議論した結果、年額1000万円（退職慰労金を含む）で合意が得られ、正副会長会では選挙の公示前の10月の臨時総会で承認をいただくべく準備中です。また、新役員制度のもとで執行役員会をどのように構成して運用するかについても活発な議論がなされています。

国際活動センターは4月にAIPLAの代表団を迎えて、米国特許法の改正の動向についての講演並びに特許訴訟の模擬裁判を行いました。また、弁理士の日の記念イベントとして7月4日に米国、ドイツ、中国、韓国、日本の裁判官を招いて秋葉ウイングにおいて知的財産高等裁判所の設立記念のシンポジウムを行い、成功裡のうちに終了することができました。今後のイベントとしては、9月にドイツミュンヘンにおけるドイツセミナー、10月に米国におけるAIPLAのアンニュアルミーティング、12月初旬に中国昆明における日中

交流会、12月中旬に日本における日韓交流会、来年3月にベトナムにおけるアジアセミナーと続いております。

研修所は例年の新人研修、会員研修、倫理研修、能力担保研修等に加えて、来年2月9日～11日に四国において「松山セミナー」を計画しておりますので、皆様のご参加をお願いいたします。

また、研修所が中心となって、eラーニングのライブラリ化を実現するシステムの導入を計画しております。このシステムでは、デジタルビデオで収録した講義や教材を日本弁理士会のホームページからアクセス可能なサーバーにライブラリのように保管しておき、会員がインターネット上からこの日本弁理士会のホームページを通して選択した講義や教材を24時間何時でも視聴できるというものです。

また、このシステムではeラーニングのライブラリ化以外にも、集合研修の場合と同様に所定の時間内にインターネット上で質疑応答が可能であり、更に会員が真面目に研修を受けているか否かのチェックも可能です。従って、新人研修や会員研修に適用できることはもとより、受講を義務づけられている倫理研修にも適用可能であり、将来的には能力担保研修や研修が義務化された場合の新人研修にも適用の可能性がありますので、導入によるメリットは大きいと思います。

このシステム導入にはかなりの費用がかかりますが、現在行っている多くの集合研修をこの新しいシステムに置き換えることができれば、会場費や教材の印刷費等がカットできますので初期導入費用は短期間のうちに回収可能と考えられます。また、このシステムは課金システムを備えていますので、現在有料化されている数講座からなる先端技術研修等の場合には、受講を希望する講座にのみ料金を支払えばよいようにすると、全体として受講する会員が増えることと思います。この導入のための補正予算が臨時総会で認められれば、来年の4月から実現の可能性があります。

また、最近ではIT関連の新しいツールがどんどん開発されてきておりますので、今までにない研修情報の提供を考える必要があると思います。例えば、会誌「パテント」に記載された有用な論文や主要な判例等の文字情報を、デジタル音声に変換して音声情報として弁理士会のホームページ

にアップロードしておき、会員がデジタル音声レコーダ(携帯電話にこの機能を備えたものもある)に随時ダウンロードして通勤電車の中で聞けるようにすることも可能です。

このような、新しい研修方法を積極的に取り込みながら、会員サービスに努めたいと思います。





常議員会活動報告

日本弁理士会常議員 越智 隆夫

2年前の夏。PA会として常議員候補に推薦するとの連絡を受けた。と同時に、選挙になるかもしれない、とも言われた。結果的には、常議員選挙は無く無事当選となったものの、会長選挙という貴重な(?)体験をして常議員となりました。

そうこうしているうちに、早くも2年目に入り、この間、役員制度について審議を行い、総会で会則についての改正が承認されました。従って、旧常議員制度下における最後の常議員となった次第であります。

平成18年度の新たな常議員制度の概要は次のとおりです。

常議員委員会は、総会に次ぐ審議機関として位置づけられ、定員は60人(半数が毎年改選)、選出方法は全国区ではなく地方区による。また、執行役員会を構成する執行理事は、過半数を常議員から選出することとなっています。従って、執行理事となった常議員は、副会長とともに弁理士会会務の執行に当たることとなりますが、具体的にどのような職務を行なうのかは、現在のところ不明です。

上記した新常議員制度は、役員制度改正の中の一つであり、役員制度の主たる改正点は次のとおりです。

会長の任期は2年であり、この間有償とし、総括副会長制度は廃止する。執行役員会は会長、副会長及び執行理事により構成され、執行理事は20名以内とし、その過半数を常議員から選出し、その余を会長が会員から選出する。この執行役員会の創設により、これまでの副会長の繁忙激務の軽減が図られることが期待されております。

また、昨年度9月以降においては、全国の会員が地域密着活動できる地域アクセスポイントを各経済産業局所在都市に設置する点、秋葉原ダイビル借室契約締結に関する点等について審議を行いました。

本年度1月~3月においては、弁理士の会務への参加、社会貢献活動の参加は、会員の義務であり全会員が平等に義務を果たすために何らかの手段(ポイント制)を設けるべきか否かについて検討を行いました。そのようなポイント制度の導入には総論として賛成である旨の意見が多く出されました。一方、ポイントを受けることができる対象をどの範囲に設定すべきか、ポイントを得ていない場合にペナルティはどのようにすべきか、本人の帰責なく義務を果たせない場合にはどのようにすべきか、その範囲は、……等いろいろな意見が出されました。結論としては、専門委員会を設置して今後検討していくこととなりました。この件については、時間をかけて会員から広く意見を求めべきである、と思っております。

平成17年度における審議事項は、新役員制度下における常議員のありかたについて、及び全国支部地域の区割りについてです。全国支部地域の区割りにおいて、特に問題として挙げられているのは、現在約4400名の会員を有する関東支部のあり方であり、この点については、まずは設置して状況に応じて柔軟に対応していく、という方向で検討が進められております。

常議員の任期もあと6ヶ月となりました。もう一踏ん張りガンバリマス。



PA会 幹事長挨拶

平成 17 年度 PA 会 幹事長 狩野 彰

PA 会ホームページに幹事長就任挨拶を掲載させていただき、日本弁理士会を取り巻く環境に触れた上で、PA 会から日本弁理士会総括副会長として谷義一会員を、副会長として一色健輔会員をはじめとして多くの役員、委員長等、委員等を送り出していることをご紹介します。

また、PA 会から日本弁理士会等への提言がますます重要になってくると述べています。

さて、2 月 1 日付けで幹事長に就任いたし 7 ヶ月が経過しましたので、上記の就任挨拶記載事項の中間検討を含めて、その間の PA 会活動についてご説明します。

平成 17 年度 PA 会のスローガンは、

「輝く未来のために

みんなで創ろう PA 会」

です。平成 16 年度のスローガンに手を加えて引き続き PA 会の充実・改革を図ろうとするものです。

また、昨年度と同様に、

「みんなで学ぼう PA 会」と

「みんなで遊ぼう PA 会」

をサブのスローガンとしています。

「みんなで学ぼう PA 会」

PA 会研修部会の新人研修部会、国際研修部会、一般研修部会それぞれが充実した研修を企画・運営しています。研修予定及び報告は、すべて、PA 会ホームページに掲載されていますので、是非一読していただき、盛りだくさんの研修の中からご関心のある研修を見つけ出し、参加していただきたいと願います。研修の後には懇親会も用意しておりますので、こちらにもご参加ください。

「みんなで遊ぼう PA 会」

PA 会は同好会や旅行会等を通じて会員間の親睦にも注力しています。

企画 2 部会が企画・運営して、8 月 27 日から

28 日にかけて静岡県寸又峡温泉へ平成 17 年度 PA 会旅行会を行いました。27 日は金谷（かなや）から千頭（せんず）まで S L（Steam Locomotion）に 20 名余りの参加者が乗り込み、大井川に沿ったノスタルジックでスローな旅をスタートしました。続いて、千頭でアプト式のトロッコ列車に乗り換え、高く急な山の斜面に沿って南アルプスへ向かって旅を続けました。長島ダムを見学した後に、再びトロッコ列車に乗り奥泉で降り、バスで狭く曲がりくねった道を通って寸又峡（すまたきょう）温泉へ到着しました。温泉は肌をすべすべにする名湯であり、食事も山の幸を尽くした見事なもので皆さん大満足でした。2 次会のカラオケ大会も大いに盛り上がり、かつ、PA 会らしい節度のある楽しいものであり、最後には全員で「青い山脈」（かなり古い）の大合唱となりました。翌日はゴルフ組と観光組に分かれて静岡への旅をさらに満喫しました。

また、PA 会には、ゴルフ、麻雀、テニス、スキー、ボーリング、囲碁、アウトドア、スキューバダイビングの同好会があり、定期的に活動しています。同好の会員が、それぞれの同好会に参加し世代を超えて親睦を深めています。

PA 会の定例行事

定例となっている PA 会行事としては、総会、日本弁理士会役員選挙当選祝賀会、春と秋の叙勲褒章受賞者祝賀会、弁理士試験合格者祝賀会、新年会、旅行会を挙げるすることができます。

平成 17 年度は、春の褒章受賞者祝賀会を 6 月 21 日昼に東京神田の学士会館で開催しました。弁理士業務により黄綬褒章を受章された飯田伸行会員と村田実会員をお招きし、多数の PA 会会員とともに両会員受賞のお祝いを行いました。

「輝く未来のために みんなで創ろう PA 会」

弁理士制度や我々弁理士の将来を創るために、

PA会は日本弁理士会、日本弁理士クラブ、日本弁理士政治連盟などに人材を送り出すとともに意見を述べてきました。

日本弁理士会の委員会や附属機関に多くのPA会会員を正副委員長、正副センター長、副所長、委員、部員、運営委員として推薦し送り出しています。その質（重要度）及び量（人数）ともに最大級の寄与を行っています。その人選は、就任直後の幹事長と人事担当幹事が3月31日までに、会員本人の希望、実績等を考慮して、他会派と調整の上、公平に決めました。PA会へ求められる推薦人材は質・量ともに高度であり、これに対応する会員を短期間のうちに選出することは容易ではありません。

また、ご承知のように日本弁理士会の役員制度が次年度から変わります。大きな変更点として、会長2年制、会長有償化、執行理事導入、地区選挙導入など常議員変革が挙げられます。現在、会長報酬の額などについて大いに議論されています。

全国支部化を実現するために、関東支部設立準備が進められていますが、関東支部の事業、説明

会等について議論されています。関東支部は茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、山梨県をカバーする単一の支部となる予定です。地域知財活性化と会員指導・監督を主な目的とし、関東地方の地方自治体、大学、経済産業局等とのコンタクトがより密接になることを期待しております。

弁理法改正の準備が始まっています。先の弁理士法改正から5年後の見直しの時期が近づいているからです。弁理士試験制度・研修制度、特許業務法人などが検討・改正される予定であり、日本弁理士会として意見をまとめて、提案・要求をタイムリーに発信してゆく必要があります。PA会では政策部会が中心となり議論を進めてゆくこととなります。

以上、本年度のPA会活動を述べましたが、日本弁理士クラブやその構成会派である春秋会、南甲弁理士クラブ、無名会、稲門弁理士クラブと協調するとともに議論をたたかわせてより良い意見・提言を引き続き追及してゆきますので、PA会会員の皆様のご協力をお願いいたします。



平成17年度PA会旅行会



平成17年度春の叙勲褒賞受賞者祝賀会

PA協議委員会委員長として一言

PA協議委員長 大西正悟

PA協議委員会の役割は毎年の日本弁理士会役員選挙の対応を担当することであり、今年度の協議委員会は平成18年度の日本弁理士会役員選挙の対応担当ということになります。この委員会は別名カメレオン委員会とも言われ（これは私が勝手に言っているだけですが）、実際に役員選挙が開始されると同時に名称がPA選挙対策委員会に代わるもので、この会報が発行されているときには、選挙公示がなされていると思われまので、既にPA選挙対策委員会になっていることでしょう。

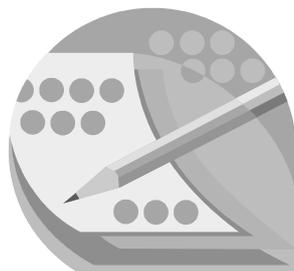
今年の選挙、つまり来年度（平成18年度）の日本弁理士会役員を選出する選挙は、来年から役員制度が大幅に変更されることから昨年度とは大きく異なる選挙となります。この制度変更および選挙内容については特集記事に詳しく説明しておりますので、是非そちらを参照して下さい。なお、このような制度変更の下、今年の選挙では、1名の会長、8名の副会長、10名の一年任期常議員、30名の二年任期常議員、5名の監事を選出する選挙が行われます。

PA会としては、会長候補として谷義一先生、副会長候補として岡部譲先生、渡邊敬介先生（2名）、関東ブロックの一年任期常議員として一色健輔先生（1名）、関東ブロックの二年任期常議員として伊東忠彦先生、泉克文先生、臼井伸一先生、上山浩先生（4名）を選出し、今回の選挙に立候補者として推薦することになりました。なお、P

A会からの監事推薦は今年は見送ることになりました。おそらく会員の皆様がこの会報を手にするときには、選挙公示がなされており、上記の先生方が立候補済みで選挙戦に入っていることと思われま。

今回の選挙は、PA会から会長候補を推薦するという大きな特徴を有するだけでなく、いままで1名しか推薦したことがなかったのに初めて2名の副会長を推薦するという大きな特徴を有する選挙です。当選した後は、谷会長を岡部副会長および渡邊副会長が二人で補佐して万全の正副会長組織を組み上げて貰えることでしょう。一年任期の常議員候補である一色先生は今年度の日本弁理士会副会長として活躍中であり、続いて1年間常議員として活躍して頂くということになり、この紙面を借りてそのご苦勞に感謝申し上げたいと思います。また、二年任期の常議員候補の4名の先生方には当選した暁には2年間にわたり常議員としての活躍を大いに期待します。

このようにPA会から推薦する立候補者の先生方に平成18年度の日本弁理士会の役員として活躍して頂くためには、上記先生方全員が今回の選挙で当選する必要があります。PA協議委員会（PA選挙対策委員会）としては全面的なバックアップ体制で臨むつもりですが、会員の皆様のご協力をお願い致します。





日本弁理士クラブ 副幹事長挨拶

日本弁理士クラブ副幹事長 岡 部 譲

本年度日本弁理士クラブ副幹事長を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

本年度の日本弁理士クラブ（以下「日弁」）の活動もほぼ半年を経過し、大過なく会務が処理されている状況です。私は、昨年9月まで東京高裁知財部（現知財高裁）で調査官をしており、2年半にわたって弁理士業から離れていた関係で、最近の弁理士会の状況が全くわからず、日弁副幹事長の重責が果たせるかどうか大変不安だったのですが、幸い久保日弁幹事長をはじめとする幹事会の皆様に助けられてどうにかここまで務めることができました。

日弁は所属会派5派の親睦団体であると同時に、西日本弁理士クラブ、連合弁理士クラブとの親睦・意見調整を図ることが重大な責務ですから、旅行会等が増えるであろうことは予想していましたが、西に東に、あちこちの旅行会への参加が多いことには驚きました。そんな中で、4月に西日本弁理士クラブとの幹事懇親会のため宝塚温泉に宿泊し、翌日のゴルフ大会に参加した際、初めて福知山線という電車に乗りました。そして、帰京して2日後、あの大事故が発生したのです。事故の痛ましさと、2日前に初めて乗った路線と言うことで忘れられない思い出となりました。

2年前の激しい選挙戦の後遺症からか、日弁、西日本、連合の3者の関係は必ずしもすっきりしていない時期もあったようですが、今年度は各派の旅行会にも以前のように招待を受けて良好な関係が回復していると思います。弁理士の数が急激に増加し、若手弁理士の会派の組織率が落ちているとはいえ、やはり3つの会派は弁理士会の会務を支える政策並びに人材供給母体として中心的な役割を果たさなければならず、良好な関係を維持し、率直な意見交換を重ねなければならないことは明白ですから、関係回復の方向は大変良いことだと思います。

現在、日弁における中心的検討課題は執行理事

制度のあり方と、関東支部設置問題です。従来の執行補佐役制度が廃止され、新たに執行理事制度が導入されることになりましたが、主たる狙いである副会長の繁忙性の軽減に、執行理事制度がどのように機能することがよいのか、各派の旅行会等で活発な議論が交わされました。

また、4千人以上の会員が在住する関東地区に支部を設置するという支部設置問題も重要な検討課題です。本会が存在する東京地区に、更に支部を設置することにどのような意義があるのかという基本的な問題を含め、支部の場所や規模、支部長をはじめとする人事問題など、未解決の問題が山積しています。日弁は本会の関東支部設置ワーキンググループとも連携しつつ、関東支部立ち上げに向けて準備を進めています。

この他にも、2年後に予想される、弁理士法再改正への対応や、弁理士の派遣業務を可能にするという、いわゆる「特区問題」等も検討課題とされています。

以上のように、日弁は日本弁理士会の会務を支える政策集団としての重要な役割を果たしているわけですが、副幹事長としての仕事をしてみて、やや心配になってきたことがあります。それは、人材の枯渇問題です。弁理士の数は毎年急速に増加していますが、会派の組織率は低下する一方であり、また、未組織の会員の弁理士会への貢献の意欲は高いとは言えません。弁理士会の会務の肥大化に対して、会務に精通した若手弁理士が育つ環境が整っておらず、一部の会員だけが複数の会務を必死にこなしているという現状はかなり危機的と言えます。会派所属会員によるボランティア活動だけではもはや弁理士会を支えていくことは困難であり、弁理士の会務活動への貢献を義務化する等して、人材育成策を講じなければならない時期に来ているのではないかと感じています。

残り半分の任期ですが、選挙、総会対策等、日弁はまだ重要行事が続きます。引き続き、P A会会員の皆様の御協力をお願いいたします。

平成18年度日本弁理士会役員 定時選挙の実施要領について

平成17年度PA協議委員会委員長 大西正悟

今年秋の弁理士会役員選挙、すなわち、日本弁理士会の平成18年度の役員を選出するための選挙の実施要領が従来に比べて大きく改訂されたので、その内容について説明します。この選挙の対象となる役員は、会長、副会長、常議員、監事であり、監事以外については制度上の大きな変更があるため、それぞれ順を追って説明します。

まず、会長ですが、従前は任期1年であったものが、2年に変更されます。但し、今年度の選挙で選出される会長（平成18年度の会長）の任期は経過規定により1年です。このため、来年度度の選挙から選出される会長は2年任期となり、この後は会長選挙は2年に一度行われるだけとなります。もう一つの大きな改正点は、平成17年度以降の選挙で選出される会長（すなわち、平成18年度以降の会長）には報酬を支給するという点です。なお、報酬額はこの原稿を作成する時点（平成17年9月初め）ではまだ決まっていないようです。

副会長については、昨年までは、1名の総括副会長と7名の副会長とを選挙で選んでいたのですが、平成18年度からは8名の副会長を選挙で選出することになります。すなわち、総括副会長という役員制度が無くなり、今年度の選挙では8名の副会長を選出します。報酬が支払われるのは会長のみで、副会長を含め、その他の役員に対する報酬はありません。

常議員制度が最も大きく変更されているので、詳しく説明します。

第1に、常議員の総数（定員）が40人から60人に増員されます。常議員の任期は2年で変更はなく、毎年30名を選挙で選出して半数ずつ交替することになります。但し、今年度の選挙で30名を選出するだけでは、今年度の常議員40名のうち20名が来年度に残るだけであり、このままでは合計50名となり10名定員不足となります。このため、今年度の選挙は経過措置として、30名の通常の任期（2年任期）の常議員に加えて、10名の1年任期の常議員も選出します。なお、これらは別々の選挙で選出することになります。すなわち、今年度の選挙に限り、30名の2年任期

常議員を選出する選挙と、10名の1年任期常議員を選出する選挙とが一緒に行われます。

第2に、常議員は、全国を7つの地域ブロックに分割して設けた選挙区から選出されます（会長、副会長、監事の選挙については全国を一つの選挙区とする選挙です）。この7つの地域ブロックですが、「北海道・東北」、「関東」、「東海」、「北陸」、「近畿」、「中国・四国」、「九州」の合計7つです。各ブロックの定員はそのブロックに所在の弁理士数に基づいて定めるのを基本とし（具体的には、ドント方式に基づく）、弁理士数の少ないブロックについても一定の配慮がなされます。ドント方式のみでは、弁理士数の少ないブロック、具体的には、「北海道・東北」、「北陸」、「中国・四国」、「九州」の四つのブロックには常議員の定員が零となるため、これら各ブロックの定員を0.5人、すなわち、2年毎に1名を選出するという配慮がなされます。この結果、常議員の任期は2年であるため、これら四つのブロックから選出される常議員が毎年1名存在することになります。

今年度の選挙（平成18年度の役員を選出する選挙）については、平成17年5月25日の定期総会議場において実施した「くじ引き」により、30人の二年任期の常議員の各ブロック毎の定員が、「北海道・東北：0」、「関東：21」、「東海：1」、「北陸：1」、「近畿：6」、「中国・四国：0」、「九州：1」と決定されました。また、同時に、10人の一年任期の常議員については、「北海道・東北：1」、「関東：7」、「東海：0」、「北陸：0」、「近畿：1」、「中国・四国：1」、「九州：0」と決定されました。

さらに、来年の選挙（平成19年度の役員を選出する選挙）については、「関東：21」、「東海：1」、「近畿：6」という三つのブロックについては今年と同一であり、今年度の二年任期常議員の定員が1であった「北陸」および「九州」の定員が0となり、今年度の定員が0であった「北海道・東北」および「中国・四国」の定員が1とすることも決定されています。

この結果、来年度は全国ブロックとして選出さ

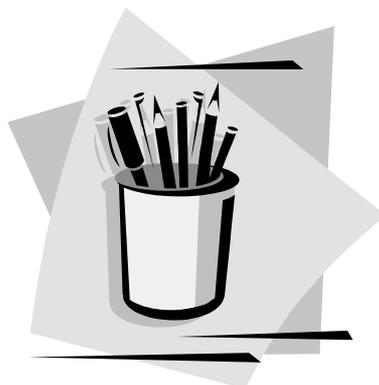
れた2年度常議員が20名残るため、各ブロック毎の定員配分は不定な要素があるのですが、平成19年度以降においては、60名の定員の常議員が、「北海道・東北：1」、「関東：42」、「東海：2」、「北陸：1」、「近畿：12」、「中国・四国：1」、「九州：1」という配分となります。

最後に監事ですが、監事の定員は10名であり、毎年半数が改選されます。すなわち、毎年5名の監事を選挙で選出するのですが、これについては昨年と同じです。

なお、選挙以外の方法で選ばれる役員として、執行理事という名称の役員（定員20名以内）が

来年度から設けられます。日本弁理士会会則では「執行理事は、会長又は副会長の委嘱を受けて本会の常務を執行することができる」（第61条の2）と規定されており、「執行理事は、その過半数を常議員の中から、その余を弁理士から、会長の氏名により選任する」（第63条）となっています。

もう一つおまけを加えますが、本会の役員として「外部監事」があり、定員は5名以内で、「外部監事は、弁理士以外の有識者から執行役員会が選任し、直近の総会の承認を受けなければならない。」と規定されています。





常議員立候補挨拶

新役員制度における 常議員のあり方

— 色 健 輔

平成 18 年度の常議員（任期 1 年）に立候補することになりましたので、よろしくお願いたしません。現職の副会長が次年度の常議員に立候補することは異例のことと存知ますが、P A 会よりの強い要望により、このようになりましたことをお含みください。

現在副会長として、新役員制度検討委員会を担当しておりますので、その新役員制度の紹介を兼ねながら、新役員制度下における常議員のあり方について、私見を述べさせていただきます。

現在の常議員会は常議員のみから構成されておりますが、平成 18 年度から動き始める新役員制度では常議員会は正副会長、執行理事、常議員により構成されるようになります。また、執行役員会が正副会長と執行理事により構成され、執行理事の過半数が常議員から選任されるようになります。このように、新役員制度では常議員会には新たに正副会長と執行理事が加わり、常議員会は従来の正副会長会のチェック機関から、正副会長、執行理事と共に会務の審議に直接関わることとなります。

株式会社の機関に例えると、正副会長が社長副社長会に相当し、執行役員会が常務取締役会に相当し、常議員会が取締役に相当するものとなります。

現在および改正された会則では「常議員は、常議員会を組織する」と規定されているだけで、常議員の具体的な職務についての規定はありません。

新役員制度では常議員は会社で言えば取締役の

ような立場になりますから、会社の取締役が会社の部長を兼任しているように、常議員は会務に積極的に関与し、例えば会社で言えば「部」に相当する弁理士会の委員会を担当または統括するようにすべきではないかと考えます。

新役員制度では前述のように常議員会には常議員の他に正副会長および執行理事が加わりますから、例えば、従来と同様に常議員会を月に 1 回開催すると、その常議員会は会務に精通した正副会長および執行理事の主導で進められ、執行理事でない常議員はただ常議員会に参加するだけの形になりはしないだろうかという懸念が生じます。これでは意味がありませんし、正副会長および執行理事にとっては、執行役員会とあまり変わらない常議員会を開催する意味を感じませんし、このような常議員会を開催することは、正副会長および執行理事の繁忙性が増すだけですから、常議員会は形骸化してしまうでしょう。

このような意味からも、常議員会を活性化するためには、執行理事でない各常議員に委員会を担当または統括させ、その常議員は担当または統括する委員会に出席をして執行役員会の意向を委員会に伝え、また委員会の活動状況を常議員会で報告するようにすべきではないかと考えます。

これによって、常議員会で正副会長および執行理事は会務全体を把握することが容易となり、執行役員会の運営がスムーズに行くものと考えます。

文書責任者：大西正悟





常議員立候補挨拶

常議員立候補にあたって

伊 東 忠 彦

この度、P A会よりご推薦いただき、平成 18 年度の常議員に立候補させて頂くことになりました。よろしくお願い申し上げます。

平成 15 年に永年あこがれていた P A 会に入会させて頂き、入会よりまだ日が浅いにも拘らず常議員にご推薦を頂き厚く御礼申し上げます。

簡単に自己紹介させて頂きますと、私は昭和 42 年に弁理士登録し、日本弁理士会の会務としては、昭和 62 年～平成元年に常議員、平成 2 年に副会長を務めました。その年度には特許庁のペーパーレスが始まり、会としては郵便投票制度、会長予定副会長制（現在の総括副会長制）等が実現しました。また委員会活動としては、令規、弁理士法改正特別、総務、紛議調停の 4 委員会の委員長を含め、計 38 の委員会にたずさわりました。また日本弁理士会以外の知的財産関係の活動としては、現在東京地方裁判所の知財分野の調停委員、電気通信大学の客員教授を務めております。

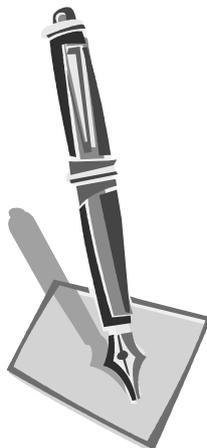
常議員は 2 回目とはいえ、17 年振りで、また平成 2 年の副会長以来会務から暫く遠ざかっており

疎くなっておりますし、また常議員の役割も昔と変わってきているでしょうから、気持ちも新たにまた一から勉強していかなければならないと思っております。

知的財産戦略本部より知的財産推進計画 2005 が公表されましたが、日本弁理士会としても、この知的財産推進計画の具体化に向け、全体としては積極的に参画して推進し、また個々には日本弁理士会として意見(会員の総意)を強く主張して反映させるよう努力し、良い方向に積極的に推し進めていく必要があると思います。その点で日本弁理士会としてもどの様な役割を果たしていくのかという視点に立ち、益々その役目が重要になってきていると思います。

平成 18 年度は P A 会の谷義一先生が会長に就任される予定の年であり、皆さんと共に谷執行部を全面的にバックアップして実りある年にしていきたいと思っております。

文書責任者：大西正悟





常議員立候補挨拶

常議員立候補にあたって

泉 克 文

このたび、P A会のご推薦をいただき、平成 18 年度の常議員に立候補することになりました。心よりお礼申し上げます。

私の弁理士登録は昭和 62 年とかなり古いのですが、P A会に入れていただいたのは 6～7 年前であり、まだまだ駆け出しの会員です。平成 2 年に関西から上京し、友人と現在の事務所を開設しましたが、長い間どの会派にも所属していませんでした。これは、仕事以外に時間を割くことができない状況であったこと、東京在住の弁理士にあまり縁がなかったこと、そして日本弁理士会（以下、弁理士会）の活動にあまり関心がなかったこと等が理由です。その後、徐々に、知人以外の弁理士その他の人々ともお付き合いをしたいと思いますようになりましたが、なかなか実現しませんでした。かなり前から、東京にはいくつかの弁理士の会派があって積極的に活動していることを耳にしていたので、どこかに入らないと現状は変わらないと思い、大学の先輩である土屋勝先生に話をしたところ、同先生のご紹介で P A 会に入会させていただくことができました。

入会当初の弁理士会会務としては、P A 会のご推薦により、研修所の活動を 4 年間させていただきました。所属したのは、研修情報部、会員研修部、能力担保研修部、新人研修部です。その間、部長や副部長として、研修会の企画・運営、講師の選任・挨拶・依頼、会場の選定等に関与し、多くの貴重な経験をさせていただきましたが、この経験によって得たのは、何らかの活動をする場合はその中心ないし中心近くで活動しないと、面白くないし達成感もない、ということです。しかし反面、活動の中心にいようとすればするほど、それだけ多くの時間をとられるため、弁理士としての本業に差し支えが生じやすくなります。結局は、弁理士会会務に相当の時間を割いても本業に支障がないように、事務所の態勢を整備することが必

要になりますが、実現は容易ではありません。今はその実現に向けて努力しているところです。

研修所の活動を終えた後、昨年度（平成 16 年）になって、P A 会のご推薦により、かねてより希望していた特許委員会に所属することができました。今年度は、副委員長として引き続き所属させていただいています。また、昨年度、公募された知的財産支援センター運営委員に応募し、採用されました。これは、知的財産（以下、知財）を通じて故郷である広島県（呉市）の支援ができないか、と思ったからですが、今年度は P A 会のご推薦によって引き続いて所属させていただき、中国地区の自治体支援を担当しています。

特許委員会では、昨年度と同様、今年度も判例研究を担当していますが、判例の検索・抽出から内容の検討・要約、フォーラムでの発表までを総計すると、少なくとも数十時間を要します。また、弁理士全体に貢献できる成果を生み出さないといけないというプレッシャーもあります。しかし、それだけやりがいも感じますし、なによりも勉強になります。知的財産支援センターの活動は、外部機関・組織との交渉や遠方への出張が多いので大変です（特に今年度は多い）が、いつもとは違った空気に触れたり弁理士以外の種々の組織にいる人とお話をしたりして、気分転換しながら知見を広められるのがメリットでしょうか。

P A 会入会以来、上述したような弁理士会の会務を経験してきましたが、P A 会の会務の方は、昨年度の研修部会幹事が最初です。初めてということもあって、一部員としての活動を想定していたのですが、古関幹事長から研修部会の「幹事」を提案され、驚きました。少し躊躇しましたが、お受けすることにしました。その後、会を挙げて研修を重視しているとお聞きし、かなりのプレッシャーを感じましたが、研修部会部員の皆様の尽

力により何とか重責を果たすことができたと思います。活動して下さった研修部会部員の皆様と講師をして下さった方には、心から感謝しています。

さて、平成 17 年の弁理士の世界を見渡すと、その内部と外部の双方で「激変」していることが分かります。数年前、研修所にいる時にあるベテラン弁理士からお聞きした、「弁理士の世界の最近の変化は、過去 30 年の変化よりも大きいよ」という言葉を実感します。TRIPS の発効、政府の規制緩和と政策の推進等によって、1990 年代から弁理士が関わる法制度と弁理士制度はかなり変化してきたように思いますが、それに続く昨今の変化はそれよりもドラスティックです。ここ数年で、特許法・商標法等の法律や特許庁審査基準だけでなく、弁理士・弁護士等の士業制度や試験制度、裁判制度、弁理士会の内部組織、企業・大学等の組織等の多くの場面で、矢継ぎ早に種々の改革・改正が提案され、実施されているからです。

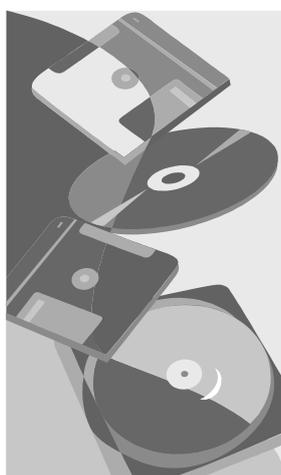
このドラスティックな変化は、周知のとおり、小泉首相のリーダーシップにより 21 世紀のわが国が「知財立国」を目指すことになったことに起因します。「知財立国」の実現は、知財の専門家である弁理士や弁理士会の協力がなければできないことから、必然的に、社会の片隅にあった知財や

弁理士という国家資格と弁理士会が、政府や大学、大企業だけでなく、中小企業や個人からも注目されるようになりました。そのことは素直に嬉しいと思うのですが、同時に、弁理士はその注目度に応じた重い責任を負っている、ということを実感する必要があると思います。つまり、弁理士の日々の仕事は、直接的には顧客の知財を保護・活用するためであることは言うまでもありませんが、それだけではなく、「この仕事を通じてわが国の『知財立国』実現に貢献している」、「わが国の社会ひいては国際社会に貢献している」ということを弁理士一人ひとりが意識する必要があるように思うのです。

選挙を通じて選任される常議員に立候補するのは初めてであり、また、来年度から常議員会の構成や役割が変わると聞いています。このため、常議員になってからも、どの程度お手伝いできるかは不透明です。しかし、与えられた仕事に全力を尽くし、微力ではありますが、弁理士会及び全弁理士のために貢献する所存です。

今後とも皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

以上
文書責任者：大西正悟





常議員立候補挨拶

常議員立候補にあたってのご挨拶

上山 浩

この度、PA会のご推薦をいただき、平成18年度の弁理士会常議員候補に立候補させていただくことになりました。厚く御礼申し上げます。

私は、平成10年に司法試験に合格し、平成12年に弁理士登録及び弁護士登録をしました。弁理士資格と弁護士資格を併有していますが、大学では物理学を専攻しました。大学を卒業してからは、大手コンピュータメーカーで10年間、ソフトウェア技術者として大型汎用コンピュータ用のオペレーティングシステムの新バージョンの企画・設計に10年間携わりました。ここまでは純粋な理科系の技術者としてのキャリアでした。

入社して10年ほどたった頃、人事を専攻しているというフランス人留学生と親しくなり、「自分の能力を試してみたかったら、新しい職場に移るべきだ」とアドバイスされたことがきっかけで、野村総合研究所に転職しました。

野村総合研究所では5年間、ビジネスコンサルティングをやりました。その頃、「戦略情報システム」(Strategic Information System)というキーワードが大いに注目を集めていました。アメリカン航空が旅行代理店に設置した航空券の発券システムは、アルファベット順に航空会社が表示されるようになっていたのですが、アメリカン航空の頭文字はAAなのでリストのトップに表示されるため、この情報システム端末をばらまいたことで、一気にシェアトップに躍り出たという事例が代表例でした。こうした事例を契機に、今までは軽視されていた情報資源を戦略的に活用することが重要な経営課題として注目されたのです。野村総合研究所では、主としてこのような類の仕事をしていました。

コンサルティングの経験は貴重なものでした。理科系の人間には、自分が純粋に興味を持つことに没頭することを持ってよしとする価値観があると思います。しかし、経営者は、人・金・物のリソースを何に集中させることがベストか、そのために何を切り捨てるべきか、同じ土俵で戦う競合

企業との競争で優位に立つために何ができるかといった、理科系の技術者とは全く異なる視点で物事を捉え、考えています。技術者と経営者の物事の捉え方や価値判断の要素が異質のものであるということは、一般論としては誰でも知っていることですが、実際にこの二つの異質の世界に身をおいて違いを実体験できたことは、本当に貴重な経験でした。

コンサルティングの仕事をやっている間に、専門家として一生やっていくのなら、より専門性の高い仕事をやりたいと考えるようになりました。それが弁護士の世界にチャレンジしようと考えたきっかけでした。会社を辞めてから司法試験の勉強を初め、3年目に合格しました。

技術的なバックグラウンドを持った弁護士が日本には少ないことから、知的財産法、とくに特許を専門にしようと考えました。それで弁護士登録と弁理士登録を同時にしました。

PA会のご推薦で平成16年の日本弁理士会ソフトウェア委員会に加えていただき、平成17年も継続しております。また、日本国際知的財産保護協会(AIPPI・JAPAN)の平成14年のQ175、平成15年のQ180、平成16年のQ186に検討委員として参加しております。また、ソフトウェア情報センター(SOFTIC)の平成16年「ソフトウェア関連技術の特許化の動向調査委員会」及び平成17年の「ソフトウェア関連特許に関する調査研究委員会」にも委員として参加しております。

司法試験合格後に最初に入った事務所は、いわゆる「法律特許事務所」で、契約や訴訟などだけでなく出願の仕事もやっていました。私も特許出願の仕事をしました。明細書作成には向いていなかったようで、いくら苦勞してもいいものを書けません。この事務所には半年間在籍しただけですが、出願業務の経験は今も役に立っています。弁護士や裁判官は権利行使段階で既に出来上がっているクレームを後知恵で批判的に分析・検討するわけですが、少ないながらも明細書を書

いた経験のおかげで、時間的制約の中で何件もの案件を同時に抱えながらやるクレームのドラフトが如何に難しい仕事であるかを、実感を持って理解することができます。こうした経験があるとクレームの読み方が違ってくるように思えます。

この事務所から移籍した後の仕事のほとんどは知的財産権の侵害訴訟やライセンス交渉です。権利行使の局面でも、出願関係の知識や経験は極めて重要です。例えば無効審判請求の見通し、訂正請求すべきか否か、したとして認められる可能性の高低、補正要件違反の判断基準などです。これら出願経過に関わる判断の正確性は、日々こうした業務を実地に体験している弁理士に勝る者はいません。一方で弁護士業務は紛争解決が主ですから、どの程度の証拠があれば十分か、こちらがこういう手で行くと次の相手の出方はどうなるかといった見通し、和解交渉をどのように進めれば有利に事を展開できるかなどの経験は豊富です。

私はこれまでの経験で、チームとしてこうした知識・経験を総合的に活かせることが非常に重要だと感じています。現在のわが国の法曹要請システムを前提とする限り、特に特許係争については「餅は餅屋」で弁理士と弁護士の協働がクライアントにとってベストの結果をもたらすことができ

ます。

「知財戦略立国」政策のもと知財推進計画が策定され、その中で弁理士と弁護士の重要性が増しています。クライアントにベストのサービスを提供するためには、弁理士と弁護士の協働が重要であり、現にそうした取り組みが展開されてきています。また、政策の一環として弁理士に侵害訴訟代理権が認められるなど弁理士の係争分野における業務範囲が拡大してきています。係争関連業務には、従業の出願業務におけるのとは異質な利益相反の問題が関わってきます。それゆえに弁理士倫理が極めて重要になります。これは「士業」としての弁理士に対する社会の信用・評価に直結する問題です。日本公認会計士協会が会計士の処分を長年放置してきたと批判されている例を挙げるまでもなく、弁理士としてのコンプライアンス(遵法)も今後重要な課題になると考えられます。

こうした問題に対して弁理士資格と弁護士資格を併有しているという立場から微力ながらお役に立てればと考えております。皆さまからのお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

文書責任者：大西正悟





日本弁理士会副会長立候補挨拶

日本弁理士会副会長に 立候補するにあたって

岡 部 謙

このたび、PA会の御推薦によって日本弁理士会副会長に立候補させていただくこととなりました。副会長として、会長をしっかりサポートし、一年間職務に励む所存です。よろしく御支援頂きますよう、お願い申し上げます。

弁理士を取りまくもろもろの環境の変化はめまぐるしいばかりです。度重なる知的財産権関連法の改正、合格者の大量増加、知的財産高等裁判所の設立、特定侵害訴訟代理人制度の開始等、10年前であれば考えられなかったような施策が次々に実現し、我々の環境を激変させています。変化の早さには驚くばかりですが、このような変革はまだまだ続くものと考えられます。

政府の知的財産戦略本部が発表した知的財産推進計画2005によれば、知的財産の創造、保護、活用に関する様々な政策が提言されていると共に、日本の食文化、漫画、芸能、ファッション等のコンテンツを総合的に「日本ブランド」として把握し、これからの日本が生み出していく富の源泉としていこうという壮大な計画が極めて戦略的に描かれています。推進計画では、このような大きな国家プロジェクトとも言える「知財推進計画」を支える専門的人材として弁理士のさらなる増員や資質の向上も論じられています。つまり、政府は、「日本ブランド」の価値を高め、日本のさらなる発展の源泉としていく戦略的手段として知的財産を捉え、そのような知的財産の創造、保護、活用のプロセスに習熟した専門家として、資質の高い弁理士を増やしていこうという戦略を立てているわけです。このような大きなスケールで知財戦略が語られるとき、特許庁に対する手続きの代理業務という旧来の弁理士業のイメージでは当然対応することはできず、広範なニーズに対応できる「新しいタイプの弁理士」を創出していかねばならないのであろうと考えられます。現に、弁理士会では、地域ブランド制度の推進や各地方支部の設立等の対応を進め、新たな要求に応えるための

努力を続けており、このような努力は今後も継続していかなければなりません。

このように、弁理士に対する社会の期待は高く、国家プロジェクトを支える専門家集団として更に努力が求められているという現在の状況は弁理士にとって「順風」であることは間違いありません。一方では、出願件数の頭打ちや弁理士数の急激な増加から、本来の中核業務である出願代理業を中心に弁理士業の将来に漠然とした不安を覚えるという「逆風」を感じておられる方も多いと思います。また、合格者の急激な増加が弁理士の質の低下につながっており、本末転倒の結果を生じているのではないかと危惧の声も出ているようです。

私は、平成12年から14年にかけての2年半にわたり、東京高裁知財部（現知財高裁）で調査官を務め、主として特許審決取消訴訟の審理に関与しましたが、弁理士の訴訟手続きに関するスキルは一般に十分とは言えず、更に努力する必要があることを感じました。

上記の通り、現在の弁理士は、本業について更に努力をしなければならぬ状況にありながら、更に広範な未開の分野にも乗り出していかねばならないという、非常に難しい状況に直面しているのではないかと思います。

このような時期に副会長の一員として弁理士会の舵取り役となることについては不安もありますが、立候補を決めた以上、推薦していただいた皆様の期待に応えなければなりません。弁理士の将来について禍根を残さないよう、様々な問題について議論を尽くし、正しく舵を切っていきたいと思えます。

副会長として、私は、国際関係と裁判所関係の対応を中心とした業務範囲を担当することになると思えます。国際関係については、日本の知的財産の国際的価値を高める制度作りを進めること、即ち、迅速で確実な権利が付与され、適切な権利保護が実現されることにより、知財保護において

日本が国際的に中心的役割を果たせるような制度を作り上げていくという観点から弁理士会の対応を考えたいと思います。また、アジア諸国を中心として「日本ブランド製品」を模倣から護るために、アジアにおける知財保護制度の発展に日本がリーダーシップを取っていくような施策を取りたいと思います。また、調査官として裁判所に勤務した経験を生かし、裁判所との緊密な情報交換、訴訟に関する弁理士のさらなる資質の向上を図る

研修等の企画を推進したいと思います。

PA会の御推薦を頂き副会長に立候補するに当たり、私の所信を述べさせていただきました。皆様の御期待に応えるべく、任期を務める所存です。今後とも御支援を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

文書責任者：大西正悟





日本弁理士会会長立候補挨拶

平成18年度 日本弁理士会会長 立候補のご挨拶

谷 義 一

この度、平成18年度日本弁理士会役員定時選挙において会長に立候補いたしました。立候補にあたり、私の所信と政策について申し述べ、ご挨拶申し上げます。

基本的考え方

知財推進計画が進み、知財に対する社会の肯定的傾向の下、弁理士に対する社会の認識が高まってきました。かつて弁理士社会は、比較的少人数の限られた社会であり、世間一般からはあまり知られない存在でありましたが、弁理士への認識が深まりつつある現在、社会の要請に迅速かつ的確に対応することにより、弁理士の評価を高めることが肝要です。そこで、知財の専門性および国際性の両面から、知財の主役たるべき弁理士の役割を今一層強化することを目指します。

本年度より展開している地域知財活性化運動は、地域支援に対する会員各位のご理解と熱意、そして使命感のおかげをもちまして、急進展を遂げております。次年度もその展開を継続していくことで、社会からの期待に答えていく所存です。

そのためにも、我々弁理士が、その本来業務における業務能力のレベルアップを図り、国際性豊かな知財専門家としての確固たる軸足を築き、加えて新規業務の開拓創成を図ることで明日へのロマンを持ち、以って知的創造サイクルに広範囲にわたり関与していくことが必要です。知財立国を目指す我が国の弁理士としての社会的使命を果たすべく、これらに積極的に取り組むためには、事務所の運営基盤をまず強化する必要があります。弁理士の業務環境を整備することなくして、健全な社会貢献、支援はあり得ないと考えます。他方、日本弁理士会の活動は、会員の会費により支えられており、社会的使命を果たすためとはいえ、その財源には限界があります。よって、効率的な会務運営を行うべく、健全な財務体制の下で、長期的に“小さな政府”を目指す必要性があります。

以上の前提のもと、次のような提言をします。

弁理士の質の向上

第一に優先したいのが、弁理士業務の根幹である権利取得実務能力の強化と質の向上です。我々のコアとなる専門部分において、一流の専門家にあらざれば、知財の専門家たり得ません。

弁理士の実務能力向上のためには、研修の質と量の充実を図ることが重要です。そして、国際競争力のある弁理士を育成すべく研修の強化を図ることで、弁理士の国際業務処理能力のパワーアップを推進していく所存です。他方で、特許委員会、意匠委員会、商標委員会などの専門委員会には、その道の第一人者に参加していただき、委員会能力の充実化を目指します。外部への意見発信、そして委員会成果を会員へ迅速に還元することで、我々弁理士の専門性の高度化を図っていきます。

従来からの対特許庁手続を主体とする弁理士業務は極めて重要であるとともに、我々弁理士の業務内容も時代とともに変貌を遂げつつあります。従来業務のみに固執しては時代に取り残される恐れがあります。最近、中小企業、ベンチャー企業、大学等の知財支援において、弁理士は権利取得のみで権利の活用を知らない、といったことが指摘されております。知財の価値評価や、企業において如何に知財の成果物を経営資源として組み込んでいくか、真にユーザーに役立つアドバイスを与えることのできる弁理士も要請されているところであります。そのため MOT 教育が叫ばれていますが、弁理士には弁理士に合った知財マネジメントの観点から対応すべきです。どのように知財マネジメントを我々の業務の一環に組み込むか、真剣に考えていかねばなりません。そのためには、弁護士や公認会計士等、他の士業と交流し、相互研修し、さらには知財専門職大学院等の大学との交流も活発に行うことが有効です。

事務所としての業務基盤の強化

弁理士を取巻く業務環境の急速な変化に、会員全てが迅速に対応できるようにすべく、特許公報

等の公報類、法律改正、審査基準改訂、対庁協議等、種々の運用等を格納した業務支援データベースを構築し、会員の便益に供したいと考えております。このデータベースは単独で構築するのではなく、eラーニングのような研修のシステムと融合させて実現することで費用対効果の向上を図っていきます。

弁理士法改正の一環として、特許業務法人の使い勝手を向上させることも視野に入れております。すなわち、圧倒的多数を占める単独会員事務所の後継者問題や事務所合併等、事業基盤の流動性を高めるために、一人法人の実現を目指します。その実現のためには、法人の有限責任化も併せて必要となります。また、特許業務法人の会費負担についての見直しも検討していきます。

弁理士は自分一人で日常の業務全てを行っているわけではありません。事務手続等、品質の高い信頼に足る事務処理のサポーターングスタッフがいてこそ、弁理士が本来の業務に専念でき、それにより、事務所の総合力が向上すると言えます。自分の役割を明確に把握し、プライドを持って事務処理できるスタッフの育成が必要不可欠です。これまで個々の事務所のOJTに任されてきている研修だけでは十分とは言えません。弁理士会によるパラリーガル検定といった資格付与も視野に入れ、弁理士を支える事務所スタッフの研修の充実を実現したいと考えております。

また、事務報酬について整理する時機に来ていると考えます。検討事項を模索し、具体的提言をまとめユーザー団体とも協議し、これからの事務報酬のあり方を発信します。

地域知財活性化運動の効率的な展開

本年度より展開中の地域知財活性化運動が地域に十分に根付くよう、そして地域に信頼されるよう、成功事例がどんどん創出されるように進めていきたいと思っております。現在は、全国的に完成された弁理士知財支援ネットを駆使し、地域ブランド対応の商標キャラバン隊の活動を会員の協力を得て精力的に行っているところでありますが、その経験とノウハウ、そして地域との繋がりを活かして、地域知財の更なる支援を効率的に行っていきたいと考えております。タウンミーティング、知財協定を通しての地方自治体支援も継続していく所存です。中小企業支援も地域知財活性化運動の一環として更に深化させていきたいと思っている次第です。

弁理士制度の基盤の確立

平成 12 年の弁理士法改正の 5 年後の見直し

始まっています。弁理士の量的拡大が、必ずしも質的充実を伴っていない現状のままでは、将来の弁理士制度に禍根を残します。今後 10 年間で弁理士を倍増するというのみを目標に掲げるのではなく、需要に基づく必要な数の弁理士を、質を十分に担保して供給することができてこそ、初めて我が国の知財立国へのロードマップが描けることとなります。弁理士を「技術と法律の素養をもった知財の専門家」と考えて、一過性の試験のみを重視せず、真に知財の分野で活躍できる可能性を秘めた者を弁理士として育成することを目指し、研修との関連から試験制度のあり方について考えていきたいと思っております。さらに、既登録の弁理士に対しては、時代の要請に応えることのできるよう、実務能力の向上を十分に担保できる人材育成システムを検討していく所存です。

権利取得といった本来業務は弁理士のコアであり、そこに十分な軸足を置くのは当然ですが、それのみに固執せず、模倣品対策、価値評価、信託や証券化、技術標準など、新規業務の先取り対応を積極的に行い、国際的にも活躍の場を拡大していきたいと思っております。さらに、著作権、デジタルコンテンツなどについても会員への啓発から始めて、弁理士の常識とし、その過程で弁理士に合った知財業務の創出も意識して検討していきます。

会組織の効率化

弁理士会の収入は、会費によって賄われております。これまでの繰越金はあるものの、それに頼ることなく、会務運営の効率化、スリム化を目指すことこそが、長期の展望において必要と考えます。本年度から地域知財活性化運動を立上げ、全国支部化の完成を目指して、本年度は単年度赤字予算を組み、定時総会で承認を得ております。地域支援、社会貢献等、必要なときに必要な事業を行うことは当然であり、次年度も地域知財活性化運動は継続していく所存ですが、コスト削減を念頭においた展開を検討します。併せて、会の財務についても、長期的な展望で、将来可能な事業ならびに長期計画の構築を検討していきます。いわゆる「小さな政府」を目指す第一歩として、委員会のうち現在休会しても差し支えないもの、統合可能なもの、ワーキンググループ化する方が良いもの、常議員会で審議してもらえるもの等を整理し、委員数も必要な人員の精鋭を主体として構成したいと考えております。

支部を設けることの必然として、本部との間で業務のオーバーラップは避けがたいところです。他方、支部についても関東のように、4000 人を超えるところから、数十名で構成されているとこ

ろまで種々多様であり、支部ごとに本部との関係、あり方を長期展望で検討する必要があります。

現在5つある附属機関について、研修所と支援センターについては、外部機関化が検討されております。それに併せて、附属機関全体として如何に運営していくのが望ましいのか、外部機関化の可能性も念頭に置き検討していきます。

会務運営には、事務局の存在が不可欠ですが、会務の効率的運用の観点も含めて、あるべき事務局の体制を目指します。調査室については、長期に及ぶ活動の必要があるテーマについて、じっくりと調査検討することで、会務の継続性と繁忙性軽減の点からも会務の要になる位置づけにしたいと思っております。

弁理士の国際的貢献

知的財産推進計画 2005 においても、弁理士には、国際業務の観点から十分な力を持つことが要請されております。弁理士は伝統的に外国との交流が長く、経験やノウハウ、そして人脈を持っています。これらをフルに活用し、これまでのネットワーク化や意見交換の場の創出に加えて、更なる相互の連携を通して、弁理士の国際的プレゼンスの向上を図ります。

模倣品の問題は、我が国の産業に多大なる損害を及ぼしており大きく採り上げられておりますが、我々弁理士が、民間サイドから、模倣品対策について知財実務能力を十分に発揮して対処することで知財立国政策に貢献したいと思えます。

弁理士の国際活動は、歴史的に見て、欧米との交流が主体でした。ここ 20 年ほどは、中国、韓国、台湾との交流も増えてきております。これからのアジアの時代に向けて、東南アジア諸国、インド等とも積極的に交流を深め、我々の 100 年余を誇る弁理士の経験とノウハウを共有し、これら地域の知財専門家の育成ならびに研修の充実化に貢献していく所存です。そして、その成果が我々会員にも還元されるようにしたいと考えております。

国際展開を図る上で、弁理士会ホームページの

英語版は必須のツールとなります。前述の業務支援データベースとも一体化させることで、外部への情報発信のみならず、会員の利用にも役立つシステムの構築を目指します。これに関連して、法律、審査基準、判例などの英訳が必要となってきます。法務省においても、法令の英訳化を大きな事業と捉えております。このような状況下、我々の持つ知財および英語力を十分に活用し、法令などの英訳化にも協力的に貢献したいと考えております。これにより、弁理士の英語力を高めるのみならず、国際業務への対応力に秀でていることを社会に周知することが可能となります。

特許の取得がワールドワイドに及ぶ点に象徴されるように、知財に関連したグローバルな知財業務の経験豊富さが弁理士の強みですし、さらにその立場を強化すべきと考えます。権利を取得し、その活用を経て、さらなる技術開発を行い、その成果を再び権利化するといった知財サイクルにおいて、国際的センスのある弁理士の育成が社会より要請されております。

我々弁理士は、学者でも理論家でも批評家でもありません。“実務家”そのものです。これまでの豊富な実務の積み重ね、経験を基盤として、知財サイクルの拡大された業務範囲の中で、グローバルな知財業務を意識して取り組んでいこうではありませんか。

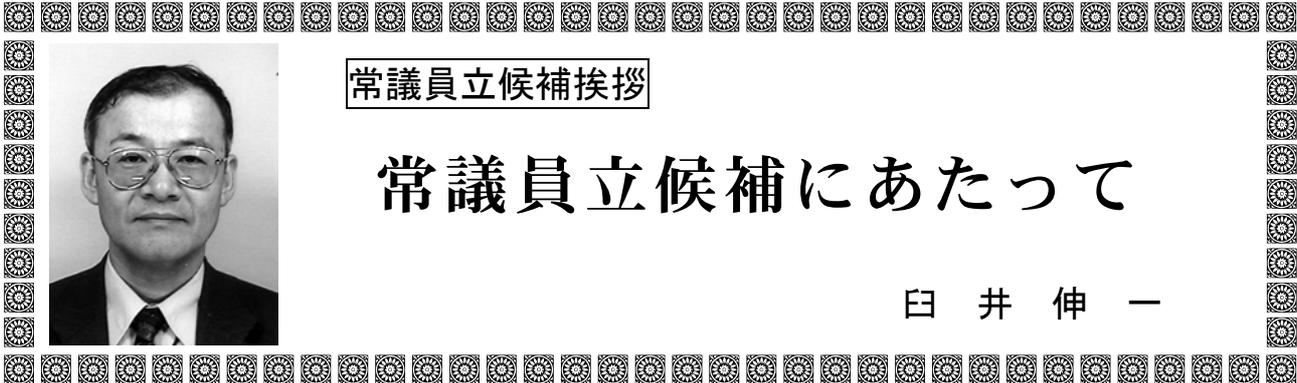
おわりに

弁理士のプレゼンスの更なる飛躍に向け、多岐にわたる政策を掲げ、実行に努めて参ります。現実に運営していくにあたり、課題も多く生じると思料しますが、真摯に取り組んでいく覚悟です。そのためにも、多くの会員にご協力いただき、共に考えながら、諸々の課題を実現させていく所存です。

皆様のご支援とご協力を賜りますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

文書責任者：大西 正悟





常議員立候補挨拶

常議員立候補にあたって

臼井伸一

この度、PA会よりご推薦をいただき、平成18年度の常議員候補として立候補させていただくこととなりました。どうぞ、よろしくお願いいたします。

私は、1985年にそれまで勤めていた会社を辞めて、今の特許事務所に入りました。弁理士試験に合格して登録を受けたのは1988年の末です。会社に勤めていたときに発明者として何度か特許事務所を訪ねたことがありましたので、その頃から弁理士という存在は知っていました。難しい試験をパスして資格を得た優秀な先生という印象で、尊敬の気持ちをもって自分の発明の説明をさせていただいたことを覚えております。また、弁理士を目指そうかと思つて書店で各種資格試験案内を立ち読みし、弁理士の項を見たところ、弁理士になるための適性として、とにかく勉強が好きで、常に勉強をすることを怠らない人に向いている職業です、という解説が出ておりました。私はそれを見たときに、いやはやこれは大変な職業だ、私が狙えるような職業ではないかもしれない、と思つたことを今でも覚えております。

そんな私が弁理士になりまもなく17年になろうとしております。私にとって、かつて弁理士というのはあこがれの職業でした。私が今の事務所に入った頃、指導していただいた大先輩の先生がよくおっしゃっていたことは、単に忙しく仕事をこなしたというだけの充実感に浸ってはいだめだ、弁理士というのは「先生商売」だ、常に勉強を続けていかなければ誰も依頼してくれなくなる、ということでした。私は、書店で立ち読みした本と同じことをいわれているなど思つて納得しておりました。しかし、振り返って見ますと、私は、単に忙しく仕事をこなしてきただけではないかという思いに、ついかられてしまいます。

いま、知的財産の保護は時代の潮流に乗り、弁理士はある意味で花形職業となりました。そして、それゆえに世間の見る目も厳しくなり、弁理士に対する期待や要求も大きくなっております。弁理士はそれに応えなくてはなりません。また、クライアントからのコスト削減の要求や競争原理の導入など、士業全体を取り巻く環境も厳しくなっております。弁理士にとって大変な試練の時代であるともいえるわけです。そうした中であつて、あせりと心配のあまりに自分を見失いがちになるのは、私だけでしょうか。

私は、全ての弁理士が、それぞれに自信と誇りをもって仕事に打ち込める環境づくり、それはもちろん馴れ合いを助長して競争原理を否定するようなものではなく、個々の弁理士がそれぞれ自分の個性を伸ばしていけるような環境づくりが必要であり、それが日本弁理士会の大切な役割の一つであると痛感します。もはや弁理士は等質ではありえません。弁理士個人個人がそれぞれのスタイルで上質な仕事をこなしていくこと、これがこれからの弁理士の生き方であり、社会から求められていることでもあると思います。そうすることで、全ての弁理士がクライアントにとって、かつての私が感じたようなあこがれの職業であるようになればいいなと、思っております。

常議員候補として立候補させていただくにあたり、上に私の個人的心情を吐露させていただきました。これを出発点にして勉強をさせて頂き、常議員として頑張らせていただく所存であります。どうぞ、皆様のご指導とご支援をよろしくお願いいたします。

文書責任者：大西正悟



日本弁理士会副会長立候補挨拶

PA会と私、 そして副会長候補として

渡邊 敬介

1 はじめに

この度、PA会からのご推薦を頂きまして、平成18年度の日本弁理士会副会長に立候補することになりました。立候補に際しまして、ご推薦を頂きましたPA会と私の係わりを自己紹介代わりにご紹介させて頂くと共に、副会長候補としてのご挨拶を述べさせて頂きます。

2 PA会と私

私は、弁理士登録した翌年、平成元年の1～2月頃にPA会に入会したように記憶しています。平成16年度に副会長を務めた福田賢三先生のご紹介によるものでした。

入会の翌年、その年度の企画Ⅱ部会幹事であった井上義雄先生からお電話があり、企画Ⅱ部会の部会員となったのがPA会でのお仕事の最初でした。井上先生は、平成13年度の副会長です。

企画Ⅱ部会は、3年連続して所属しました。2年目の平成3年度の企画Ⅱ部会幹事は、平成15年度に副会長を務めた大西正悟先生でした。3年目の平成4年度は私が幹事となり、初めて幹事会に出席することになりました。この年には、PA会の70周年記念祝賀会があり、その司会を本多敬子先生と共に担当することになって、大変緊張した記憶があります。当時の幹事長は、平成9年度の副会長の渡辺望稔先生でした。周りの先輩方は「ボウネンさん」と呼んでいるのですが、それでよいのか分からず、前日の夜に心配して電話をかけてくれた小池寛治先生に、祝賀会でどのように紹介したらよいのか、名前の読みを確認した覚えがあります。小池先生は平成8年度の副会長です。

その後、平成5年度に会計部会幹事、平成6年度に庶務Ⅰ部会幹事をしたことまでは記憶しているのですが、その後の記憶が曖昧です。人事部会、政策部会、更には2度目の庶務Ⅰ部会等を担当したように思いますが、何時だったかは定かではありません。

作業部会以外のことでは、平成7年度の幹事長

で、平成12年度の副会長の飯田伸行先生に、京都で開催された日本工業所有権法学会の研究発表会へご一緒させて頂き、京都でご馳走になったことが思い出されます。また、田中正治先生が会長を務めた平成9年度の幹事長で、平成14年度の副会長の村田実先生は、幹事長当時車で通勤しており、幹事会後に何回か自宅付近まで送って頂きました。

村木清司先生が会長であった平成12年度に幹事長を務めさせて頂きましたが、その年の初冬に、平成11年度の副会長であった小塩豊先生の訃報に接するという、予期せぬ出来事に遭遇したことが思い起こされます。

幹事会等の会合後の飲み会に頻繁に顔を出すようになったのも幹事長時代からです。それが原因ではないと思いますが、その後胆石を患い、平成10年度に副会長を務めた加藤朝道先生からは、同じ病気で手術をした経験談をうかがいました。但し、私はまだ大事に石を持ち続けております。

お名前を出させて頂いた以外にも多くのPA会の先生方と交流させて頂き、会合後の一杯を息抜きにしながら、現在に至っております。

3 副会長候補として

平成18年度の日本弁理士会会長には、PA会から谷義一先生が立候補されています。

私は、平成13年度に谷先生が日弁政策委員長のときの日弁政策副委員長、平成14年度に谷先生が日弁幹事長のときの日弁副幹事長として、谷先生とご一緒させて頂きました。谷先生が会長として立候補する時期に私が副会長としてPA会より推薦されたのは、このような過去の流れも一つの理由だと思います。

最近の日本弁理士会及び弁理士を取り巻く環境を見ますと、決して楽観できる状態ではないと思います。知的財産が社会の注目を集めておりますが、これは順風にのみ作用するものではありません。知的財産が社会の注目を集めれば集めるほど、日本弁理士会及び弁理士に対する社会の要求は高

度で多様化し、評価も厳しくなることが避けられません。

社会の日本弁理士会に対する評価は、弁理士個々に対する評価の向上により向上しますが、日本弁理士会に対する評価の向上により弁理士個々に対する評価が向上することはほとんどありません。年々厳しくなりつつある評価を確固たるものとするのは、弁理士個々の日々の研鑽以外にはないと思います。

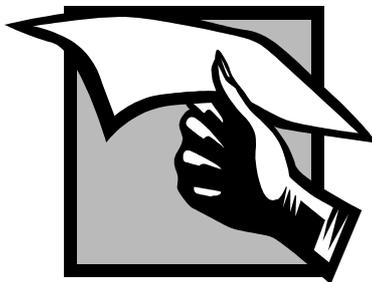
日本弁理士会会則によりますと、日本弁理士会は、弁理士の使命及び職責にかんがみ、弁理士の品位を保持し、弁理士の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに弁理士の登録に関する事務を行うこと

を目的としています。この目的からして、弁理士個々が研鑽を積み、個々の評価を向上させやすい環境を整えることも、日本弁理士会の重要な役割の一つであると思います。

私は、元々リーダーとしての素養はありませんが、サポートに徹することは不得意ではありません。当選することができたら、この環境の整備という観点を念頭に置きながら、会長を強力にサポートし、精一杯副会長としての職責を全うする所存です。

皆様方のご支援ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

文書責任者：大西正悟





日本弁理士会東京分室 (アキバウイング) 雑感

福田 伸一

平成 17 年 7 月 1 日、2 日、4 日の 3 日間、秋葉原駅前ダイビルで弁理士の日記念行事が執り行われた。記念行事全体の企画実行は P A 会鴨田哲彰先生がセンター長を務める広報センターである。

記念行事初日、ダイビル 2 階コンベンションホールでオープニングセレモニーが始まるのを待っている私は、1 年前のことを思い出していた。

地域活動促進本部

平成 16 年度正副会長会は、弁理士による地域支援強化をはかるべく地域活動促進本部（委員会）を立ち上げた。私は、知的財産支援センターの副センター長を務めていたこともあり、この地域活動促進本部にも所属していた。

確か、6 月の定例委員会において、担当副会長から「東京プロジェクト」なるものの説明があった。秋葉原駅前に建設中の高層ビルに産学官連携拠点となる「秋葉原 I T センター（当時仮称）」が開設されることになっており、そこへ日本弁理士会が入居して組織的に積極関与するかどうか、というようなものであった。説明を受けながら、私は「そういえば、秋葉原って久しく降りていない駅だなあ、昔は電気街、今はオタクの街だと聞いているけれど・・・」と漠然と考えていた。そのため、委員会が終了する頃、委員長から「そういうわけだから、福田先生、ちょっと手伝ってきてよ」と告げられたときも、何となく人ごとのように思っていたのであった。

東京プロジェクト WG

担当副会長の下、東京プロジェクト WG が立ち上がった。とはいえ、メンバー表を見て唖然！、その多くは現役副会長、会長経験者、副会長経験者、何となく嫌な予感、そして、予感は見事の中してしまった。私が座長になってしまったのである。しかも、入居する場合には仮契約等、様々な段取りが必要であり、且つ、スケジュールが極めてタイトであること、相当なお金が動くことか

ら日本弁理士会総会マターであることが判明した。どうやら、大変なことに首（というか全身）を突っ込んでしまったのかもしれない！！

とにもかくにも、仮契約スケジュール等の関係から、入居する場合には、早急に会員の賛同を得る必要があった。WG としては、遅くとも 8 月中に報告書を提出しなければならなかった。

平成 16 年夏は「アキバの夏」であった。「秋葉原 I T センター」が開設されるに至った経過、目的、周囲の環境、それらと弁理士会の関わりを調査等しつつ、毎日のように考えていたような気がする。WG メンバーの意見を参考にしつつ期限間にまとめた報告書、残念ながら関連委員会や会派等の反応は、「総論はわかるけど、具体的に何するの？」等、冷ややかなものが多かった。

確かに、その通り。しかし、私の頭の中にあっただのは、「何をするか、というのは入居前に弁理士会の都合で決めるようなことではない、まずは弁理士会が組織として霞ヶ関から街に出ることが必要、街に出れば必ず何かが始まり、その拡がり、弁理士会の予想を超えたものになるはず。」というものであった。

秋葉原クロスフィールド

担当副会長等のご尽力の結果、平成 16 年 10 月 / 12 月の臨時総会、平成 17 年 3 月の定時総会において、日本弁理士会の東京分室に関する各種議案が成立した。

その頃には、WG ではなく委員会組織になっていた。また、先端弁理士育成の場としての「知財ビジネスアカデミー」構想が具体化しつつあった。

一方、ダイビル内産学官連携フロア全体については、正式に「秋葉原クロスフィールド」と命名され、交流会のようなものが開催されるようになっていた。

記者会見

平成 17 年 2 月、「秋葉原クロスフィールド」入

居組織による記者会見が催された。私には、日本弁理士会プレゼンのために5分間という持ち時間が与えられていた。当日は新聞、雑誌関係はもとより、TVカメラも幾つか入って会見場は満員、かつて自分が経験したことのない記者会見であった。

うまくアピールできたら相当の広告効果だろうが、東大、筑波大、産総研等と一緒に太刀打ちできないかもしれない、と思いつつ、持ち時間の範囲内で弁理士会をアピールした。キーワードは「知財側面における産学官民、地域の接着剤となるべく弁理士会は霞が関（＝官庁街）から秋葉原（＝街）に進出し、積極的に機能する。」であった。翌日、日本経済新聞の朝刊に「秋葉原ダイビルに日本弁理士会等入居…」の見出しがあった。

ダイビルオープン

平成17年3月31日、秋葉原ダイビルオープニングセレモニーが盛大に開催された。石原都知事のスピーチの中で、幾度と無く「知財」が用いられていたのが印象的であった。感無量！

「やはり、日本弁理士会はここへ進出して良かったのだ」。

7月1日、日本弁理士会東京分室（アキバウイング）がオープンした。

私の目の前では、会長等によるテープカットが行われている。この後は、「知財ビジネスアカデミー」の開校式、勇壮な太鼓による導入を経て「商標キャラバン隊」の結団式へと進み、午後は「日

本弁理士会中央知的財産研究所設立10周年記念公開フォーラム」が開催される。

明日、7月2日は「弁理士の日記念全国一斉無料特許相談会」、「ROBO-ONEグランプリ in 秋葉原」、「米村でんじろうサイエンスプロダクションによる実験アカデミー」、「ASIMOショー」、「二足歩行ロボットKHR-1の公開製作会」等、多数のイベントが開催される。

7月4日は国際活動センターが主体となり、各国の知財高裁判事等を招いて「弁理士の日記念／知的財産高等裁判所設立記念国際シンポジウム」が開催される。

何れのイベントも、あまり日本弁理士会が経験したことがないものであり、しかも、霞ヶ関以外の地を使って数日間に亘って多様なイベントを開催するのも初めての試みであろう。

慣れないために段取りが悪かったりするかもしれないが、きっと成功するに違いないと確信している。

秋葉原ダイビル内に開設した日本弁理士会東京分室（アキバウイング）は動き出したばかりである。これからどのような方向へ進むのか不透明なところもあるし、短期的に目に見える成果を出すことは難しいかもしれない。

しかし、私は、必ずや秋葉原クロスフィールドは日本のIT、ベンチャーの聖地となり、そこに居を構える日本弁理士会が重要な役割を果たす日が来ると確信している。



アキバウイングオープニングセレモニー 弁理士の日記念フェスタ

7月1日～7月4日

7月1日（金）

- ・日本弁理士会東京分室オープニングセレモニー
- ・商標キャラバン隊結団式
- ・知財ビジネスアカデミー開校式
- ・弁理士の日記念／日本弁理士会中央知的財産研究所設立10周年記念第3回公開フォーラム



7月1日、弁理士の日記念行事の開催です。



会場ロビーには、発明相談用パネルの展示もありました。



いよいよ、東京分室（アキバウイング）開所式の始まりです。



勇壮な陣太鼓の響きと共に、開所式が始まりました。



特許庁の職員の祝辞です。



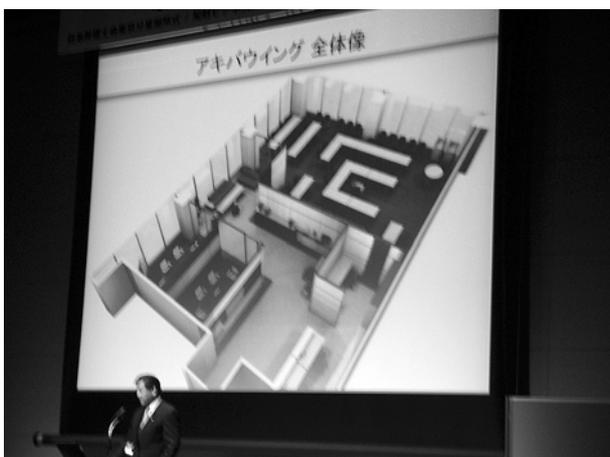
会長、副会長によるテープカットにより、東京分室オープン！！



アキバウイング運営委員長の挨拶です。



商標キャラバン隊の結団式です。PA会の先生も壇上へ。



アキバウイングのイメージが示されました。



開所式終了後には実際にアキバウイングに潜入してみました。

7月2日(土)

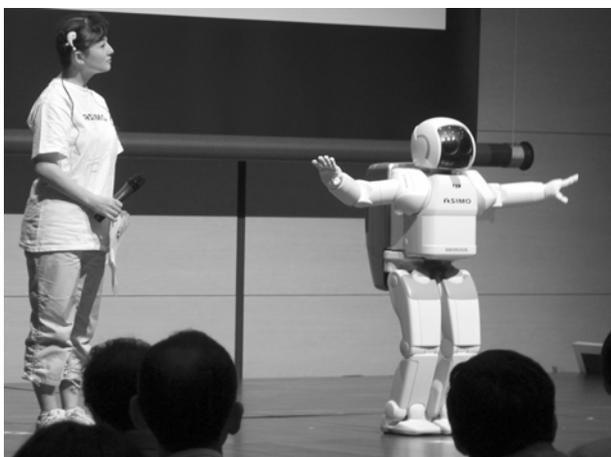
- ・ 弁理士の日記念全国一斉無料特許相談会
- ・ 1日ロボット製作
- ・ 実験アカデミー
- ・ ROBO-ONE グランプリ in 秋葉原
- ・ 広がる知財ワールド



米村でんじろうサイエンスプロダクションによる実験アカデミーに皆興味津々です。



ROBO-ONE グランプリ in 秋葉原は多くの観衆を集めました。



広がる知財ワールドでは ASIMO ショーも行われました。



弁理士による三重奏です。まさに広がる知財ワールド！！

7月4日(月)

- ・ 弁理士の日記念／知的財産高等裁判所設立記念国際シンポジウム
- ・ 弁理士の日記念／日本弁理士会中央知的財産研究所設立 10 周年記念／知的財産高等裁判所設立記念祝賀会



知的財産価値評価推進センター について

小林 かおる

1. はじめに

弁理士登録をして約3年になります。偶然、知人に誘われたことと、毎月上京できることのメリットに惹かれて、昨年度からこの委員会に属しています。昨年度は知的財産価値評価推進センター会則等の作成に関与し、本年度は現状ではホームページの立上げ等に関与しています。特に、昨年度の会則等の作成過程での例規委員会とのやりとりについては、批判が飛び交う高い緊張感の中で「何だかすごいなあ」と感じながらそこにいたのを覚えています。

そのような中、知的財産価値評価推進センター全体としては、評価人候補者の募集を既に開始しており、評価人の育成を図っていこうという時機にきています。

知的財産の価値評価は、既に多くの弁理士や、民間企業・公認会計士等によっても多方面で行われています。しかし、一般的な目で見ると、弁理士は、知的財産の価値評価とは「縁遠い」のではないかと感じています。偶然が重なって知的財産の価値評価を行うことになったという場合の方が多いのではないかと感じています。

知的財産価値評価推進センターでは、知的財産権の価値評価を今後、弁理士の業務として普及し、根付かせることを含め、知的財産の積極的活用を図る環境の創出を目論んでいます。その過程において、現在は人材育成を図る時機であり、知的財産価値評価推進センターへの帰属の有無を問わず、評価人候補者の募集をしています。この機会に、是非、ご一考下さいますよう、お願い致します。

2. 経緯

知的財産の価値評価については、平成8年度から内部の委員会において研究等が行われてきました。詳細な経緯は省略しますが、実績としては、「特許権の価値評価についての調査・研究に関する報告書」（平成12年度）、「知的財産権評価マニュアル（譲渡価格評価編）」（平成14年度）、「知的

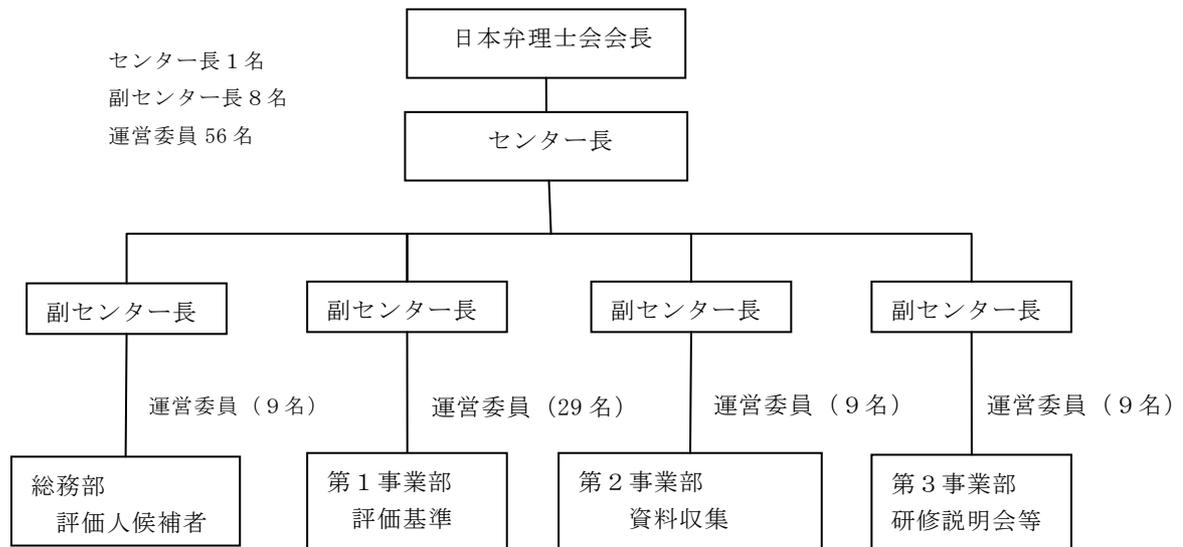
財産権評価マニュアル（譲渡価格編Ⅱ）」（平成15年度）、「知的財産の価値評価テキスト＜平成16年度＞」（平成16年度）等があります。また、裁判所からの評価人推薦依頼について89名の人選を行ってきました。

3. 組織及び活動の概要

知的財産価値評価推進センターは、弁理士が関与する知的財産権の価値評価について客観性及び妥当性の向上を図るとともに、知的財産権の価値評価業務を行う弁理士を支援するための事業を行うことにより、価値評価業務の改善進歩を促し、もって知的財産権の活用に寄与することを目的としています（日本弁理士会会則第17号第150条の2参照）。この目的を達成するために、知的財産価値評価推進センターには、総務部、第1事業部、第2事業部、及び、第3事業部の四事業部等が設置されています。人員構成は、センター長1名のもとに、各部を担当する副センター長が合計8名つき、各部は数人～数十人の運営委員によって構成されています。

第1事業部は、各評価人が価値評価業務を行う際に準拠し又は参考とする価値評価基準・価値評価マニュアルの策定・改廃及びその利用の促進を行っています。例えば、これまでの成果の検討を通じて各種権利に関する知的財産価値評価マニュアルを策定する他、新たに、複合権利の価値評価マニュアルの作成を開始しています。同一の製品・サービスについて、特許権・意匠権・商標権、これらの未登録権利、著作権、不正競争防止法による法益、各種契約などが重畳している場合の価値評価のあり方を検討しています。

第2事業部は、価値評価又は価値評価業務に関する資料収集・情報整備・研究並びに提言を行っています。例えば、知的財産価値評価に必要な市場調査、価値評価指標の作成及びその利用形態の整理等、評価結果の集積及びその整理を行って



ます。市場調査については、調査会社を招いての勉強会が8月に行われました。

第3事業部は、評価人候補者の研修、研修所主催の会員研修の企画提案・講師選考・研修テキスト編集を行っています。

総務部は、評価人候補者登録に必要な申請書・登録簿の整備、各種広報企画・パンフレット・センター報の編集・発行、外部からの価値評価相談窓口、日本公認会計士協会及びその地域会との交流企画、価値評価に関する研究分野の企画、その他各部の調整等を行っています。

4. 今後の活動

知的財産価値評価推進センターは、評価人候補者登録申請書を2005年6月号のJ P A Aジャーナルに掲載し、評価人候補者の登録を開始しました。今のところ期限を設けることなく、随時、評価人候補者の登録の受付を行っています。評価人候補

者として登録されると、知的財産価値評価に関する研修会等への参加の機会が与えられます。第一回目の研修が東京にて7月に行われました。同内容の研修が大阪にて9月末頃にも行われる予定です。知的財産価値評価推進センターは、こうした活動を通じて評価人の育成を行っています。

5. 評価人の育成

「実際、どのようにして、価値評価を行うのか」は、大きな関心事です。具体的な手順等はこれから決めていきますが、担当者が知的財産の価値評価に精通していないときには、必ず、熟練者や経験者も担当する方向で検討が進められています。知的財産価値評価推進センターは、このような工夫をしながら、評価人候補者が業務を通じて実績を積み、スキルを磨く機会を提供していきます。

以上



CHUBU

中 部 部 会

田 中 敏

1. 中部部会の概要

中部部会は、現在30名弱の先生によって構成されています。ここ数年、中部地方でも合格者数が30～40名ほどに増えてきていますが、残念ながら近年合格者はなかなか入会してくれません。これは、中部部会では、同好会や研修に参加する機会が少ないことが原因の一つになっているような気がします。ゴルフをやったりスキーをやったり麻雀を楽しんだりするのは好きだけど、じゃあ誰と一緒にやるかということになると、昔の仲間たちは遠くに転勤になったり家庭の事情があったりして予定が合わない、となると、どこかのムラの同好会に入って楽しもうかということで、入会する動機づけになることがあると思うのですが、中部部会でPA会の同好会に参加するのは難しいですね。なので、「PA会に入会すると、何か楽しいことがあるのですか？」と聞かれると、答えに窮してしまいます。結局、「年に数回の勉強会があるため、ノンポリで過ごすよりは勉強する機会があるし、他の先生とディスカッションもできるので刺激になるよ。」と答えています。

2. 今年の活動

9月29日に五十嵐孝雄先生による「米国特許出願の中間手続の基礎」を行います。中部部会に所属している先生と昨年度の合格者を対象としており、参加希望者は20名ほどになる見込みです。今回は東京の先生を講師として招くのではなく、名古屋在住の五十嵐先生にお願いしました。

3. 祝賀会

中部部会も毎年、合格祝賀会を開きますが、これは12月の忘年会及び勉強会を兼ねています。中部部会会員よりも合格者の数の方が多いので、予算的に厳しく、別々に会合を開く余裕がありません。ところで、以前は、合格祝賀会の席で合格者から入会したいという声があがったりしましたが、最近はそういうことも少なくなりました。せっかく貴重な予算を割いて祝賀会を開くのですから、合格者のうちPA会に興味を持っている人だけを対象にするなどの工夫がいるかもしれません。ちょっと愚痴っぽくなりましたが、中部部会に対してアドバイスがありましたら是非お願いします。



JINJI

人 事 部 会

神 林 恵美子
藤 谷 史 朗

本年度は、変則的ながら、人事部会は幹事二人体制で会務をこなしています。なぜ二人体制にしたかという、人事部会の仕事は突発的にかつ集中的に短期間で行わなければならない場合が多々あり、仕事や体調との関係上、一人では支障を来す場合が生じかねないという危惧があったためです。ということで、今年、藤谷史朗及び神林恵美子の二人が人事部会の幹事となっています。

人事部会の主な仕事は、日本弁理士会及び日本弁理士クラブに対して、委員会・センターなどの委員を推薦することです。本年度の日本弁理士会の委員会・センターの委員等の人選作業では、日本弁理士会にとっての初めての試みだったと思いますが、「次年度人事検討委員会」という任期が平成 17 年 2 月～3 月の 2 ヶ月の委員会を日本弁理士会の委員会の一つとして立ち上げ、各派閥の代表を集めて、委員会・センターの委員等の人選を行いました。

また、日本弁理士会によるもう一つの新たな試みとして、各派閥による人選と並行して、広く一般会員からの公募の受け付けも行いました。公募自体は従前から行われていましたが、例年は派閥による人選が完了した後に行われていたようです。結果として、公募から名乗りを上げてきた会員との調整が必要となりましたが、広く人材を募るといふ面では、利点もあったと思います。

因みに、日本弁理士会の平成 17 年度の委員会及びセンター等は以下の通りです。

選挙管理委員会、審査委員会、福利厚生共済委員会、綱紀委員会、紛議調停委員会、登録審査会、防災会議、例規委員会、総合政策検討委員会、役

員制度検討委員会、地域活動促進本部、全国支部化推進委員会、九州支部設立準備委員会、秋葉原クロスフィールド運営委員会、業務環境委員会、弁理士倫理委員会、コンプライアンス委員会、弁理士推薦委員会、財務委員会、会館等委員会、知的財産政策推進本部、弁理士法改正特別委員会、広報センター、情報企画委員会、パテント編集委員会、知的財産価値評価推進センター、知財流通・流動化検討委員会、学生の知財教育コンテスト委員会、特許委員会、意匠委員会、商標委員会、ソフトウェア委員会、バイオ・ライフサイエンス委員会、水際対応委員会、不正競争防止法委員会、著作権委員会、コンテンツ委員会、業務対策委員会、特許制度運用協議委員会、産業競争力推進委員会、ADR 推進機構、U-45 委員会、対外協力事業推進委員会、技術標準委員会、研修所、中央知的財産研究所、知的財産支援センター

この通り、日本弁理士会の委員会・センターの数はかなり多くなっていますので、PA 会からも優秀な人材を相当人数推薦する必要があります。とは言え、PA 会の会員数も約 700 名という状態ですので、顔の広いメンバーが揃っている人事部会においてすら、会員全員の顔と名前が一致するという状況からは程遠くなっています。

ということで、人選にあたっては、弁理士会委員会等の希望についてのアンケート調査の結果が重要となっています。昨年度は、委員会希望のアンケートを早めに行いましたが、本年度もこれに倣う予定です。本年 12 月頃には、全会員にアンケート票をご送付申し上げますので、奮ってご回答の程宜しく願い申し上げます。



会 報 部 会



福 島 弘 薫

会報部会は、会報誌「P A」の企画・発行及びP A会のホームページの運営を行っています。

会報誌「P A」の企画・発行では、特集記事内容の選定や執筆依頼者への原稿依頼、校正といった雑誌作成のミニチュア版の活動を行っています。会報誌の作成を通して、執筆されたP A

会会員の活動状況が身近に感じられます。

一方、ホームページでは、形式を刷新し、各作業部会における活動内容、研修のお知らせ、幹事会で議論された議事内容、同好会の活動記録を随時ホームページに掲載できるように掲載し易くしています。(http://www.pa-kai.gr.jp/)。

研修会やイベントに参加できなかった皆様も、ホームページを見ることにより、その場の雰囲気を感じ取ることができます。

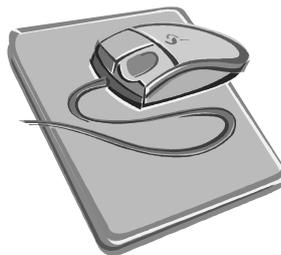
ところで、今年度、弁理士会本会では、東京分室「アキバウイング」の開所、商標キャラバン隊、

ふるさと支援隊の結成といった今までに無い活動が展開されています。会報誌「P A」では、東京分室「アキバウイング」の開所に関与され、ご苦労されたP A会の会員に執筆を頂きました。また、開所式に伴って行われたセレモニーをはじめ各種イベント風景を盛り込み、P A会会員皆様に伝えたいと思います。

また、本年度から役員制度及び役員選挙制度が変わりました。皆様にもその内容を伝えようと思い、特集記事としております。

なお、ホームページの内容を一層充実させるために、皆様からの有益な情報、近況報告を随時募集しております。ホームページに対するご意見・ご希望も歓迎しますので、お気軽にお送りください。(kaihou-bukai@pa-kai.gr.jp)

P A会への入会も随時受け付けており、ホームページの「入会申し込み」から入会可能です。P A会会員皆様方周りの無所属の先生方にも是非お誘いください。



KAIKEI

会 計 部 会

臼 井 伸 一

本年度の会計部会幹事をやらせて頂いている臼井伸一です。私は生来のろまで整理が悪いほうですので会計には向いていないのですが、副幹事長を務められている岡部譲先生が同じ事務所であり、また、幹事長の狩野彰先生から直接のご依頼もあったので断りきれず、岡部先生からわが事務所の経理担当の方に会計事務を委託してよとの許諾を頂いた上で会計幹事を引き受けた次第です。なんとも頼りない会計幹事であります。部会長と部会員はそれぞれ、同じ事務所の高橋誠一郎先生と高見香織先生にお願いし、いろいろと助けていただいております。幹事会の先輩の先生方に温かく見守られ、またわが事務所の経理担当の方が非常に有能なこともあって、なんとか無事にここまでくることができました。

会計部会は、P A会の各種活動の中で生じた費用の支払いとその記録という日常業務が中心ですから地味な存在ではありますが、P A会の活動を支えるインフラストラクチャーとして非常に重要な存在であります。また、P A会は、全会員から会費を頂くというシステムをとっておらず、全て

の運営資金を多くの先生方からの寄付に頼っておりますから、そのような先生方にご寄付の依頼をさせて頂くことも会計部会の大切な仕事です。本年度は昨年度会計からの引継ぎが若干遅れたこともあって、ご寄付の依頼をするのがかなり遅れてしまい、一時はP A会の懐がピンチになるという事態に至りましたが、その後、多くの先生方からの温かいお志をいただき、なんとか危機的状態を抜け出すことができました。やはり頼りない会計幹事であります。

皆様からご寄付頂いた運営資金は、年十数回行なわれる各種研修、年2回の叙勲褒章受章祝賀会、年1回の弁理士試験合格祝賀会、年1回の旅行会などへの補助金や、各同好会への補助金として使わせて頂いております。まさに会員の先生方からの寄付金がP A会の活動と発展の源となっているわけであります。ここに、ご寄付頂きました先生方に対しあらためて深く御礼申し上げますとともに、今後ともP A会に温かいご支援をいただきますようお願い申し上げます。



研 修 部 会

萩原康司

研修部会は、その名の通りP A会会員への研修を担当する部会です。

本部会は一般研修、新人研修、国際研修の三部門で構成され、今年度の部会長は、一般研修部門を野上晃先生、新人研修部門を鈴木大介先生、国際研修部門を市原政喜先生が担当しています。また各部門には、それぞれ10名程度の部員が属する構成となっています。

総勢30名程度からなる研修部会の部員は部会長も含めて若手中心です。その理由として、やはり研修というどうしてもベテランよりは経験の比較的浅い若手を対象としたものが多くなること、研修への参加機会が多い若手らに自ら研修を企画、運営してもらっていることなどが挙げられます。

各研修は部員達が話し合っ興味のあるテーマを決め、部会長のリードの元で研修の内容や題材を集めたり、各方面の先生方へ講師をお願いするといったように全て自主的に運営するのが原則となっています。

今年度の研修内容の一例を示せば、一般研修では法改正、能力担保試験への対策、企業の知財戦略、新人研修では進歩性の判断、商標の登録の可否判断、米国特許の初歩、発明者・顧客との接し方、国際研修では外国と日本の制度との相違点、米国主要判決、米国弁理士事情などです。その他にも様々な内容の研修が行われていることはもちろんです。各部門とも非常に活発に活動しており、年間の研修回数は20回を超える勢いです。

既に行われた研修会の報告をP A会のホームページに掲載してありますので、興味のある方はそちらをご覧ください。

研修会は、いつもは平日の夕方から弁理士会の会議室を借りて開催されています。そのためのスケジュールの管理、会議室等の手配、受付や資料の準備などを全て研修部員のボランティアで賄っています。

研修会終了後には、講師の先生を交えてささやかな懇親会が開かれています。この懇親会では、普段はなかなか近づけないような高名な講師の方々と直接お話しすることができ、研修会に加えて更に有意義な時間を過ごすことができるというわけです。

冒頭に申したように、研修部会が研修を担当する部会であることには変わりはないのですが、こうした研修会や懇親会を通じて特に若手会員の皆様に親睦を深めて貰いたいと思います。そして研修に参加するだけでなく、是非とも研修部会の仲間に加わっていただき、更にP A会の活動を一緒に盛り上げて行って欲しいと願っています。

最後になりますが、講師等を快く引き受けてくださった先生方に心よりお礼申し上げます。また3名の部会長を始めとする部員の皆様には、数多くの研修会の企画・運営にご尽力いただき大変感謝します。

次年度以降も、若手会員の大勢集まる活気のある研修部会を続けて欲しいと思います。



KIKAKU I

企画 I 部会

横田 裕弘

企画 I 部会は、本年度は春の褒章受賞者祝賀会、秋の弁理士試験合格祝賀会、そして秋の叙勲褒章受賞祝賀会の企画及び実行を担当しています。

本年度の部会構成は、部会長が濱中淳宏先生、部会員が松井伸一先生、本多一郎先生、藤谷史朗先生、赤澤太郎先生、中隈誠一先生、坂倉夏子先生、江成文恵先生及び金井建先生です。

春の褒章受賞祝賀会に関しましては、飯田伸行先生及び村田実先生が黄綬褒章を受章され、6月21日（火）に学士会館で受賞の祝賀会を行いました。飯田伸行先生、村田実先生、おめでとうございます。

秋の弁理士試験合格祝賀会は、11月22日（火）新宿センチュリーハイアットにて開催予定です。近年の弁理士試験合格者増加に伴いたくさんの合

格者が参加する予定です。多くの若手弁理士達と話す絶好の機会ですので、PA会員の皆様ぜひご参加下さい。

また、秋の叙勲褒章受賞祝賀会については12月上旬に開催を予定しております。こちらもたくさんの方のPA会員にご参加いただければと思います。

最後になりましたが、企画 I 部会の先生方には、当初「ジョクン」も「ホウショウ」も聞いたことさえなかった幹事を強力にサポートしていただいております。部会長の濱中先生をはじめ部会員の各先生方、本当にありがとうございます。本年度予定されております残り2つのイベントにつきましても、より一層のサポートよろしく願いいたします！！（←厚かましい・・・）



企画Ⅱ部会

鴨田 哲彰

企画Ⅱ部会は、原則として、旅行会と新年会・総会の企画および運営を担当しています。総会は固い行事ですが、旅行会と新年会は楽しい企画であり、一度は担当してみたいと思っておりました。ただ、実際に担当してみると、思った以上に大変です。

旅行会は、従前は、Sさんというほとんど専属の方に面倒を見て頂いていたのですが、その後、他の旅行会社、独自のルートにより手配するように変更になったようです。春から、手配ルートを探し、旅行会社と打ち合わせを行ったりしながら、幹事会に内容の承認を受けるという手続きを経なければなりません。

他の団体の年次大会運営担当者として、ほぼ同時期に行われる企画の準備をしなければならず、個人的には、大変な思いをしました。さらにぼやかさえていただくと。7月の弁理士の日までは、弁理士会の広報センターの方の行事の準備もあり、正直、大変でした。

旅行会は、8月27日、28日の2日間にわたって行われました。今年は、初日に全員でSL旅行および観光を行うという、PA旅行会としては初めてといえる企画でした。ただ、皆様へのご案内が、上記の理由により、かなり遅れてしまい、すでに日程を調整できないご事情のためか、参加者が若干少なく、残念に思うと共に、申し訳なく思っております。

旅行会自体の内容は、この会報に、別途、報告記が掲載されると思いますので、ここでは省略させていただきますが、参加者には非常に好評でした。この反省を、次年度の幹事は引き継いで頂ければと考えております。

新年会・総会の準備を始めなければなりません。総会への参加者がわずかでは、非常に問題になりますので、早めに皆様にお知らせできるようにいたします。

是非、新年会・総会には多くの会員の皆様にご参加頂けるよう、ここにお願い申し上げます。



政 策 部 会



井出 正威

本年度、狩野幹事長のご指名により、昨年度の足立泉先生の後を受け、政策部会を担当することになりました。

PA会政策部会では、日本弁理士クラブ、日本弁理士会等の様々な政策問題を議論し、日本弁理士クラブを通じて、または、PA会として、日本弁理士会に対して意見の提出や要望を行っております。

政策問題といっても多岐にわたりますが、今年は、「関東支部」の問題と、「弁理士法改正」の問題が現在のところ最も大きな問題になっております。

関東支部については、平成17年3月23日の日本弁理士会臨時総会で、弁理士会会則第104条が下記のように改正されました。

(支部の設置)

第104条 本会は、1の都、府、県若しくはこれに準ずる1行政区画又は隣接した2以上のこれらの地域を合わせた地域を1地域（以下、この1地域を「支部地域」という。）と定めて、全国すべての地域に支部を置く。

2 支部地域は会令で定める。

3 支部は、支部地域内に事務所を有する会員をもって組織する。

4 支部は、下部組織を設けることができる。

従前、支部は、「支部所属弁理士の合計が50人を超えると、これらの弁理士の請求により、1行政区画又は隣接した2以上のこれらの区域に支部を設けることができる」とされていました。

これに対し、上記改正会則第104条1項では、全国に支部を設けることが必須となったわけです。

関東支部設立については、日本弁理士会の関東支部設立準備委員会で着々と準備が進められているようです。

本年6月頃にPA会政策部会に示された全国支部設置規則案では、関東支部は東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県及び山梨県とされており。

また、従前からある近畿支部の規則をベースにした関東支部規則案も同時にPA会政策部会に示されました。

しかし、弁理士は関東に圧倒的に集中していることから、関東支部の場合、他の支部とはかなり事情が異なることも否めません。

PA会の意見としては、「支部の目的及び支部の事業」については、関東支部に属する会員は全会員の約6割であるから、日本弁理士会の機能に屋上屋を架すことのないように、関東支部設立の意義、特に、地域貢献という趣旨に基づいて最小限度に止めるべきであるという意見を日本弁理士クラブに提出しております。また、「支部長の選出方法」については、日本弁理士クラブとも同調し、透明性のある選出方法が選択されるべきであり、選挙とすべきであるとの意見も提出しております。

関東支部については、本年度中に設立することが目標ですので、さらに今後の動向に注視する必要があります。なお、本年9月末頃に日本弁理士会から関東支部設立に関する説明会が開催されるとの情報を得ております。

弁理士法改正については、平成13年の弁理士法改正から来年で5年経過することから、今年から弁理士法の見直しが始まるようです。

まず、今年から、特許庁の委託を受けて知的財産研究所（知財研）での研究が始まり、これをベースに、来年2月の産業構造審議会知的財産政策部会を経て、その後、速やかに改正が行われる模様です。

知財研では、弁理士、大企業、中小企業に対して、弁理士法改正に関するアンケート調査を実施し、日本弁理士会の弁理士法改正特別委員会も知財研のものとは重複しない内容で独自にアンケート調査を実施するとのこと。これらのアンケート調査は、本誌発行時には既に完了しているものと思われます。

平成13年の弁理士法改正以後、知的財産推進計画の下、弁理士業務の実態は急速に変化していることは確かです。

しかし、こういった急速な変化の中でも、弁理士の仕事を魅了するものとしていくという努力が必要と思います。

このような観点から、政策部会でも、弁理士法改正について十分に検討し、適時、意見を提出していきたいと思っています。

庶務 I 部会

杉本 由美子

庶務 I 部会は、主として、月に一度開催される PA 会幹事会の準備作業を担当しております。

幹事会に関する具体的な仕事は、事前の弁理士会館会議室の予約に始まり、各先生の出欠席の確認、出席者の弁当等の注文、当日の会場準備および後片付けで一息つき、最後に議事録を作成して 1 クール終了という流れです。この議事録については PA 会 H.P. にも順次掲載されておりますので、幹事会で実際にどのような内容の報告や議論がなされているのか、ご興味をお持ちの方は、概要ではありますがご覧いただければ参考になるかと思えます。

庶務 I 部会に関して、本年度特に大きく変わった点としては、幹事会の開催通知および出欠席の連絡方法として e メールを導入したことが挙げられます。従来は、FAX 同報サービスというシステムを利用して、FAX 送信により相互に連絡を行っておりましたが、本年度中途より、メーリングリストを利用した e メール連絡に切り替えました。この変更については、連絡がより簡便になったと

いうことで歓迎されている先生が多いようです。

本部会は、仕事の性質上多人数の部会員を必要としないため、本年度は、部会長の穂坂道子先生との二人三脚で務めております。この場を借りまして、日ごろなにかとご助力をいただいております穂坂先生に、改めてお礼を申し上げておきたいと思えます。

私自身、幹事会への参加も今年が初めてであり、最初は何をするにも緊張したのですが、任期も半ばを過ぎ、ようやく少し慣れてきたように思えます。幹事会への参加がほぼ必須となる立場であるため、知識が薄いながらも毎回幹事会での諸先輩先生方のやりとりに触れてきて感じたことは、弁理士会という組織は、思った以上に多くの先生方が様々なレベルの組織で活動され、結果として成り立っているものだということです。私はグリーン PA というまだまだ若輩の身でもあり、弁理士としての自分のあり方を考える意味でも、非常に意義深い機会を与えられていると感じております。



庶務Ⅱ部会



中野 圭二

本年度は、担当幹事の私と部会長の田中勲先生、部会員の赤澤克豪先生の3名体制です。庶務2部会は、会員データの管理、同報FAXシステムの管理、PA会メーリングリストの管理、および会員名簿の発行を担当しています。以下、部会の業務を簡単に説明します。

【会員データの管理】 主として以下の3つの業務を行っています。

(1) 新規入会の申込を受け付けると、幹事会に入会承認を諮ります。幹事会の入会承認を得た後、会員データ、同報FAXシステム、およびPA会メーリングリストに登録します。新規入会会員には、会員名簿と会報をお送りしています。

(2) 日本弁理士会が毎月発行するJPAAGジャーナルに会員の異動届が掲載されます。この中からPA会員を抽出し、異動の内容を会員データ、同報FAXシステム、およびPA会メーリングリストに反映します。

(3) PA会のホームページ、名簿や会報に掲載されている届出用紙などにより、随時会員からの変更届を受け付けています。(2)と同様に、届出内容を会員データ、同報FAXシステム、および

PA会メーリングリストに反映します。

【同報FAXシステムの管理】

リクルート(株)が運営する同報FAXシステム(リクルートFAX)を利用して、PA会からのお知らせ、幹事会、作業部会、同好会の連絡を行っています。このシステムに登録されている、発信者リスト、同報者リストの管理を行っています。上述した会員データの更新とともに、同報者リストを更新しています。

【会員名簿の発行】

上述した会員データに基づいて、毎年1回、会員名簿を発行しています。

【連絡手段のメーリングリストへの移行】

現在、PA会の連絡は、同報FAXシステムを中心に使用し、研修案内の再送等に補助的にメーリングリストを使用しています。今後は、研修案内の送付をメーリングリスト中心に切り替えていく予定です。そこで、メーリングリストに未登録の方(電子メールの件名の頭に[PA-ALL05030]等が付いたメールを受信されたことのない方)は、電子メールアドレスの登録にご協力をよろしくお願い致します。



SHOMU III

庶務Ⅲ部会

本 多 一 郎

庶務Ⅲ部会では、P A会会員、更には日本弁理士会会員等の慶弔事作業をしています。例えば、春／秋の叙勲褒章の時期には、日本弁理士会事務局から当部会幹事へのF A X連絡に基づき、祝電等により受章会員に祝意を表します。

また、会員等に不幸があった場合にも、日本弁理士会事務局から当部会幹事へF A X連絡があり、そのときは事案をP A会慶弔規定（P A会名簿末

尾掲載）に基づき処理し、弔電、生花等により弔意を表します。あわせて、その旨をP A会会員へ同報F A Xにより報告します。この作業は、通夜、告別式の日取り等を連絡するという重要な役割があるため、一刻を争います。

従いまして、当部会は地味ながら1年を通して気の休むことのない部会であります。



組 織 部 会



泉 克 文

1. 組織部会の行うべき活動（役割）は、「P A会を組織として円滑に機能させ且つ発展させるために好適な活動を立案して実行すること」と理解しています。

そのための活動として、今年度は、以下の活動（1）及び（2）を実行・予定しています。

（1）情報の発信

電子メールを利用して、研修セミナー、ゴルフ大会等の各種イベントの案内と、同好会等の活動状況及び研修部会によるセミナー開催状況につき、P A会会員向けに情報を発信することにより、情報の周知を図ります。そのために、昨年度の幹事である神林先生が始められた「みんなで学ぼうP A会」及び「みんなで遊ぼうP A会」をタイトルとする電子メール通信を継続しています。

（2）弁理士試験論文式筆記試験合格者向けの口述模擬試験の企画・実行

組織部会の主活動です。口述模擬試験は、準備と実行に多くの労力を要するのですが、論文試験合格者数の増加と論文試験合格者の要望を考慮して、定員を昨年度より若干増やして、135名とする予定です。部員全員で協力して何とか成功裏に終わらせたいと思っています。

今年度の口述模擬試験は、10月3日（月）と10月4日（火）の二日間（時間は両日とも18:30～21:00）にわたって開催する予定です。

（厳密に言えば、日程はまだ最終決定ではありませんが・・・）会場は弁理士会館の3階会議室です。

P A会の若手会員の皆さんには、試験の講師としてご協力いただかなくてはなりません。今年度は54名（！！）という多数の講師が必要です。今はとにかく、早めに講師が揃うことを祈るばかりです。

2. 本年度の部員構成は次のようになっています。

部会長： 本田 昭雄先生

部員： 野上 晃先生、大山 健次郎先生、穂坂 道子先生

4名の部員はみな他の部会等の部員・委員を兼

務しており、多忙なのですが、時間を割いて活動してくれています。

私事ですが、私は、昨年度に引き続き、知的財産支援センター（第3事業部）と特許委員会の活動もしております。今年度は、双方とも、予想していた以上に負担が大きく、そのこともあって、幹事会への出席や組織部会の活動が制約されているのが実状です。それにもかかわらず、今まで何とか活動が継続できているのは、上記の組織部会部員の先生方の尽力の賜です。ありがとうございます。

3. 昨年度は研修部会を担当させていただきましたが、研修部会の行うべき活動（職務）は明確でしたので、迷うことはほとんどありませんでした。良質で興味深い研修会を多数開催することだけを考えていれば済んだのです。また、各研修部員の熱心な活動（熱意は幹事のそれを遙かに超えていました）により、当初期待していたものに近い成果が得られたと思います。

しかし、組織部会の活動については少し迷いました。結局、幹事長の狩野彰先生と昨年度の組織部会幹事の神林恵美子先生のご意見・ご要望を考慮して部員同士で議論した結果、上述の二つの活動を計画し、現在進行中です。

4. この点に関し、4月に福村直樹先生から、「弁理士会の各委員会に参加しているP A会会員から同委員会の活動を、P A会会員向けに電子メールで知らせてもらうようにする」という提案がされました。その目的は、各委員会の活動をP A会会員（特に若手）に知ってもらい、委員会活動への参加意欲を惹起したい、ということにあります。

福村先生のご提案のご趣旨はよく理解できましたので、同提案について組織部会で検討しましたが、「委員会の数がかかなり多いので、年度内に全委員会について活動報告をしてもらおうとすると、報告担当の各委員に負担がかかるし、組織部会の負担が過大になる恐れがあるから、すぐに実行に移すのは難しいのではないか」、「一部の委員会についてだけ活動報告をすることになると、不公平になる」、等の意見が出た結果、未だ実行には至っ

ておりません。これをきちんと実行するには、部員の数をもう少し増やすと共に、年度当初から開始できるように各委員会の委員に「委員会の活動報告を書いて欲しい」との依頼が行きます、と予告しておく等、いくつかの準備が必要と思います。

なお、私が関与している知的財産支援センターと特許委員会については、私自身が活動報告を書くことができますので、少なくともこの二つについては、「試行」として、活動報告を電子メールで配信してみようと思っています。(これが次年度以降の実施に際し、いくらかでも参考になれば幸い

です。)

5. この拙文をかいている今、年度の約2分の1が経過しており、組織部会（ひいてはP A会）の一大行事である口述模擬試験の準備が始まっています。今はこの大役を成功裏に終えることに集中するだけです。この大役が終われば、ゴールが見えてきます。組織部会の部員の皆様、あと少しですので頑張りましょう。

以 上



平成17年度P A会

春の褒章受章祝賀会

企画1部会 部会長 濱 中 淳 宏

本年度は、P A会から、飯田伸行先生と村田実先生が、栄えある黄綬褒章を受章されました。これを祝して、平成17年度P A会春の褒章受章祝賀会が、去る6月21日（火）に学士会館にて執り行われました。

祝賀会は、例年通り学士会館の320号室を借り切って、正午から開宴されました。狩野P A会幹事長の挨拶の後、村木清司先生から飯田先生へ、小池寛治先生から村田先生へ、それぞれ祝辞を述べて頂きました。両先生からは、興味深いエピソードが披露され、和気藹々とした雰囲気ではじまりました。引き続いて、浅村皓先生に乾杯の音頭を取っていただき、会食、歓談に移りました。

学士会館320号室は、100名程度の結婚披露

露宴が開催できるほどの会場です。当日は、受章者の先生も含め、総勢39名の出席者がありましたが、少し寂しいのではないかと危惧していましたが、しかし、歓談の時間になると、会場のあちらこちらで話がはずみ、このような心配も無用であったと、ほっとしました。

後半は、狩野P A会幹事長から、記念品および花束の贈呈が行われ、最後に飯田先生と村田先生から答辞を頂きました。ここでも、両先生自らが、興味深いエピソードを披露されています。お昼の短い時間ではありましたが、おいしい食事と、少々のアルコールを交えた歓談のひとつきを過ごし、企画1部会の最初の行事は、滞りなく終了しました。



平成17年度PA会 口述模擬試験の報告

組織部会幹事 泉 克 文

1. 組織部会のメインイベントは、言うまでもなく口述模擬試験です。

今年度の口述模擬試験は、10月3日（月）、4日（火）の二日間にわたって開催し、無事終了しましたので、その報告を致します。

2. 準備

まず、準備については、以下のように行いました。

昨年度の口述模試受験者の定員は、90名（第1日、第2日ともに45名）であり、論文試験合格者が633名であったことからでしょうか、申込者総数は定員をかなりオーバーし、何人かの申込者にはお断りしたとのことでした。（それでも、実受験者の総数は106名で、過去最大となりました。）

今年度の論文試験合格者数は、昨年度と同等か少し増えるであろうと予想し、また、申し込みしたのに受験できないといった方を少しでも減らすために、口述模試受験者の定員を増やし、第1日に90名、第2日に45名としました。その結果、口述模試受験者の定員は135名になりました。

会場は、例年通り日本弁理士会館3階の会議室としましたが、第1日（10月3日）は口述模試受験者定員が昨年度の2倍になるため、同会館3階の会議室全体を使用することにしました。第2日（10月4日）は、同会館3階の第3～第6会議室を使用することにしました。

今年度の論文試験の合格発表日は9月22日（木）でしたので、申込受付は同日の正午から開始することとしました。

合格発表の当日に論文試験合格者の総数を見ると、738名でした。昨年度の633名と比べても約100名増えているので、申込は殺到するであろうと予想していましたが、そのとおりになりました。合格発表当日の正午に申込の受付を開始したのですが、738名という合格者数を反映してか、同日午後4時50分に早くも定員の135名に達してしまいました。そして、同日午後5時すぎには、PA会ホームページ上で「口述模試の申込受付終了」を通知しなければならないほどでした。

それでも申込者総数は155名に達しました。そのうち15名についてはお断りし、受験者総数は140名となりましたので、第1日に90名、第2日に50名の受験者に対して口述模試を行うことにし、各受験者に対して模試時間を割り当てました。

他方、口述模試の講師（試験官）を第1日は36名、第2日は18名の弁理士の先生方をお願いする必要がありました。例年どおり若手の先生方を中心に依頼する予定でしたが、昨年度より18名も増えるので、期限までに54名の先生方から承諾をいただけるのか不安がありました。何とか間に合わせることができました。

講師（試験官）を受けていただいた先生方のお名前は、別表に記載してあります。

3. 口述模試第1日（10月3日）

第1日は、午後5時から会場設営を開始したのですが、組織部会部員に加えて若手弁理士の先生方に手伝っていただいた結果、予想よりも早く会場設営を完了することができました。お手伝いいただいた先生方には、この場をお借りしてお礼申し上げます。

第1日は、日本弁理士会館3階の全会議室を使用し、壁に沿って略コの字状に18個のブースを作りました。特許法・実用新案法、意匠法、商標法の3つのブースを一つのグループとし、それを6グループ作りました。各ブースには2名の講師（試験官）に並んで着席していただき、両講師の正面に受験者が着席するようにしました。そして、略コの字状に並んだ18個のブースの内側に椅子を並べておき、早めに来た受験者の待機場所としました。

試験方法は昨年度と同様で、18名の受験者が18のブースに分かれて最初の法域の模試を受験し、それが終わると、同グループ内で残りの法域のブースに順に移って模試を受験する、というものです。各ブース（各法域）での模試の時間は10分間（模試が7分間、講評が3分間）であり、一人の受験者は合計30分で特許法・実用新案法、意匠法、商標法の3つの法域の模試を完了する、というこ

とにしました。その結果、30分毎に18人の受験者が受験が完了しますので、それを5回繰り返せば90人の模試を実施することができます。全ブースで模試が時間通りに行けば、途中で10分間の休憩時間を挟んで、午後8時40分に全受験者の模試が終了する予定でした。

受験者には、受付にて、受験番号と受験者氏名、模試開始時刻、ブース番号及び受験する法域の順序（特・実→意匠→商標、意匠→商標→特・実または商標→特・実→意匠）を記載した受付票を渡し、ブース内での移動方法を説明しました。受験者の入室後は、待機場所、受験方法について追加説明しました。

午後6時より口述模試を開始しましたが、30分を経過するころから少しずつ遅れが生じ始めました。しかし、昨年の経験が生かされたためか、大きな遅れは生じず、結局、午後9時頃に予定していた85名の口述模試を終了することができました。

この程度の遅れで85名もの受験者の口述模試を終えることができたのは、大成功と断言したいと思います。

実は、当日は4名のキャンセル連絡と1名の無断欠席があったのですが、野上先生の判断で、キャンセルや無断欠席の受験者の代わりに既に待機中で時間帯の異なる他の受験者を割り当てる等の処置を適切に施したことにより、大きな遅れを回避できたように思います。

当日は、受付は本田先生、野上先生、穂坂先生が交代で担当しました。泉と受付を担当していない先生は、室内で受験者一人ひとりに対する案内役をしました。

なお、第1日は、幹事長の狩野彰先生がオブザーバーとして口述模試の全体を傍聴されました。

口述模試の終了後、講師の先生方の慰労会を行いました。その場には、オブザーバーの狩野先生のほか、村田実先生と渡辺敬介先生も参加いただき、大いに盛り上がりました。狩野先生、村田先生、渡辺先生にはご寄付もいただきました。ありがとうございました。

4. 口述模試第2日（10月4日）

第2日の運営は、基本的に第1日と同様です。

第2日は、第1日と同様にして会場設営をしたのですが、ブース数が第1日の半分であることと、作業に少し慣れたこともあって、第1日より早く会場設営が完了しました。

第2日は、日本弁理士会館3階の第3～第6会議室を使用し、第1日と同様に、壁に沿って略コの字状に9個のブースを作りました。各ブースには2名の講師（試験官）に並んで着席していただ

き、両講師の正面に受験者が着席するようにした点、略コの字状に並んだ9個のブースの内側に椅子を並べておき、早めに来た受験者の待機場所とした点は、第1日と同様です。

午後6時より口述模試を開始しましたが、第1日とは異なり、あるブースで大きな遅れが生じてしまいました。当日は2名のキャンセル連絡と1名の無断欠席があったのですが、無断欠席者に気づくのが遅れたため、そのグループのブースが空のまま時間が経過してしまい、結局、そのグループの進行が10～15分程度遅れてしまいました。

第2日は、受験者が定員の45名よりも5名多く、終了予定時刻が9時10分であったので、終了時刻が9時よりかなりずれ込み、その後の慰労会の時間にかなり食い込むことを覚悟したのですが、野上先生の判断で、特・実→意匠→商標という法域の受験順序も変えて空いたブースに待機中の受験者を順次割り当てるという処置を施した結果、終盤は模試を全ブースで同時進行させることができ、大きな遅れを回避できたように思います。

こうして、予定終了時刻を少し過ぎただけで、47名の口述模試を終了することができました。

口述模試の終了後、講師の先生方の慰労会を行いました。第1日より人数は少なかったのですが、口述模試の全日程が終了したこともあって、楽しい時間を過ごせました。参加していただいた先生方、ありがとうございました。

5. 準備作業の分担と気づいた点

今年度の組織部会部員は、本田昭雄先生（部会長）、野上晃先生、大山健次郎先生、穂坂道子先生の4名です。作業分担は次のように決定しました。

受験申込の受付： 本田昭雄先生

講師（試験官）の依頼： 野上晃先生、穂坂道子先生

講師（試験官）： 大山健次郎先生（第1日、第2日の両日担当）

今回の口述模試を実施した結果、気づいた点は次のとおりです。

54名の講師（試験官）の依頼作業は、2名で分担したこともあって、まだ良かったのですが、1名で担当した受験申込の受付作業が予想以上に大変でした。その理由は、第一に、口述模試受験者の定員を135名に増やしたこと、第二に、申込者が第1日と第2日ではほぼ同数になったため、第1日を90名に、第2日を45名に調整する必要があったことです。そのために、申込者リスト（全申込者の氏名、受験番号等の一覧表）を作成する作業に加えて、定員をオーバーした第2日の申込

者（約 25～30 名）一人ひとりに「第 1 日に変更できませんか」との照会をするという作業が生じました。その結果、この受験者の振り分け作業に大変な時間と手間を要し、受付を担当した本田先生の作業量が特に多くなってしまったようです。この点で、本田先生（及び本田先生の所属する福田特許事務所）には大変ご苦勞・ご負担をおかけしたことをお詫びいたします。

このような状況を回避するためには、受験希望日が第 1 日であるか第 2 日であるかによって申込先（担当者）を変えることが考えられます。しかし、両日の申込者数が定員通りになることはまず考えられないので、受験日の調整は必ず必要になり、その場合、日によって担当者が異なっているとその調整作業がかえって面倒になるとも考えられます。

そこで、来年度の口述模試を実施する際には、受付担当者の負担を軽減するため、また、口述模試受験者定員の増加を容易にするため、「口述模試受験申込の受付作業を外注する」ということを提案させていただきます。つまり、(1) ファックスまたは電子メールによる申込の受付、(2) 申込者の個人情報の確認とリスト作成、(3) 定員をオーバーした場合の申込者への受験日変更の可否の照会、(4) 模試開始時間の決定とリストの作成、(5) 申込者への通知、といった一連の作業の全部または一部を外部機関に外注することを提案します。

弁理士会研修所では、研修に関するアンケートの集計作業は外注されていることが多かったのですが、それと同様に、上記の受付作業を外注することは可能だと思います。そこで、負担軽減のためにあ

る程度の費用をかけてよいのなら、口述模試受験申込の受付作業を外注してはいかがでしょうか。

また、併せて、口述模試を有料（例えば数千円程度）にすることも検討してみてもはいかがでしょうか。他会派のいくつかは口述模試を有料で実施していると聞いていますし、講師（試験官）数が増えればそれに応じて慰労会の費用もアップしていきますので、P A会の予算の点からも検討する意味はあるように思いますが、いかがでしょうか。

6. おわりに

第 1 日に 90 名、第 2 日に 45 名の予定で運営しましたが、第 1 日に 4 名、第 2 日に 2 名のキャンセルがあり、また欠席が第 1 日、第 2 日ともに 1 名あったため、実際の受験者総数は 132 名（85 名＋47 名）でした。これだけの人数の口述模試を無事に完了できたので、今回の口述模試は成功といっていると思います。

講師（試験官）を担当して下さった先生方、オブザーバーとして模試や慰労会に参加して下さった先生方、また口述模試開催について多くの方でご支援いただいた幹事会の先生方、ご協力ありがとうございました。そして、組織部会部員の皆様、大変お疲れさまでした。

また、浅村内外特許事務所からは、二日間で講師（試験官）として 10 名もの弁理士を派遣していただき、おかげさまで何とか 54 名の講師陣を揃えることができました。厚くお礼申し上げます。

大山健次郎先生と阪田俊彦先生には、お忙しいなか、二日間とも講師を務めていただきました。ありがとうございました。

第 1 日（10月3日）

	講師氏名			オブザーバー
	特許・実用新案	意匠	商標	
1 G	稲田 弘明先生	佐藤玲太郎先生	望月 良次先生	幹事長 狩野 彰先生 村田 実先生 渡辺 敬介先生
	金井 建先生	大塚 一貴先生	吉沢和希子先生	
2 G	岩永 勇二先生	鈴木 大介先生	高橋菜穂恵先生	
	園部 武雄先生	右田 俊介先生	野田 薫央先生	
3 G	杉本由美子先生	阪田 俊彦先生	岡田 英子先生	
	畑中 孝之先生	宮崎 修先生	根本 雅成先生	
4 G	中野 圭二先生	大山健次郎先生	古関 宏先生	
	野田 裕子先生	澤田 達也先生	江成 文恵先生	
5 G	中隈 誠一先生	上田 和弘先生	中山 健一先生	
	橋元 正先生	白江 克則先生	坂倉 夏子先生	
6 G	横田 裕弘先生	中村 雅文先生	神林恵美子先生	
	松本 悟先生	小林 恒夫先生	穂坂 道子先生	

第2日（10月4日）

				オブザーバー
	特許・実用新案	意匠	商標	
1 G	石渡 英房先生	花村 恭伸先生	河合 千明先生	
	市原 政喜先生	尾首 亘聰先生	田中 彰彦先生	
2 G	小林 英了先生	阪田 俊彦先生	鴨田 哲彰先生	
	林 篤史先生	眞野 修二先生	谷崎 政剛先生	
3 G	青木 充先生	大山健次郎先生	田中 勲先生	
	平林 千春先生	本田 亜季先生	寺島 正己先生	

オブザーバー欄には、ご多忙の中、慰労会に駆けつけてくださった先生方も含めております。

Photo

口述模擬試験の様子



平成17年度PA会旅行会報告

市 東 篤
阪 田 俊 彦

平成17年度PA会旅行会（観光）の報告

市 東 篤

PA会では会員の親睦と交流のため毎年夏に旅行会が開催されています。本年度は8月27日～28日に静岡県・寸又峡温泉にて開催されました。わたしは、今回の旅行会に始めて参加させていただきました。前日に台風11号が伊豆半島に近づいて天気が心配されましたが、台風一過、旅行会は二日とも素晴らしい天気にも恵まれました。2日目のゴルフは倒木のあるコースを回ることになりましたが・・・。

今回の旅行会は、たんなる宴会だけでなく目的地へ向かう旅上でも交流を深めようということで、多くの参加者が静岡県の金谷(島田市)に集合し、大井川鉄道のSLに乗って寸又峡入口の千頭(せんず)まで観光を楽しむ企画が加わりました。寸又峡は大井川に沿って40～50キロ程上流に入った奥大井溪谷にあります。千頭からはアプト式電車で長島ダムまでのぼり、さらに溪谷沿いの細道をバスに乗って目的の翠紅苑に向かう半日の旅です。わたしは、SLだけでなくゆっくりとした列車の旅自体も久々で、開け広げた窓から移り変わる溪谷を眺めながら本当に楽しい時間をすごすことができました。参加の先生方もみな同じように解放的な気持ちになられたようで、歓談を楽しみながら目的地に到着するころには、すっかり旅の友としてうちとけることができました。

アプト式電車は、歯形(ラック)付きレールと歯動輪(ピニオン)とを使って急勾配を登り降りする形式で、平成2年に長島ダムの建設に伴って採用された日本で唯一のものだそうです。アプト式電車が連結される際には、わたしだけでなくめずらしいもの好きの先生方がレールを覗き込み、その仕組みが話題となりました。このような話題で盛り上がることもできるのも、日ごろからめずらしい技術や知的財産に携わっている方々が集うPA会の旅行会らしいところです。

長島ダムでも1時間ほど待ち合わせの時間があり、ダムを見学する機会にも恵まれました。長島ダムは、洪水の防止や水資源の確保を目的として

平成14年に竣工した新しいダムです。子供たちと共に堰をわたって対岸のふれあい館を訪ね、下流の吊り橋からアプト式鉄道に戻ってダムを一周する散歩は、かなり上り下りがあったいい運動になりました。長島ダムでは周囲の尾根を残して自然植生の試験調査も行われているそうです。最近ではダム建設の見直しもすすめられているようですが、このような山奥に立派なダムを建設できる技術はたいしたものと思わずにはいられませんでした。

夕方ようやく目的地に辿りつき、露天温泉に入って半日の旅の疲れをおとしたのち宴会です。寸又峡温泉は無色透明で、入ると皮膚がつるつるになります。200年ほど前にイノシシが浸かっていた沢水を掘り下げたところに温泉が湧いたそうですが、一度源泉が水没したのち、昭和32年に再び湧き出したものだそうです。寸又峡温泉は、広告看板を置かない、ネオン灯をつけない、芸者を置かないというルールがあるそうで、とても静かな山奥の素敵な雰囲気温泉です。

宴会では、狩野幹事長によるご挨拶と小池常任幹事による来期方針の報告ののち、すぐに田中相談役の音頭で乾杯となり、奥大井溪谷の料理を楽しみながら皆で2時間ほど歓談を楽しみました。このような宴会は、日ごろなかなかお話しすることのない先輩の弁理士の方々ともフランクな会話が進むので、あっという間に時間が過ぎるものです。二次会も同じ旅館のなか皆さんとカラオケを楽しみました。お酒が入ってカラオケのマイクを握ると、思いもかけない外国の歌をうたわれるかた、踊り始めるかた、アニメソングを歌われるかたなど様々で、先生方の日ごろお目にかかれない新しいお顔を拝見することができます。

温泉は、やはり好きな時に何回でも入るので最高です。二次会が終わってからもう一度温泉につかってゆっくりしたのち、それぞれ部屋に戻って深夜まで様々なお話が続いたようです。わたしは同世代の先生方3人と同室となり、日ごろ感じていることや、最近の対外的な弁理士会の活動などについてそれぞれが様々な思いを語り合うことができ、とても有意義でした。同じような思いを抱

えている先生方と話しているうちに、自ずと解決の道筋がみえてくることもあるものです。

翌日は「夢の吊橋」などへのハイキング組とゴルフ組とに分かれ、ゴルフ組のわたしは、なんと早朝6時からバスに乗って昨日半日をかけて上ってきた道を静岡カントリーの島田コースへ向かうことになりました。結果は他の方がご報告するとおりですが、日ごろの精進不足を痛感させられるいつもとおりとなっていました。同じパーティで回られた方々にはご迷惑さまでした。次回までには、もう少し精進して頑張りたいと思います（いつも思っているのですが・・・）。当日中に東京へ帰らなければならないため、お土産を買う時間もないまま掛川駅から新幹線こだま号に飛び乗ることになってしまいました。空いているこだま号でお弁当とビールを飲みながら東京駅に着くまで、ゴルフ組の皆さんと雑談しながら、最後まで楽しい時間を過ごすことができました。

今回の旅行会の企画担当の先生方は、本当にごくろうさまでした。初めての参加ながら、とても有意義で楽しい2日間をすごすことができました。いままで旅行会に参加されたことのない会員の方も、次回の旅行会には是非参加されてみてはいかがでしょうか。次回は、きっと今回以上に素晴らしい企画が用意されると思います。

以上

PA旅行会の旅行記

阪田俊彦

今年度の旅行会は、「秘境？を行く」をテーマに、蒸気機関車とアプト式鉄道を楽しみました。

☆東京駅から新幹線「こだま」号と在来線を乗り継いで金谷駅ですが、もう新幹線でビールを飲んでいる人もいて盛り上がっています。

☆蒸気機関車

金谷駅に集合して大井川鉄道に乗り換え、これから秘境への出発となりました。私は、蒸気機関車には不快な思い出があり（或る一定以上の年齢の方はおわかりいただけるとと思います。）、関西本線、参宮線を通っての伊勢参り？が蘇りました。トンネル内の悪夢の再現かと思いましたが意外と煙が少なく、これは種を明かすと後ろから電気機関車が押していたのでありました。そんなわけで、レトロ感覚の旅でした。途中、元近鉄特急と元京阪特急とすれ違いました。個人的には近鉄特急の方が快適なのだと思います。

昨年度は、能力担保研修のため途中から参加の〇〇先生も、今年度ははじめから参加で盛り上がりは十分です。

☆アプト式

秘境に行くアプト式鉄道で次はディーゼルです。長島ダムに向けて上っていきませんがスリル満点でした。これについてはなんだこれくらいという先生方もおられるでしょうが、人の感じ方はいろいろなのです。

☆長島ダム

下は見ないことにして、人工湖の方を見ました。元気な人はダムの下の方の橋を渡っていましたが、私は遠慮しました。この上に更に井川ダムがあります。秘境といいながら、立派な人工建設物と道路があり、「秘境？を行く」は看板に偽りありと言えなくもありませんが、雄大な自然の中で歩いたことは確かなのです。

☆寸又峡温泉

奥泉駅からバスに乗って寸又峡温泉、山と尾根を超えて、この「秘境？を行く」にぴったりと相成りました。ただただ、運転手の腕を信じるだけで間違うと崖に真っ逆さまです。寸又峡温泉は通常の温泉街にありがちないわゆる「色街」的要素がなく文字通りの温泉です。

☆大宴会

蒸気機関車に乗らずに来た（現地集合）人もいて大宴会となりました。昨年に比べ盛り上がりには欠けるという声もあるかもしれませんが、秘境の地で旧農家を移築したような宴会場であるため、「たまにはこういうところも良い」ということで盛り上がりました。写真を見れば昨年度並みの盛り上がりであるとおわかりいただけます。

☆第二次会

お決まりのカラオケ二次会です。特に、〇〇先生の熱唱は昨年同様元気いっぱいです。ただ、今年は参加者が少ない分だけ格調高いものとなりました。

昨年度は四次会まであったようですが今年はこれでお開きとなり、後は各自の部屋で飲みました。おつきあいさせてしまった〇〇先生、寝不足にしまして申し訳ありません。

Photo

スナップ写真



「旅行会の観光で印象深かった吊り橋です。一番後ろが舟橋先生、その前が鈴木利之先生です。」

ボーリング同好会

幹事 鈴木 利之



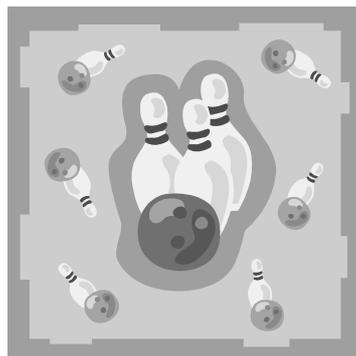
ボーリング同好会では、各年度6回のボーリング大会を開催しています。そのうち、12月の大会は日弁ボーリング大会を兼ね、また、平成2年度からは10月頃の大会を春秋会と合同の大会として、他会派との親睦も図っています。さらに、年6回のうちの1回程度を男女ペアによるミックスダブルスの大会として、会員だけでなく、家族、友人、事務所の所員の方々も参加できるようにしています。

通常の大会は、3ゲームの合計得点による個人戦を基本としており、会員ごとのハンディを加算して、毎回の順位を決定しています。ハンディは直近30ゲームのアベレージに基づいて、毎年4月に更新しています。年度の途中でも、優勝するとハンディが5だけ減少し、最下位になると5だけ増加します。このようなハンディ戦としているために、誰にも優勝のチャンスがあります。また、

約1時間半のボーリングの後は、食事をしながらの歓談があり、会員の親睦を図っています。

ところで、日弁ボーリング大会は5会派の対抗戦であり、PA会は過去に多くの優勝を経験していますが、最近は優勝がなく、有望な新人が入会されることを強く期待するところです。過去にボーリングをやったことのある人、あるいは、これからストレス解消にやってみようと思っている人、是非、ボーリング同好会にご入会ください。幹事にご連絡いただければ、大会の案内をお送りいたします。

今年度は、9月13日に通常の大会を、10月3日に春秋会・稲門弁理士クラブとの合同大会を、12月15日に日弁ボーリング大会を予定しています。さらに、そのほかに2～3回の大会を予定しています。



ゴルフ同好会

主幹事 川崎 仁

ゴルフ同好会は、年4回、狭山ゴルフ・クラブ、桜ヶ丘カントリークラブ、日高カントリー倶楽部といった東京近郊の名門ゴルフコースでコンペを開催しております。残念なのは、3、4年ぐらい前までは、6組程度、20～30人が参加していたのですが、去年ぐらいからは、だいたい4組程度と参加人数が減ってきてしまっており、少し寂しい感じがしています。何か、若手の先生の中には、コンペとなると敷居が高いというような方もいらっしゃるようですが、1度参加していただければ、いかに居心地のよい会であるかが分かると思いますので、是非ご参加下さい。また、練習会をやるのではという機運も高まってきているようですし、平日に参加できない先生のために、土日にやったらどうだという声も聞かれます。

コンペはハンディキャップ方式で行われております。前幹事の古関先生も書いていらっしゃいましたが、PA会のハンディキャップは、元幹事の福田伸一先生が開発された独自の、そして緻密な計算式に依拠しており、継続して参加すれば、誰でも優勝できるチャンスがあるそうです。

各賞も、何十年かの伝統を守って、優勝、準優勝、3位賞、5位賞、10位賞、ブービー賞等の

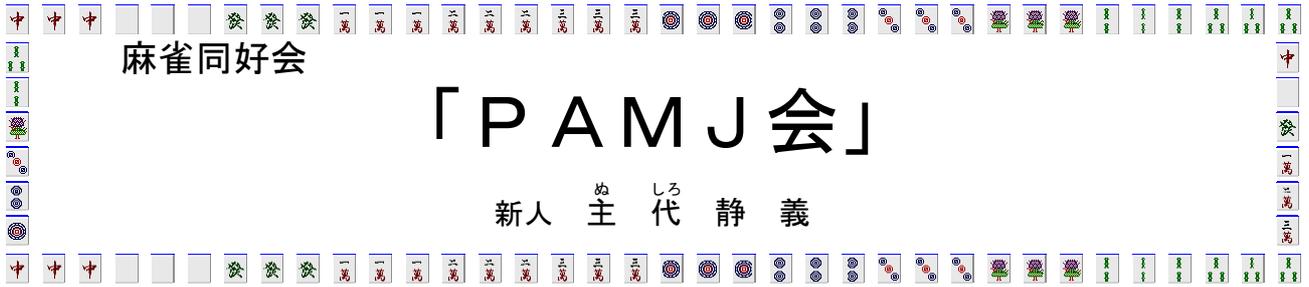
順位賞（該当しない先生は参加賞）に加え、ドラゴン賞（全員参加）、シニアドラゴン賞（65歳以上）、グランドシニアドラゴン賞（70歳以上）、ニヤピン賞（ショートホール）のホール賞（なんと、賞の無いホールは2ホールだけ）、更に加えて大波賞、小波（水平）賞、ベスグロ賞等、盛りだくさんの賞を設けております。

今年のコンペは、第1回目を3月29日に狭山ゴルフ・クラブ（優勝：阿部先生）で、第2回目を6月2日に桜ヶ丘カントリークラブ（優勝：大西先生）で行いました。第3回目は、9月29日に日高カントリー倶楽部で行う予定で（本誌が発行された時点では終了していると思いますが）、第4回目は、11月の終わりから12月の初めに行う予定です。

本年度は、7月24日に、村田先生をお祝いし（黄綬褒章）、福田賢三先生を慰労する（副会長退任）コンペも、武蔵野ゴルフクラブで行ないました。写真をご覧ください。

最後に、多くの先生にご参加頂くにはどうしたらよいか、コンペを更楽しく魅力的なものにするにはどうしたらよいか等で、アイデアをお持ちの先生は主幹事の川崎までどしどしご提案下さい。





麻雀同好会

「PAMJ会」

新人 ぬしろ 代 静 義

今回は、新人にということで私に執筆の順番が巡ってきたようですが、これが決して「若手に」といった趣旨でなかったことを祈りつつ、思いつくまま筆をとることにしました。

土曜日の半ドン制がまだ残っていたのはいつ頃までであったろうか。それまでは、土曜日の午後になると、職場のボーリング大会や麻雀大会があちこちで頻繁に開催されていた。しかし、麻雀となると、まったく経験の無い人には参加しにくい感があるが、その頃は、不思議と職場の大半が参加して一喜一憂し大いに盛り上がっていた。

中国発の麻雀は、一説には、アメリカを経由して日本へ伝わってきたとのことで、私の少年時代に遡るが、家庭麻雀が大いに流行った「麻雀黄金時代」ともいえる時代が遙か昔にあった。

いわゆる家庭麻雀とは言いにくいですが、私の場合は、親父が自宅に同僚を呼んで麻雀をする際に、予定したメンバーが遅くなったり、急遽来られなくなったりすると、私も、小中学生の頃、一丁前に駆り出され、いきなり、煙草の煙の中で大人の雰囲気を感じたことを思い出す。

しかし、いまや、趣味の多様化時代となり、また、個人単位の楽しみに移り変わっていく中で、いわゆる家庭麻雀は殆ど耳にしなくなってきている。そのためか、いまや、職場の仲間同士でも、悲しきかな、麻雀大会はもとより、好き者同士が雀荘へ出向くことは、高年齢層の一部を除いて急激にその影をひそめた感がある。

特に、麻雀大会については、土曜休日制への切

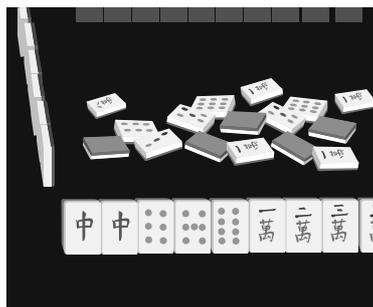
り替えが大きく影響し皆無に近いのではないだろうか。しかし、ここPA会には、幻となりつつある麻雀大会が健在している。その名は「PAMJ会」、いかにも、その意味が即座に解りそうな名称ではないか。

実は、私は、昨年の秋、PA会に入会させていただいたところ、最初に連絡をいただいたのが、この「PAMJ会」からであった。しかも、その存在すら知らずにいた私に、いきなり、PAMJ会の入会承認通知と次回開催通知が届いた。どうも、このPAMJ会の重鎮である大先輩からの突然の贈り物であったようだ。なんと、ありがたいことか、PAMJ会は、このように、技量の上手、下手にかかわらず暖かく迎えてくれる、そんな包容力（強引？）に富んだメンバーで構成されている。

実際に参加させていただくと、比較的若い人も、また、決して若いといえなくても気持ちの若い人ばかりで構成され、賑やかな雰囲気になっている。そして、ちゃんと大会らしいルールと景品が用意され、いや、用意してくださっていて、しかも、成績に関係なく勝負に負けても素敵な参加賞をいただける。

決して難しいことは言いません。是非、一度、当PAMJ会の大会を覗いてみてはいかがでしょうか。偶数月の第一土曜日、午後一時から虎ノ門近くの家庭的雰囲気の雀荘内で多少でも興味のある方を全員で心よりお待ちしております。

PAMJ会はいまも健在です。



アウトドア同好会

幹事 松田嘉夫



この同好会は、野外活動を通じてPA会員およびご家族の皆様の親睦とリクリエーションを図ることを目的としています。“アウトドア”というとまずキャンプや釣りを想像されると思いますが、当同好会は会員の嗜好や体力に合わせてより幅広い分野で野外活動の楽しみを享受することをモットーとしています。

これまで当同好会では、“ウォーキング・プラスアルファの楽しみ”をテーマに、次のような行事を実施してきました。

- 箱根・鎌倉古道ハイキング（平成14年3月）
 - 丹沢・ヤビツ峠～岳ノ台ハイキング（平成14年11月）
 - 高尾山・自然観察ハイキング（平成15年3月）
 - 秩父・丸山&温泉ハイキング（平成15年11月）
 - 富士登山会（平成16年6月）
 - 冬の北陸で鳥類と甲殻類に親しむ会（石川県加賀市・平成17年1月）
- いずれもPA会HP（ホームページアドレス <http://PA-KAI.GR.JP>）に写真入りの楽しいリポートが掲載されています。また、最後の「冬の北陸

で鳥類と甲殻類と親しむ会」については別項で清水徹男先生による報告が掲載されていますので、そちらもぜひご覧下さい。

なお、こうした野外活動だけでなく、企画会議を兼ねた懇親会や、舟橋栄子先生による貴重な海外遠征記録を中心としたビデオ映写会など、仕事の後で気軽に参加できる会合も随時的に開催しています。そのような催しについてもその都度ご案内を差し上げておりますので、興味をお持ちの方はぜひご参加ください。

・今後の活動予定

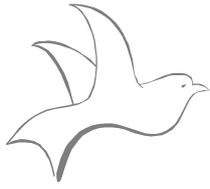
本誌の発行と前後して恒例の秋のハイキングが実施されていることと思いますが、この原稿を書いている時点では実施時期等は未定です。実施の際は、その詳細をPA会HPにお知らせとして掲載いたします。タイミングが合うようでしたら皆さんもぜひご参加ください。もちろん同好会会員でなくともOKです。

当同好会への入会希望やご意見等は幹事の松田までお知らせください。電子メールご利用の方は次のアドレスまで：matsuda@gotoh-pat.com

・救命講習について

野外活動では思わぬ怪我や病気に遭遇しがちです。そこでアウトドア同好会では消防庁や日本赤十字社が主催する救命講習の受講を奨励しています。

講習への参加方法などをPA会HPの当同好会のページにて簡単にご紹介しています。興味をお持ちのかたはぜひご覧ください。



冬の北陸で鳥類と 甲殻類に親しむ会の報告

清水徹男会員 記

・ 1月22日（土）

JR米原駅前にはけっこう雪が残り、北上したらどうなることかと少々気懸りになる。名古屋の岡戸先生ご一家は既に車で到着、松田幹事がレンタカー借用手続中に大阪からの参加者2名も到着、合流する。

まずは琵琶湖に沿って北上、途中車窓からカモやカイツブリの仲間がいろいろ見えるが先を急いで湖北水鳥湿地センターに到着。観察舎に入るやいなや、オオワシだ、オオワシだと騒ぎながら人々が飛び出してくる。遠い距離ながらも、成鳥の見事なオオワシが飛ぶ姿や木に止まる姿を観察することができたのは望外の幸運だった。

このセンター前の湖畔にはガンの仲間のヒシクイが多数翼を休めている。人怖じするガンをこのような間近で見ることができるのも、この場所が安全であることを承知しているからであろう。枯れ葦の間に遊ぶのは冬羽根のオオジュリン、地味な、マニア向きの小鳥。ここでは各種のカモやサギなど、合計28種の野鳥を観察することができた。

越前海岸は予想に反して雪がなく、野生のスイセンを観察しながら快適に北上、片野荘へ。お待ちかねの越前蟹を十分に視覚と味覚で観察した。

・ 1月23日（日）

片野鴨池から早朝に飛び立つマガンを見よう、と大阪の小森先生のご提案で6時半に宿舎を出る。具合よく片野鴨池観察館のレンジャーが早朝から見えており、しかも暖かい館中に特別に入れてくれたのはあり難かった。ようやく明るくなった7時半頃、約2千羽のマガンが一斉に飛び立つ。壮観としか言い様がない。このような自然のスペクタクルが見られる機会はわが国では極めて稀、小森先生、ご提案ほんとうに有難うございました。

一旦宿舎に戻り朝食のあと、再度観察館へ。昼食後にも再訪したから、この日は都合3回、観察館を訪問したことになる。それでも飽きることがない。

マガンは飛び去ってもヒシクイが多数残り、コハクチョウも多い。遠くながらも関東では珍しいトモエガモや、真っ白いミコアイサ（カモの一種）が見られ、更にここではオジロワシが姿を現わしてくれた。琵琶湖のオオワシみたいな成鳥ではなく、若鳥ではあったが、それでもすぐ近くのマツの枯れ枝に止まる姿はやはり貫禄がある。小森先生の慧眼はハシビロガモや遠くのカワセミを見つけてくれたし、午後にはクマタカも飛んでくれた。

片野鴨池では合計34種の野鳥を観察、二日を通算して44種の野鳥を観察することができた。特にマガンとヒシクイ、それにオオワシやオジロワシなど、いずれも稀少生物として天然記念物の指定を受けている貴重な野鳥が自然に生きる様子をまじかに充分観察することができたのは得難い経験。これらの野鳥観察を通じて自然環境保全の大切さを学んだ有意義な二日間であった。

なお二日間に観察した野鳥は下記の通りである。

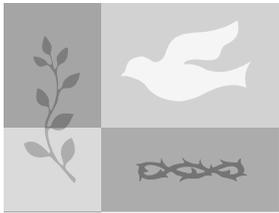
カンムリカイツブリ、カワウ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、マガン、ヒシクイ、コハクチョウ、マガモ、カルガモ、コガモ、トモエガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、ミコアイサ、トビ、オオワシ、オジロワシ、クマタカ、オオバン、ケリ、オオセグロカモメ、ウミネコ、キジバト、カワセミ、アオゲラ、コゲラ、ハクセキレイ、セグロセキレイ、ヒヨドリ、モズ、ツグミ、ウグイス、エナガ、シジュウカラ、オオジュリン、カワラヒワ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス

Photo

スナップ写真



琵琶湖畔にて



観察風景



片野鴨池観察館前にて



スキー同好会

幹事 藤谷 史朗



PA会スキー同好会では、初心者からベテランまで参加できるスキー旅行会を毎冬開催しています。

例年出かけているスキー場は、尾瀬岩鞍スキーリゾート（関越自動車道沼田 I.C. から 1 時間）です。このスキー場へは、東京駅から貸切りバスで約 3 時間半かけて出かけたり、上越新幹線で上毛高原まで行ってホテルのバスなどで現地に行ったり、運転の好きな人は直接クルマで向かったりしています。

尾瀬岩鞍スキー場は、雪が豊富でコースも多彩。上級者向けから初心者向けまで、よく整備された白銀の斜面が我々を待っています。

昨シーズンも、尾瀬岩鞍へのスキー旅行会（平成 17 年 2 月 18 日（金）～20 日（日））を行いました。このスキー旅行会も、東京駅と尾瀬岩鞍との間を貸切りバスで往復しましたが、期間中現地での天候の悪化もなく、各コースとも雪量も多く（少し多すぎ？）、快適に滑ることができました。

お子様連れで参加の先生も、お子様の上達で子離れでき、それぞれ楽しそうに滑っていました（写真（1）、（2）参照：なお、PA会ホームページのスキー同好会のサイトには、もっと沢山の写真が掲載されています）。

バスの往路途中、いつも寄る店でアルコール燃料も仕入れており、そのおかげでか、夜も皆さんスキー談義やお仕事の話題で燃え盛っていました。

冬の山に出て雪面を滑り降りるスキーは、日頃机に向かって仕事に明け暮れる我々には格好のストレス解消のスポーツです。毎年、出かけるまでは仕事の片付けや道具の準備などいろいろ煩わしく感じたりしますが、いざ滑り始めるとストレスは吹き飛び、結局、やっぱり来てよかったとの気持ちでいっぱいになります。

PA会スキー同好会に入れば、このように楽しいスキーシーズンが過せます。皆様のご参加をお待ちしています。



写真（1）



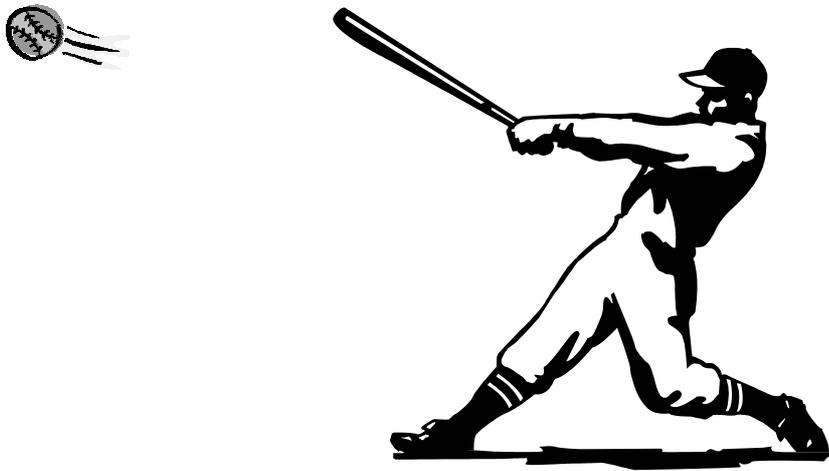
写真（2）

ソフトボール同好会

幹事 蔵合正博

PA会ソフトボール同好会は例年、年に2～3回東京近郊のグラウンドを借りて試合ないしは練習を行うことを目標としております。しかし最近では、同好会の会員の皆様も高齢化したために、あ

まり活発には活動しておりません。若手の会員が増えて、以前のように同好会内部で、或いは他のクラブのチームと試合や練習ができるようになることを期待しています。



スクーバダイビング同好会

幹事 黒川 朋也



スクーバダイビング同好会は、毎年1～2回、スクーバダイビングツアーを企画・催行しています。今年は、9月23・24日に、東伊豆に潜りに行ってきましたので、その様子をレポートしたいと思います。



9月23日、朝9時。南方よりじわじわと迫りくる台風17号の影におびえながら、東伊豆、城ヶ崎海岸駅に降り立った。迎えに来てくれたダイビングサービスのスタッフに海の様子を聞いてみたところ、「台風はまだまだ小笠原の先ですよ。大丈夫、潜れますよ。」と笑顔で答えてくれたが、その笑顔が少し引きつっていたことに気づいたのは、私だけではないはずだ。

ダイビングサービスに移動すると、参加者の日ごろの行いが良いせいか、台風の接近とはうらはらに、暑い日ざしが戻ってきた。皆は、台風のことなどすっかり忘れ、準備を手際よく済ませると、ひとりひとり、魅惑のグラン・ブルーの世界に吸い込まれていった。

まずは、1ダイブ目。台風の風の影響で、水面付近はうねっていた。しかし、日頃の自主トレの成果がでたのか、我が同好会のメンバーは、このうねりをものともせず、水底に潜行していった。そこでまず見たものは、自分の体ほどの魚を10本の足で捕まえ、動きを封じ込めているイカ。あたかも「水中生物の捕食」というタイトルの科学教育番組でも見ているような光景であった。この

ような光景を生で見られるのだから、ダイビングはやめられない。

静寂な海中を泳いでいくと、波に揺れるイソギンチャクの群生、その中で一生懸命に外敵（ダイバー）を威嚇して自分のテリトリーを守ろうとするクマノミ、まるで原色の絵の具をこぼしたように色鮮やかなウミウシ、太陽の光を浴びてきらきらと銀色に光るキビナゴの群れなど、一年中でもっともにぎやかな秋の海が広がっていた。Nさんは、陸に上がった後、「口をあけていれば、キビナゴの群れが飛び込んできそうだった。そうすれば、キビナゴの踊り食いだ。あっ、その場合、醤油が要るな。あっはっはっ。」などと、興奮めなことを言っていたが。。



旬の海の幸がたっぷり乗った海鮮丼をほおばった後、2ダイブ目。今度は、砂地（海底が岩ではなく砂のエリア）を回った。砂地は地味だが、よく見ると面白い奴らがたくさん潜んでいる。まず出会ったのが、ハチ。トビウオのように羽を広げて泳ぐきれいな魚だ。そして、ダテハゼ、テッポウエビ、ハナハゼの三者共生。テッポウエビが住みかとなる穴を掘り、ダテハゼはテッポウエビが穴を掘っている間、外敵が来ないかどうかの見張り役。ハナハゼは、普段は自由奔放に泳いでいて、危険を感じるとテッポウエビの掘った穴にちゃっかり隠れてしまう居候。まるでどこかの会社のAさん、Bさん、Cさんの関係を思い出してしまう。

砂地をのんびりと観察していると、遠くのほう

から真っ黒な大きな砂嵐が近づいてくる。台風の影響か、と思ってびっくりしていると、砂嵐の中心は、何を隠そう、4、5人のダイバー集団だった。水底付近でうまく浮力を確保できず、砂を巻き上げながら、匍匐前進していたのである。ある意味、いいものを見せてもらった。Rさんは、彼らを「煙幕集団」と名づけ、律儀にログブック（ダイバーがダイビング履歴を記録しておく手帳）に記録していた。

ダイビングツアーの楽しみは、ダイビングだけではない。そう、夕食である。夕食には、カマスの塩焼き、アジのたたきなど、新鮮な海の幸が満載だ。どれもこれも、東京で普段食べるものとは一味違う。海の幸に合うのはやっぱりお酒、ということで日本酒を頼んだところ、「日本酒は置いていない」と断られてしまった。そこで、交渉人N

さんの登場である。2～3分の交渉の後、1升瓶を担いできた。きっと、売り物ではなく、宿のご主人が個人的に楽しもうと思って買い置きしておいたお酒だったのではないだろうか。ご主人、申し訳ない。その後、NさんとTさんは、「明日は、台風の影響でダイビングは中止になるだろうから、今夜は飲もう!!!」とあって、2人でほぼ1升を飲んでしまった。

NさんとTさんの予想通り、翌日、台風の影響でダイビングが中止になってしまったことは言うまでも無い。

スクーバダイビング同好会では、随時、会員を募集しています。スクーバダイビングが好きな方、興味のある方は、是非、幹事までご一報ください。一緒に碧の世界を探検しましょう。



テニス同好会

幹事 平 山 洲 光



1. 平成 16 年度の日本弁理士クラブ主催テニス大会

－ 6連勝! PA会連続優勝記録更新中! －

平成 17 年 1 月 29 日、品川プリンスホテル高輪テニスセンター(室内コート)において、PA 2、春秋 1、甲南 1、無名 1、稲門 1 の 6 チームによる総当戦を行い、我ら PA 会テニス同好会は、平成 11 年度以来の 6 年連続で優勝を飾りました。

優勝メンバーの勇姿は、添付写真をご覧ください。

後列左から、常連助っ人の斉藤秀俊氏、新人の谷崎政剛先生、ベテラン会長の後藤政喜先生、ベテランの川島利和先生、新人の中野圭二先生、田中勲先生、前列左から新人助っ人の松田有為子氏、小生、新人の藤谷史郎先生の計 9 名、藤谷先生の初勝利など新人の活躍がなければ、2 チームでの参加は勿論、優勝はおぼつかなかったところ。新しい流れができてます。

2. 日本弁理士協同組合主催テニス大会

平成 17 年 4 月 2 日、昭和の森テニスクラブにおいて、PA 1、春秋 2、甲南 1、無名 1、稲門 1、弁ク 2、同友 1 の 9 チームによる総当戦を行い、PA 会テニス同好会は、優勝の同友会、2 位の弁クに次いで、3 位に入賞しました。

3 位とはいえ、若々しい田中先生、ベテランの

後藤先生がフル出場するなど、人数不足の稲門に助っ人を出しながら、昨年 4 位から 3 位に順位を上げ、且つ、最終戦まで同友会と並んでトップに立っていたのですから、次から 2 チームを出せば優勝をねらえるところに来ています。

入賞メンバーは、添付写真の通りです(藤谷先生、川島先生が写真から抜けています。)が、新たに、新人の岩永勇二先生とベテランの岡部譲先生ご夫妻が加わりました。

岡部先生には奥様にも参加して頂きありがとうございます御座いました。戦力アップして頂いたばかりでなく、久しぶりに岡部先生の流れるようなテニスを拝見できました。また、特筆すべきは、松田治躬先生の奥様でもある有為子氏をお嬢様の松田真砂美先生が 2 大会とも応援に来て頂いたことです。新人ばかりでなくメンバー一同大いに励まされました。ありがとうございます御座いました。

3. 練習会のお知らせ!!

毎週水曜日、18:30~20:30、ベテランのコーチがついて、地下鉄千代田線湯島駅近くの黒門小学校の校庭で練習会を開いております。初心者からベテランまでどなたでも奮ってご参加下さい。一回の練習でテニスに開眼します。初参加の連絡は平山へ!!

(連絡先) 幹事 平 山 洲 光

TEL 03-3253-5693

FAX 03-3253-5695

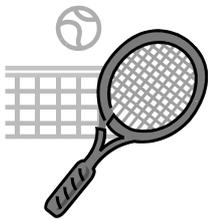
E-mail: hirayama@kikuchi-hirayama.com

Photo

スナップ写真



平成 16 年度日弁テニス大会



PA会運営資金に ご寄付いただいている先生方

PA会会計幹事 臼井伸一

PA会は、伝統的にその会務運営に要する費用を会員の先生方による任意のご厚意に依存しております。

会員の方々へのご寄付の依頼状は、例年PA会幹事長と会計幹事の連名で発送させていただいております。

ここに、本年度の会務運営費をご寄付いただきました先生方のお名前を掲載させていただき、PA会の会務運営に対して賜りました深いご理解に心から御礼申し上げます。

なお、PA会会報19号より、当該年度にお振り込みいただきました先生方のリストを掲載しております。本年度も、平成17年9月30日現在までにお振り込み頂きました先生方のお名前を掲載させていただきますので、その点ご了解下さい。

最後に、新たにご寄付をお申し出下さる場合には、下記の郵便振替口座に1口5千円を目安にお振り込み下さい。

郵便振替口座番号 00170-7-536820

加入者名 PA会

阿形	明	浅野	彰	浅村	皓	厚田桂一郎	阿部美次郎	新井	孝治
荒井	俊之	安瀬	正敏	飯阪	泰雄	飯田 岳雄	飯田 伸行	飯田	房雄
五十嵐	孝雄	石黒	健二	泉	和人	泉 克文	一色 健輔	井出	直孝
井出	正威	伊東	彰	伊藤	茂	伊東 忠彦	伊藤 充	稲垣	清
稲葉	良幸	井上	豊昭	井上	元廣	井上 義雄	猪股 祥晃	今村	正純
岩田	弘	宇都宮	正明	江原	望	大家 邦久	大垣 孝	逢坂	宏

大谷	保	大塚	文昭	大音	康毅	大西	正悟	大橋	英明	大場	正成
小笠原	吉義	岡田	守弘	岡戸	昭佳	岡部	正夫	小川	順三	小川	信一
押本	泰彦	小野	尚純	小原	二郎	影山	光太郎	加古	進	柏谷	昭司
春日	讓	片桐	光治	片山	英二	加藤	朝道	加藤	一男	加藤	卓
香取	孝雄	狩野	彰	上山	浩	鴨田	哲彰	河合	千明	川上	宣男
川口	義雄	川崎	仁	川野	宏	川和	高穂	神崎	敬直	木川	幸治
菊谷	公男	菊池	武	菊池	武胤	草間	攻	工藤	宣幸	工藤	実
久保田	藤郎	栗原	和彦	黒川	朋也	桑原	英明	小池	寛治	國分	孝悦
小島	清路	児玉	喜博	後藤	政喜	小西	富雅	小林	英一	小林	和憲
小林	純子	小林	十四雄	小山	欽造	櫻木	信義	佐々木	聖孝	佐藤	正美
市東	篤	品川	澄雄	治部	卓	清水	徹男	須賀	総夫	杉浦	正知
杉村	興作	杉本	博司	杉本	文一	鈴木	利之	鈴木	秀雄	鈴木	学
須田	正義	関	正治	曾我	道照	高梨	範夫	竹内	澄夫	田下	明人
田中	敏博	田中	正治	田中	義敏	田辺	恵基	谷田	拓男	谷	義一
土屋	勝	寺崎	史朗	土井	育郎	富永	一途	中嶋	重光	中平	治
中谷	光夫	西尾	章	二宮	正孝	野末	寿一	野中	克彦	萩野	平
萩原	康司	萩原	亮一	長谷川	哲哉	長谷川	洋子	馬場	玄式	平木	祐輔
平田	忠雄	広瀬	和彦	福村	直樹	藤野	清也	穂坂	道子	星野	昇
細江	利昭	本多	一郎	増井	忠武	増田	達哉	松井	伸一	松井	光夫
松浦	憲三	松田	嘉夫	松永	宣行	水野	昭宣	三宅	正夫	宮越	典明
村田	実	村松	貞男	森下	賢樹	森田	寛	森	友宏	森山	隆
柳澤	孝成	柳田	征史	山内	梅雄	山口	和	山下	穰平	山田	正紀
山田	稔	山田	隆一	山本	忠	湯本	宏	吉井	参也	吉田	功
和田	憲治	渡邊	敬介	渡邊	敏	渡部	剛	渡辺	勝徳	渡辺	望稔

叙勲・褒章受章者（昭和37年以降）

秋	元	不二三	昭37	秋	黄綬	田	中	博	次	昭52	春	勲四瑞宝
			昭42	秋	勲五双光旭日	柴	田	時之助		昭52	秋	黄綬
田	代	久平	昭38	秋	藍綬	海	老	根	駿	昭53	春	勲四旭日小
			昭44	春	勲四瑞宝	近	藤	一	緒	昭53	秋	勲五瑞宝
中	松	潤之助	昭40	秋	藍綬	秋	沢	政	光	昭54	春	黄綬
			昭42	秋	勲二瑞宝	曾	我	道	照	昭54	春	黄綬
森		武章	昭39	秋	黄綬	吉	藤	幸	朔	昭54	秋	勲三旭日中
湯	浅	恭三	昭39	秋	紺綬	小	山	欽	造	昭55	春	藍綬
			昭46	秋	勲三瑞宝	小	川	一	美	昭55	春	勲五瑞宝
湯	川	龍	昭39	秋	黄綬	入	山		実	昭55	秋	勲三瑞宝
浅	村	成久	昭41	秋	藍綬	矢	島	鶴	光	昭55	秋	勲三瑞宝
小	川	潤次郎	昭43	秋	勲四旭日小	野	間	忠	夫	昭55	秋	紺綬
竹	田	吉郎	昭43	秋	黄綬	磯	長	昌	利	昭56	春	勲四瑞宝
			昭49	春	勲五瑞宝	三	宅	正	夫	昭56	秋	黄綬
黒	川	美雄	昭45	春	勲五瑞宝	吉	村		悟	昭57	秋	黄綬
中	島	喜六	昭45	秋	勲五瑞宝	池	永	光	彌	昭58	春	勲四旭日小
松	野	新	昭46	春	勲四瑞宝	光	明	誠	一	昭58	春	黄綬
足	立	卓夫	昭46	秋	黄綬	高	田		忠	昭58	秋	勲三瑞宝
			昭53	秋	勲五瑞宝	小	林	正	雄	昭58	秋	勲五双光旭日
清	瀬	三郎	昭47	春	勲二瑞宝	戸	村	玄	紀	昭59	春	勲四瑞宝
原		増司	昭47	春	勲二瑞宝	西	村	輝	男	昭59	春	黄綬
高	橋	修一	昭47	秋	紫綬	渡	辺	総	夫	昭60	春	勲四瑞宝
			昭56	秋	勲四旭日小	大	条	正	義	昭61	春	黄綬
笠	石	正	昭48	秋	藍綬	小	山	欽	造	昭61	秋	勲四瑞宝
			昭57	秋	勲四瑞宝	松	原	伸	之	昭61	秋	黄綬
大	条	正義	昭48	秋	紺綬	桑	原	尚	雄	昭61	秋	黄綬
伊	藤	貞	昭49	秋	黄綬	中	村		豊	昭62	春	勲四旭日小
			昭55	春	勲五瑞宝	田	坂	善	重	昭62	春	勲四瑞宝
沢	田	勝治	昭50	秋	勲四瑞宝	網	野		誠	昭62	秋	勲四旭日小
小	橋	一男	昭50	秋	藍綬	岡	部	正	夫	昭62	秋	藍綬
飯	田	治躬	昭50	秋	黄綬	小	橋	一	男	昭63	春	勲四瑞宝
田	丸	巖	昭51	秋	勲五瑞宝	青	野	昌	司	昭63	秋	勲四瑞宝
中	島	和雄	昭51	秋	勲五瑞宝	大	野	善	夫	平 2	秋	黄綬
味	田	剛	昭52	春	勲三瑞宝	三	宅	正	夫	平 3	春	勲五双光旭日章
山	本	茂	昭52	春	勲三瑞宝	田	中	正	治	平 3	春	黄綬

清水	徹	男	平3	秋	黄綬
野間	忠	夫	平3	秋	黄綬
今		誠	平4	秋	勲四旭日小
佐々木	清	隆	平4	秋	勲四旭日小
羽生	栄	吉	平4	秋	勲五瑞宝
石川	長	寿	平4	秋	黄綬
秋沢	政	光	平5	春	勲四瑞宝
緒方	園	子	平5	秋	黄綬
安井	幸	一	平5	秋	黄綬
瀬谷		徹	平6	春	勲四旭日小
富田		典	平6	春	勲四瑞宝
大塚	文	昭	平6	春	黄綬
野口	良	三	平6	秋	黄綬
浅村		皓	平7	春	藍綬
江原		望	平7	春	黄綬
松隈	秀	盛	平7	春	勲四瑞宝
長谷川		穆	平7	秋	藍綬
吉村		悟	平8	春	勲五瑞宝
村松	貞	男	平9	春	勲四旭日小
村木	清	司	平9	春	黄綬
末野	徳	郎	平9	秋	勲四旭日小
河野		昭	平9	秋	黄綬
桑原	英	明	平9	秋	黄綬
須賀	総	夫	平10	秋	黄綬
平田	忠	雄	平10	秋	黄綬
阿形		明	平10	秋	黄綬
岩田		弘	平11	春	勲三瑞宝
鈴木	秀	雄	平11	春	黄綬
杉村	興	作	平11	春	黄綬
森		徹	平11	秋	黄綬
柳田	征	史	平12	春	黄綬
土屋		勝	平12	秋	黄綬
湯本		宏	平12	秋	黄綬

岡部	正	夫	平13	春	勲三瑞宝
久保田	藤	郎	平13	春	黄綬
増井	忠	貳	平13	春	黄綬
松原	伸	之	平13	秋	勲五双光旭日
安達		功	平14	春	勲四旭日小
菊池	武	胤	平14	春	黄綬
星野		昇	平15	春	勲四旭日小
渡部		剛	平15	春	勲四瑞宝
小池	寛	治	平15	春	黄綬
清水	徹	男	平15	秋	旭日双光章
宇佐	美	利二	平15	秋	瑞宝小綬章
神原	貞	昭	平15	秋	経済産業大臣表彰
大塚	文	昭	平16	春	旭日双光章
林		鉦三	平16	春	瑞宝小綬章
井上	義	雄	平16	春	黄綬
松尾	和	子	平16	春	経済産業大臣表彰
高見	和	明	平16	秋	瑞宝小綬賞
井出	直	孝	平16	秋	黄綬
稲葉	良	幸	平16	秋	黄綬
飯田	伸	行	平17	春	黄綬
村田		実	平17	春	黄綬

(注) 黄綬…… 黄綬褒章
 藍綬…… 藍綬褒章
 紫綬…… 紫綬褒章
 紺綬…… 紺綬褒章
 勲 瑞宝…… 勲 等瑞宝章
 勲 旭日中…… 勲 等旭日中綬賞
 勲 旭日小…… 勲 等旭日小綬賞
 勲 双光旭日… 勲 等双光旭日章

P A会関係歴代弁理士会理事（大正5年—昭和30年）

年 度	理 事	年 度	理 事 長	理 事
大正 5年	中 松 盛 雄 清 水 連 郎	14年	山 田 正 実	清 水 連 郎
6年	中 松 盛 雄 清 水 連 郎	15年	山 田 正 実	湯 川 龍
7年	伊 藤 栄 飯 田 治 彦	16年	沼 正 治	
10年	曾 我 清 雄	17年	沼 正 治	杉 村 信 近
11年	猪 股 淇 清			
	伊 東 栄 清 水 連 郎	昭和18年	杉 村 信 近	湯 川 龍
12年	伊 東 栄 猪 股 淇 清	19年	清 瀬 一 郎	奥 山 恵 吉
	浅 村 三 郎	20年		沼 正 治
13年	飯 田 治 彦 曾 我 清 雄	21年		田 代 久 平
	中 松 盛 雄			沼 正 治
14年	飯 田 治 彦 曾 我 清 雄	22年		草 場 晁
	中 松 盛 雄			山 中 政 吉
15年	清 水 連 郎	23年	川 部 佑 吉	草 場 晁
昭和 2年	清 水 連 郎			山 中 政 吉
3年	伊 東 栄	24年	田 代 久 平	広 田 徹
4年	伊 東 栄 杉 村 信 近	25年		大 西 冬 蔵
5年	杉 村 信 近			田 代 久 平
6年	中 松 潤之助 草 場 九十九			広 田 徹
7年	中 松 潤之助 草 場 九十九	26年	山 田 正 実	大 西 冬 蔵
8年	浅 村 良 次	27年	小 川 潤次郎	山 田 正 実
9年	浅 村 良 次 隅 田 秬二郎	28年		天 谷 次 一
10年	山 中 政 吉 草 場 晁			小 川 潤次郎
	隅 田 秬二郎	29年		天 谷 次 一
11年	田 代 久 平 草 場 晁			山 中 政 吉
	山 中 政 吉			
12年	田 代 久 平 曾 我 清 雄			
13年	曾 我 清 雄 清 水 連 郎	昭和30年	川 部 佑 吉	山 中 政 吉

P A会関係歴代幹事長・理事（昭和31年以降）

年 度	P A会幹事長	日弁幹事長	日弁副幹事長	弁理士会理事
昭和31年	田 代 久 平			会長 中 松 潤之助 川 部 佑 吉
32年	横 畠 敏 介			副会長 横 畠 敏 介 中 松 潤之助
33年	山 中 政 吉	大 西 冬 蔵		黒 川 美 雄 横 畠 敏 介
34年	黒 川 美 雄			会長 大 西 冬 蔵 黒 川 美 雄
35年	黒 川 美 雄			奥 山 恵 吉
36年	小 橋 一 男	黒 川 美 雄		若 杉 吉五郎
37年	小 橋 一 男			会長 浅 村 成 久
38年	大 条 正 義			小 橋 一 男
39年	小 山 欽 造	浅 村 成 久		大 条 正 義
40年	岡 部 正 夫		西 村 輝 男	池 永 光 彌
41年	岡 部 正 夫		西 村 輝 男	会長 奥 山 恵 吉
42年	桑 原 尚 雄	奥 山 恵 吉	三 宅 正 夫	海老根 駿
43年	桑 原 尚 雄		三 宅 正 夫	岡 部 正 夫
44年	秋 沢 政 光		長谷川 穆	会長 湯 浅 恭 三
45年	秋 沢 政 光		長谷川 穆	小 山 欽 造 松 原 伸 之
46年	野 間 忠 夫	小 橋 一 男	浅 村 皓	西 村 輝 男
47年	高 橋 敏 忠		大 塚 文 昭	秋 沢 政 光
48年	安 井 幸 一		高 橋 敏 忠	野 間 忠 夫
49年	浅 村 皓		杉 村 興 作	会長 小 橋 一 男
50年	大 塚 文 昭	小 山 欽 造	栗 林 貢	長谷川 穆

51年	西	立	人		菊池	武胤		杉村	興作
52年	津田		淳		田中	正治		桑原	尚雄
53年	杉村	興作			浅村	皓	会長	小山	欽造
54年	坂田	順一	岡部	正夫	田中	正治		浅村	皓
55年	菊池	武胤			久保田	藤郎		田中	正治
56年	増井	忠式			柳田	征史	会長	岡部	正夫
57年	村木	清司	秋沢	政光	浅村	皓		津田	淳
58年	柳田	征史			阿形	明		坂田	順一
59年	田中	正治			江原	望		三宅	正夫
60年	江原	望			一色	健輔	会長	秋沢	政光
61年	阿形	明			谷	義一		柳田	征史
62年	清水	徹男	長谷川 (前期) 秋沢 (後期)	穆政 光	杉浦	正知		村木	清司
63年	一色	健輔			小池	寛治	会長	長谷川 阿形	穆 明
平成元年	谷	義一			神原	貞昭		江原	望
2年	小池	寛治			村木	清司		菊池	武胤
3年	神原	貞昭	浅村	皓	網野	友康		増井	忠式
4年	渡辺	望稔			福田	賢三		浅村	皓
5年	小塩	豊			井上	義雄	会長	浅村	皓
6年	井上	義雄			飯田	伸行		清水	徹男
7年	飯田	伸行	田中	正治	渡辺	望稔		神原	貞昭
8年	網野	友康			加藤	朝道		小池	寛治
9年	村田	実			小塩	豊	会長	田中	正治
10年	大西	正悟	村木	清司	村田	実		渡辺	望稔
								加藤	朝道

11年	福村直樹		大西正悟		村木清司
					小塩豊
12年	渡邊敬介		松田嘉夫	会長	村木清司
					飯田伸行
13年	松田嘉夫		古関宏	副会長	井上義雄
14年	福田伸一谷	義一	渡辺敬介	副会長	村田実
15年	本多一郎		福田伸一		大西正悟
16年	古関宏		井出正威	副会長	福田賢三
17年	狩野彰		岡部讓	副会長	谷義一
					一色健輔

P A会会員歴代常議員（大正11年以降）

大正11年	曾 我 清 雄	中 松 盛 雄	草 場 九 十 九	飯 田 治 彦		
大正12年	清 水 連 郎	飯 田 治 彦	草 場 九 十 九	中 松 盛 雄		
大正13年	伊 東 榮	清 水 連 郎				
大正14年						
大正15年	秋 元 不二三	草 場 九 十 九	曾 我 清 雄			
昭和2年	浅 村 良 次	杉 村 信 近	曾 我 清 雄	草 場 九 十 九		
昭和3年	猪 股 淇 清					
昭和4年						
昭和5年	清 水 連 郎					
昭和6年	清 水 連 郎					
昭和7年	原 田 九 郎					
昭和8年	草 場 晁 水 連 郎	竹 田 吉 郎	中 松 潤之助	山 中 政 吉	原 田 九 郎	
昭和9年	田 代 久 平 山 中 政 吉	山 田 正 実	清 水 連 郎	草 場 晁	中 松 潤之助	
昭和10年	影 山 直 樹	久 高 将 吉	田 代 久 平	山 田 正 実		
昭和11年	浅 村 成 久	沼 正 治	高 橋 松 次	久 高 将 吉		
昭和12年	足 立 卓 夫	湯 川 龍	金 丸 義 男	浅 村 成 久	沼 正 治	
昭和13年	伊 藤 貞	大 條 正 雄	猪 股 正 清	金 丸 義 男	湯 川 龍	
昭和14年	奥 山 惠 吉	曾 我 清 雄	大 條 正 雄			
昭和15年	芦 葉 清三郎	杉 村 信 近	奥 山 惠 吉	曾 我 清 雄		
昭和16年	秋 元 不二三	山 田 正 実				
昭和17年	奥 山 惠 吉 湯 川 龍	金 丸 義 男	竹 田 吉 郎	山 田 正 実	秋 元 不二三	
昭和18年	足 立 卓 夫	廣 田 徹				
昭和19年	大 條 正 雄	久 高 将 吉	山 中 政 吉			
昭和20年	秋 元 不二三	金 丸 義 男	竹 田 吉 郎			
昭和21年	奥 山 惠 吉 金 丸 義 男	草 場 晁 芦 葉 清三郎	久 高 将 吉 影 山 直 樹	山 田 正 実 竹 田 吉 郎	秋 元 不二三	
昭和22年	荒 木 友之助					
昭和23年	大 西 冬 蔵	田 代 久 平	大 條 正 雄	黒 川 美 雄	荒 木 友之助	
昭和24年	伊 藤 貞	小 山 欽 造	草 場 晁	曾 我 道 照		
昭和25年	横 畠 敏 介	伊 藤 貞	小 山 欽 造	草 場 晁	曾 我 道 照	
昭和26年	大 條 正 雄	若 杉 吉五郎	横 畠 敏 介	大 野 龍之輔		
昭和27年	中 島 喜 六	柴 田 時之助	廣 田 徹	大 條 正 雄	若 杉 吉五郎	
昭和28年	小 川 一 美 柴 田 時之助	小 橋 一 男 廣 田 徹	田 丸 巖	黒 川 美 雄	中 島 喜 六	
昭和29年	吉 村 一 悟 小 川 一 美	細 川 政之助	黒 川 美 雄	田 丸 巖	小 橋 一 男	

昭和30年	中島喜六	大西冬藏	細川政之助	吉村悟		
昭和31年	小橋一男	光明誠一	中島喜六	大西冬藏		
昭和32年	松原伸之男 小橋一男	高橋松次	柴田時之助	廣田徹	光明誠一	
昭和33年	大条正義 大松正伸	小山欽造	廣田徹	柴田時之助	高橋松次	
昭和34年	小川潤次郎 小山欽造	三宅正夫	横島敏介	岡本重文	大条正義	
昭和35年	中島和雄	日下繁	三宅正夫	小川潤次郎	横島敏介	
昭和36年	海老根駿	田丸巖	日下繁	中島和雄		
昭和37年	桑原尚雄	相良省三	長城文明	海老根駿	田丸巖	
昭和38年	岡部正夫 相良省三	松原伸之	山本茂	長城文明	桑原尚雄	
昭和39年	山本茂(議長) 石川長寿		松原伸之*	岡部正夫*	西村輝男	
昭和40年	清水陽一	市東市之介	西村輝男	石川長寿		
昭和41年	吉田功	渡辺迪孝	岡野一郎	市東市之介	清水陽一	
昭和42年	池永光彌(議長)		浅村皓	渡辺迪孝		
昭和43年	秋沢政光 池永光彌	小川一美	和田義寛	野間忠夫**	浅村皓	
昭和44年	長谷川穆(副議長) 和田義寛		山下穰平	安井幸一	小川一美	
昭和45年	大条正義	西立人	網野誠	長谷川穆		
昭和46年	栗林貢 網野誠	緒方園子 大条正義	高橋敏忠	杉村興作	西立人	
昭和47年	田代初男 杉村興作	草野卓 高橋敏忠	今井庄亮	栗林貢	緒方園子	
昭和48年	小山欽造(議長) 小草野卓		伊藤晴之男 伊藤晴之男	大塚文昭	矢淵久成	
昭和49年	中平治	田中正治	伊藤晴之男	大塚文昭	矢淵久成	
昭和50年	津田淳	柳田征史	久保田藤郎	中平治	田中正治	
昭和51年	秋沢政光(議長) 秋柳征史		石原孝志 久保田藤郎	江原望	津田淳	
昭和52年	後藤武夫 秋沢政光	菊池武胤	土屋勝	増井忠式	江原望	
昭和53年	中村純之助 増井忠式	坂田順一	桑原英明	菊池武胤	土屋勝	
昭和54年	三宅正夫(議長) 坂田順一		細井正二 中村純之助	清水徹男 桑原英明	栗田忠彦	
昭和55年	寺崎孝一 細井正二	井上義雄 伊藤彰	井出直孝	栗田忠彦	清水徹男	
昭和56年	阿形明(議長) 阿寺崎孝一	伊藤彰	村木清司 井出直孝	大音康毅	井上義雄	
昭和57年	影山一美 阿形明	加藤建二	小池寛治	佐々木清隆	村木清司	

昭和58年	野間 忠 夫 (副議長)	桑原 尚 雄	野口 良 三	松永 宣 行
	影山 一 健 舗 鈴木 秀 雄	佐々木 清 隆 徹**	加藤 建 三	福田 賢 三**
昭和59年	西村 輝 男 須賀 総 夫	平田 忠 尚 雄	浅村 肇 三	南野 孝 忠 夫
	湯本 色 健 舗 宏 舗	桑原 尚 雄	野口 良 三	南野 孝 忠 夫
昭和60年	立石 幸 宏 杉村 興 作	谷平 田 義 一 雄	小塩 豊 肇	大谷 孝 保 夫
	西村 幸 宏 杉村 興 作	谷平 田 義 一 雄	小塩 豊 肇	大谷 孝 保 夫
昭和61年	岡部 正 夫 (議長)	大野 善 夫	明石 昌 毅	戸水 辰 男 一
	飯田 正 夫 (議長)	大野 善 夫	明石 昌 毅	戸水 辰 男 一
昭和62年	吉村 悟 渡辺 望 稔 夫	加藤 藤 朝 道 夫	岩井 秀 生 毅	福田 賢 辰 三 男
	神原 貞 伸 悟 昭 行 渡大 岩 本 善 行 夫	加藤 藤 朝 道 夫	岩井 秀 生 毅	福田 賢 辰 三 男
昭和63年	森村 徹 悟 昭	橋本 正 男 道	小杉 佳 男 生	村田 賢 実 三
	吉神 貞 伸 徹 悟 昭	橋本 正 男 道	小杉 佳 男 生	村田 賢 実 三
平成元年	網野 友 康 押本 泰 彦	小橋 橋 正 明 男	杉浦 正 知 男	西村 輝 男
	森野 友 康 押本 泰 彦	小橋 橋 正 明 男	杉浦 正 知 男	西村 輝 男
平成2年	阿形 明 足立 泉	今押 本 泰 誠 彦	高梨 範 夫 明	永田 武 三 郎 知
	原島 典 輝 明 孝 男 足 網 野 友 康	今押 本 泰 誠 彦	高梨 範 夫 明	永田 武 三 郎 知
平成3年	荒井 俊 之 田中 正 治	中足 村 立 豊 泉	舟橋 栄 子 誠	矢野 裕 也 夫
	山内 武 三 郎 俊 雄 田 阿 原 中 形 島 典 孝	中足 村 立 豊 泉	舟橋 栄 子 誠	矢野 裕 也 夫
平成4年	田中 正 治 (議長)	稲葉 良 幸 之	江原 望 豊	香取 孝 榮 子
	神野 正 堯 裕 治 子 也 福 山 村 内 直 梅 樹 雄	稲葉 良 幸 之	江原 望 豊	香取 孝 榮 子
平成5年	長谷川 穆 二 宮 正 孝	大江 垣 孝 望	木川 幸 治 雄	松田 嘉 堯 夫 子
	加藤 直 穆 卓 樹 二 稻 宮 葉 正 良 幸	大江 垣 孝 望	木川 幸 治 雄	松田 嘉 堯 夫 子
平成6年	柳田 征 史 (副議長)	新垣 盛 克 小川 順 三	小川 順 三 卓	阿部 和 正 夫 孝
	社本 嘉 夫 夫 清 大 垣 邦 明 孝	新垣 盛 克 小川 順 三	小川 順 三 卓	阿部 和 正 夫 孝
平成7年	阿部 和 夫 新垣 盛 克	小川 順 三 享	清河 水 邦 明 昭	社本 一 邦 夫 廣
	柳田 和 征 清 史 司 新 川 渡 辺 盛 不 美 雄 敏	小川 順 三 享	清河 水 邦 明 昭	社本 一 邦 夫 廣
平成8年	菊池 武 胤 (副議長)	川添 不 美 雄 敏 敬 介	久門 淳 亨 一	河野 昭 二
	佐野 武 邦 正 胤 廣 悟 村 加 木 藤 清 伸 司 晃	川添 不 美 雄 敏 敬 介	久門 淳 亨 一	河野 昭 二
平成9年	上島 淳 一 宇佐美 利 二	大小 塚 文 昭 路 介	大西 正 悟 剛	
	加藤 幸 男 一 晃 男 宇 菊 本 多 敬 子	大小 塚 文 昭 路 介	大西 正 悟 剛	
平成10年	大小 塚 文 昭 夫 夫	小庄 島 清 幸 忠 路 男 式	古杉 文 正 宏 一 紀	
	長沼 隆 輝 夫 夫 岡 佐 久 間 多 敬 子	小庄 島 清 幸 忠 路 男 式	古杉 文 正 宏 一 紀	
平成11年	岡部 讓 一 輔 紀	古田 関 英 一 宏 夫 郎	小長 林 隆 暉 忠 夫 夫 式	
	杉本 文 祐 正 讓 一 輔 紀	古田 関 英 一 宏 夫 郎	小長 林 隆 暉 忠 夫 夫 式	

平成12年	大本島厚 高多一郎 見和明	神原貞昭 神林惠美子	高神原千鶴子 神林貞昭 神林惠美子	田中英夫 松井伸一	平木祐輔 醍醐邦弘	福田伸一 西富雅
平成13年	神原貞昭 小西富伸 井雅一	神林惠美子 醍醐邦弘	清水徹男 桜井周和	西岡邦昭 萩原康司	井出正威 関正治	
平成14年	清水徹男 関正治	西岡邦昭 浅村皓	井出正威 春日讓	桜井周矩 須田正義	萩原康司 小野尚純(監事)	
平成15年	浅村皓一 中山健一	春日讓望(監事)	須田正義	小林純子	狩野彰	
平成16年	井上義雄(副議長) 河合千明	狩野隆夫 馬場玄彰	小福純子 林島弘薰	中山健一	越智隆夫	
平成17年	井上義雄 飯田伸行	越智隆夫 鴨田哲彰	河合千史 藤谷明朗	馬場玄式 星野昇(監事)	福島弘薰	

(注: * 2年度議員 ** 1年任期)

特許庁関係各種委員（昭和31年以降）

年 度	弁理士懲戒審議会	弁理士試験審査会	そ の 他
昭和31年		海老根 駿（常任） 竹 田 吉 郎（臨時）	[工業所有権制度改正審議会] 竹 田 弥 蔵 中 松 潤之助 田 代 久 平 豊 田 時次郎
32年	大 野 柳之輔	海老根 駿（常任） 田 代 久 平（臨時）	[工業所有権制度改正審議会] 竹 田 弥 蔵 田 代 久 平 豊 田 時次郎
33年	田 代 久 平		[工業所有権制度改正審議会] 竹 田 弥 蔵 田 代 久 平 豊 田 時次郎
34年	田 代 久 平		
35年	高 橋 松 次	小 川 潤次郎（常任）	
36年	高 橋 松 次	小 川 潤次郎（常任）	
37年		奥 山 恵 吉（常任） 小 橋 一 男（臨時）	[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋
38年		奥 山 恵 吉（常任） 森 健 吾（常任）	[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋 [特許分類評議会] 大 野 晋
39年			[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋 [特許分類評議会] 大 野 晋 伊 藤 貞 [有用発明選定委員会] 大 条 正義
40年			[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋 [特許分類評議会] 大 野 晋 伊 藤 貞

年 度	弁理士懲戒審議会	弁理士試験審査会	そ の 他
昭和41年		〔試験部会〕 小山 欽造	[工業所有権審議会] 奥 山 恵 吉 大 条 正 義
42年		〔試験部会〕 小山 欽造	[工業所有権審議会] 奥 山 恵 吉 大 条 正 義
44年		〔試験部会〕 三宅 正夫(臨時)	[工業所有権審議会制度改正部会] 湯 浅 恭 三 [工業所有権審議会産業別審査基準作成評議会] 小 林 正 雄(評議委員) 田 中 博 次(評議委員) 小 橋 一 男(特別評議員) [工業所有権審議会] 大 条 正 義 [多項制研究会] 浅 村 皓 [医薬特許研究会] 小 林 正 雄 [特許分類評議会] 大 野 晋
45年		〔試験部会〕 西村 輝男(臨時)	[工業所有権審議会産業別審査基準作成評議会] 小 林 正 雄 田 中 博 次 [工業所有権審議会有用発明選定委員会] 小 山 欽 造 [工業所有権審議会] 大 条 正 義
46年	〔懲戒部会〕 中島 喜六	〔試験部会〕 岡部 正夫(臨時)	[工業所有権審議会特許分類評議会] 大 野 晋 小 林 正 雄 [工業所有権審議会微生物懇談会] 西 立 人 [工業所有権審議会] 大 条 正 義
47年		〔試験部会〕 田中 博次 (S47. 4. 1-S49. 3. 31) 〔試験部会〕 吉村 悟 (S47. 4. 1-S49. 3. 31)	[工業所有権審議会制度改正部会] 小 山 欽 造 (S47. 7. 26-S48. 3. 19) [工業所有権審議会] 大 条 正 義

48年	〔試験部会〕 長谷川 穆 (S48. 4. 1-S49. 3. 31)	[工業所有権審議会制度改正部会] 岡部 正夫 (S48. 8. 15-S50. 3. 19) [工業所有権審議会] 大条 正義 [特許分類審議会] 大野 晋 小林 正雄
49年	〔試験部会〕 西 立人(臨時) (S49. 5. 8-S50. 3. 19)	[工業所有権審議会制度改正部会] 小橋 一男 (S49. 5. 8-S50. 3. 19) [工業所有権審議会] 大条 正義
50年	〔試験部会〕 野間 忠夫(臨時)	[工業所有権審議会] 岡部 正夫 大条 正義
51年	〔懲戒部会〕 大条 正義 (S51. 1. 1-S52. 12. 31)	〔試験部会〕 大条 正義 [工業所有権審議会] 岡部 正夫
53年	〔試験部会〕 野間 忠夫(臨時)	[工業所有権審議会] 小山 欽造 (S53. 5. 1-S54. 3. 19)
54年	〔試験部会〕 安井 幸一(臨時) (S54. 1. 1-S54. 12. 31) 〔試験部会〕 大塚 文昭(臨時) (S54. 1. 1-S54. 12. 31)	[工業所有権審議会] 西村 輝男 (S54. 7. 18-S56. 7. 17) [パリ条約改正等準備委員会] 浅村 皓
55年	〔試験部会〕 安井 幸一(臨時) (S55. 1. 1-S55. 12. 31) 〔試験部会〕 大塚 文昭(臨時) (S55. 1. 1-S55. 12. 31)	
56年	〔試験部会〕 松原 伸之(臨時) (S55. 1. 1-S55. 12. 31)	[工業所有権審議会] 岡部 正夫 (S56. 4. 28-S58. 4. 27) 網野 誠 (S56. 7. 18-S58. 7. 17)

57年	〔試験部会〕 玉 蟲 久五郎 (S57. 1. 1~S58. 12. 31) 〔試験部会〕 松 原 伸 之 (臨時) (S57. 1. 1~S57. 12. 31)	
58年	〔試験部会〕 浅 村 皓 (臨時) (S58. 1. 1~S58. 12. 31) 〔試験部会〕 内 田 明 (臨時) (S58. 1. 1~S58. 12. 31)	
59年	〔試験部会〕 浅 村 皓 (臨時) (S59. 1. 1~S59. 12. 31) 〔試験部会〕 内 田 明 (臨時) (S59. 1. 1~S59. 12. 31)	
60年		[工業所有権審議会] 秋 沢 政 光 (S60. 5. 20~S62. 5. 19) 岡 部 正 夫 (S60. 8. 15~S62. 8. 14)
61年		
62年		[工業所有権審議会] 岡 部 正 夫 (S62. 10. 5~H 1. 10. 4) [標準仕様研究会] 田 中 正 治 (委員) 神 原 貞 昭 (専門委員) (S62. 2~S63. 2)
63年	〔試験部会〕 清 水 徹 男 (S63. 1. 1~H 1. 12. 31) 〔試験部会〕 田 中 美 登 里 (臨時) (S63. 1. 1~S63. 12. 31)	[工業所有権審議会] 長 谷 川 穆 (S62. 5. 30~H 1. 6. 9)
平成1年	〔試験部会〕 清 水 徹 男 (S63. 1. 1~H 1. 12. 31) 〔試験部会〕 村 松 貞 男 (S63. 1. 1~H 1. 12. 31) 〔試験部会〕 中 島 敏 (臨時) (S64. 1. 1~H 1. 12. 31)	

2年	〔試験部会〕 中島 敏(臨時) (H 2. 1. 1~H 2.12.31)	[工業所有権審議会] 神原 貞昭 (H 1. 9.20-H 3. 9.19)
3年		[工業所有権審議会] 神原 貞昭 (H 1. 9.20-H 3. 9.19)
4年		[工業所有権審議会] 大塚 文昭 (H 3.10.11-H 5.10.10)
5年	〔試験部会〕 緒方 園子 (H 4. 1. 1~H 5.12.31) 村木 清司(臨時) (H 5. 1. 1~H 5.12.31)	[工業所有権審議会] 浅村 皓 (H 5. 4.10-H 5.12.19) 大塚 文昭 (H 3.10.11~H 5.10.10) 岡部 正夫 (H 4.12.20~H 5.12.19)
6年	〔試験部会〕 鈴木 秀雄 (H 6. 1.13~H 8. 1.12) 村木 清司(臨時) (H 6. 1.13~H 6.12.31)	[工業所有権審議会] 大塚 文昭 (H 5.11.19-H 7.11.18) [分類改正委員会] 大西 正悟 (H 5.11.19~H 7.11.18)
7年	〔弁理士審査会〕 松尾 和子 (H 8. 1.13~H10. 1.12)	[分類改正委員会] 西岡 邦昭 (H 7.12.12-H 9.12. 5) [商品・サービス国際分類改正委員会] 押本 泰彦 (H 7. 6. 6~H 9. 6. 5)
9年	〔弁理士審査会〕 松尾 和子 (H 9. 1.13~H10. 1.12)	[分類改正委員会] 西岡 邦昭 (H 7.12.12-H 9.12. 5) [商品・サービス国際分類改正委員会] 押本 泰彦 (H 9. 6. 6~H11. 6. 5) [工業所有権審議会] 田中正治 (H 9. 4.18~H10. 3.14)
10年	〔弁理士審査会〕 谷 義一(常任) (H10. 1.13~H12. 1.12) 星川 和男(臨時) (H10. 1. 1~H10.12.31)	[商品・サービス国際分類改正委員会] 押本 泰彦 (H 9. 6. 6~H11. 6. 5) [工業所有権審議会] 大塚 文昭(臨時) (H 9.12.15~H11.12.14)

11年	<p>[弁理士審査会]</p> <p>谷 義 一 (常任) (H10. 1.13~H12. 1.12)</p> <p>竹 内 英 人 (臨時) (H11. 1.20~H11.12.31)</p> <p>星 川 和 男 (臨時) (H11. 1.20~H11.12.31)</p>	<p>[工業所有権審議会]</p> <p>大 塚 文 昭 (H 9.12.15~H11.12.14)</p>
12年	<p>[弁理士審査会]</p> <p>加 藤 朝 道 (臨時) (H11.12.14~H12.11.30)</p> <p>徳 永 博 (臨時) (H11.12.14~H12.11.30)</p>	<p>[工業所有権審議会]</p> <p>村 木 清 司 (H12. 7.27~H13. 1. 5)</p>
13年	<p>[工業所有権審議会]</p> <p>加 藤 朝 道 (臨時) (H12.12. 1~H13.11.30)</p> <p>徳 永 博 任 (臨時) (H12.12. 1~H13.11.30)</p> <p>小 池 寛 治 (臨時) (H12.12. 1~H13.11.30)</p> <p>稲 葉 良 幸 (臨時) (H12.12. 1~H13.11.30)</p>	<p>[経済産業省独立行政法人評価委員会]</p> <p>松 田 嘉 夫 (H13. 1~)</p> <p>[産業構造審議会]</p> <p>谷 義 一 (臨時) (H13. 4.27~H14. 4.26)</p>
14年	<p>[工業所有権審議会]</p> <p>小 池 寛 治 (臨時) (H12.12. 1~H13.11.30)</p> <p>稲 葉 良 幸 (臨時) (H12.12. 1~H13.11.30)</p> <p>足 立 泉 (H13.12. 1~H15.11.30)</p>	<p>[経済産業省独立行政法人評価委員会]</p> <p>松 田 嘉 夫 (H13. 1~)</p> <p>[産業構造審議会]</p> <p>押 本 泰 彦 (臨時) (H14. 4.27~H15. 4.26)</p>
15年	<p>[工業所有権審議会]</p> <p>足 立 泉</p> <p>柳 田 征 史</p>	<p>[産業構造審議会]</p> <p>松 尾 和 子 (臨時) (H15.6~)</p> <p>古 関 宏 (臨時) (H15.6~H16.6)</p>
16年	<p>[弁理士試験委員]</p> <p>柳 田 征 史</p> <p>松 永 宣 行</p> <p>高 梨 範 夫</p>	

P A 会 会 則

(名称)

第1条 本会はP A会と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦及び福利の増進を図ると共に日本弁理士会の円滑なる活動に寄与し弁理士業務の進歩拡充を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は前条の趣旨に賛同する弁理士であって、入会申し込みが幹事会で承認された会員を以て組織する。

2 幹事会は、幹事会の決定するところにより会員を大会扱いとすることができる。

3 幹事会は、本人の申し出により、又は幹事会の決定するところにより会員を休会扱いとすることができる。

(役員)

第4条 本会には次の役員を置く。

幹 事 長 1名

幹事長代行 1名

副幹事長 若干名

幹事相談役 若干名

幹 事 若干名

2 各役員任期は、定時総会で定めた日より1年とする。

3 幹事長は本会を代表する。

4 幹事長代行若しくは副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長欠けたるとき又は幹事長事故あるときは幹事長の職務を代行する。

(総会)

第5条 定時総会は年1回行う。

2 臨時総会は幹事会において必要と認めたとときに行う。

3 幹事長は総会を招集し、議長となる。

4 総会における議事は、出席会員の過半数を以て決する。但し、可否同数のときは議長がこれを決する。

5 総会においては次の事項を議決する。

一 会則の改正及び会則に基づく規約の制定若しくは改廃に関する事項

二 役員を選任に関する事項

三 幹事会において総会に付議する必要を認めた事項

(幹事会)

第6条 幹事会は第4条の役員を以て組織する。幹事会は本会の運営に当たる。

(部会、委員会)

第7条 本会は総会の決議又は幹事会の決定に基づいて部会又は委員会を設けることができる。

(相談役)

第8条 本会に相談役を置く。

2 相談役は幹事会が選任する。

3 相談役は会務の運営その他重要な事項について幹事会の諮問に応じる。

(協賛会員)

第9条 幹事会は、会員が推薦する会員以外の者を幹事会の決定するところにより協賛会員と認定することができる。

2 協賛会員は、本会の行事中幹事会が決定する行事に幹事会の決定するところにより参加することができる。

3 幹事会は、協賛会員の認定を幹事会の決定するところにより取り消すことができる。

(会計)

第10条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 本会の経費は会員の寄付金を以てこれに充てる。
- 3 本会の資産は幹事会が管理する。

平成 4年 3月 6日制定

平成14年 3月23日改正

PA会慶弔規定

PA会員等についての慶事及び弔事に関しては原則として以下により祝意又は弔意を表す。

1. 慶事に関する祝意は下記の方法によって表す。
 - (1) 会員が叙勲を受け、褒章を受章し又はその他の表彰を受賞したときは、幹事長より祝詞を送る。会員の婚姻等の慶事についても同様とする。
 - (2) 春の叙勲者、褒章受章者、その他の表彰受賞者には、受章祝賀会又はこれに代わる催しに招待し、祝意を表す。会員の白寿、米寿の慶事についても同様とする。
 - (3) 春、秋の叙勲者、褒章受章者、その他の表彰受賞者には、忘年会又は新年会を兼ねた祝賀会に招待し、祝意を表す。
 - (4) 会員以外の弁理士が叙勲を受け又は褒章を受章したときは、幹事長より祝詞を送る。
2. 弔事に関する弔意は下記の方法によって表す。
 - (1) 下記の者が死亡したときは弔電による。
 - 会員
 - PA会に貢献した会員の近親
 - 会員以外の日本弁理士会（弁理士会を含む。以下同様）の正副会長、理事、常議員会議長又は監事長の経験者並びにその他日本弁理士会に貢献した弁理士
 - (2) 下記の者が死亡したときは、弔電の他、花輪、生花又は香典を供する。
 - 本会幹事長経験者
 - 会員であって日本弁理士会の正副会長、理事、常議員会議長又は監事長の経験者並びにその他日本弁理士会に貢献した弁理士
 - PA会に貢献した会員
 - PA会に特に貢献した会員の近親

付記 日本弁理士会に貢献した会員、PA会に貢献した会員又はPA会に特に貢献した会員の近親への弔意並びに花輪、生花、香典の額は、PA会との関係、経歴等を考慮して幹事会が決定する。

平成 4年 3月 6日制定

平成14年 3月23日改正

PA会入会申込および住所等変更届

- 1) PA会ではより多くの方々に入会して戴くべく、広く門戸を開放しておりますので、お知合いの方で未加入の方がありましたら、是非ともPA会への入会をお勧め下さい。

入会を希望される方がおられるときには、その旨をPA会幹事長または幹事（PA会名簿を参照下さい）までご連絡下さい。

幹事長または幹事は、入会希望者および紹介者を庶務幹事に連絡します。それを受けて、庶務幹事は、PA会入会申込書を紹介者または入会希望者に送付します。PA会入会申込書は、次頁の様式で必要事項を記入して戴くようにしておりますので、これをコピーしてご記入戴いても構いません。申込書に所定事項を記入の上、幹事長あてに申込書をお送り下さい（入会申込書の「紹介者」の欄については、紹介者があればご記入下さい）。

- 2) 幹事長は、幹事会に入会の承認、異議を諮り、異議がなければ、入会を承認したものととして、庶務幹事より新入会員へ、会員名簿、幹事会の構成メンバーの紹介、アンケート用紙等を送付します。

会員の連絡先住所、事務所名、電話番号、FAX番号、メールアドレスなどの変更・追加につきましては、以降のPA会からの案内、会員名簿や会員連絡網などの整備の万全を期すべく、なるべく早目に幹事長にご連絡下さい。便宜のために次頁の様式をコピーしてご記入戴くか、あるいは変更事項のみをご連絡戴いても結構です。

- 3) PA会への入会申込および住所等変更届は、下記URLのPA会ホームページから行うこともできます。

<http://www.pa-kai.gr.jp/>

更新：2005年9月

PA会入会申込書

平成 年 月 日

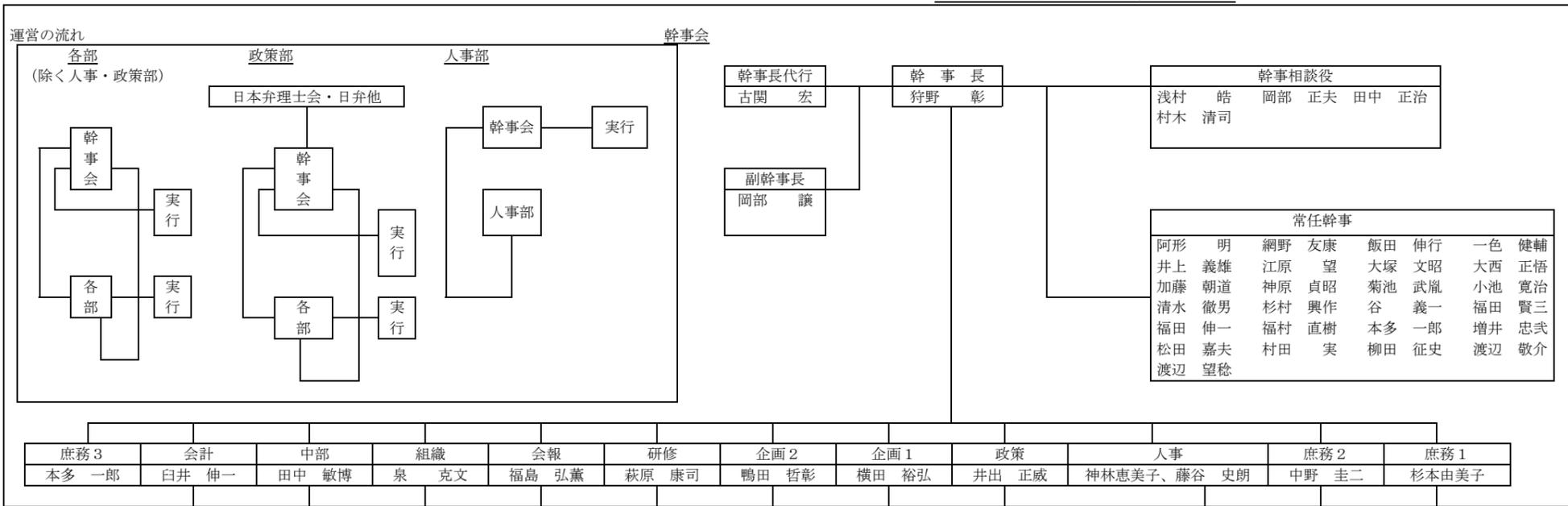
フリガナ				生年月日
氏名				19 年 月 日
登録番号			紹介者	
専攻	法律・機械・電気・電子・化学・物理・金属・その他 ()			
専門分野	ソフトウェア・バイオ・			
連絡先住所事務所名(会社名)	〒 -			
	Tel		Fax	E-mail
自宅	Tel		Fax	
入会希望作業部会	第1希望		第2希望	
入会希望同好会	ゴルフ・麻雀・テニス・スキー・ボーリング・囲碁・ソフトボール・アウトドア・スクーバダイビング			
趣味				
弁理士会希望委員会	第1希望		第2希望	

PA会住所等変更届

平成 年 月 日

フリガナ氏名					
登録番号					
変更の内容	氏名				
	事務所名(会社名)				
	住所	〒 -			
		Tel		Fax	E-mail
	自宅	Tel		Fax	
その他					

PA会組織及び運営の流れ



相談役会	網野 誠 桑原 尚雄 小橋 一雄
	矢鳥 鶴光

平成17年度日本弁理士会役員並びに委員会委員等				
正副会長会	秋葉原運営	特許	U-45	知的財産仲裁
○谷 義一 一色 健輔	○井出 正威 ○鴨田 哲彰	○泉 克文 在原 元司	○市原 政喜 伊藤 孝美	○小林 純子 田中 正治
○増井 忠式 星野 昇	○福田 伸一 神原 貞昭	産形 和央 清水 邦昭	来間 清志 前川 沙織	藤谷 史朗
○井出 正威 ○鴨田 哲彰	○井出 正威 ○神原 貞昭	須田 正義 中村 義哉	安田 隆一 対外協力事業	
○増井 忠式 星野 昇	○福田 伸一 神原 貞昭	平木 祐輔 ○村木 清司	橋本千賀子 福田 伸一	
○井出 正威 ○鴨田 哲彰	○井出 正威 ○神原 貞昭	○古関 宏 網野 友康	○香取 孝雄 佐々木聖孝	
○増井 忠式 星野 昇	○福田 伸一 神原 貞昭	大西 育子 岡本 英子	○大西 正悟 青木 充	
○井出 正威 ○鴨田 哲彰	○井出 正威 ○神原 貞昭	神林恵美子 神林恵美子	青島 恵美 池上 徹真	
○増井 忠式 星野 昇	○福田 伸一 神原 貞昭	望月 良次 望月 良次	石橋 脩 石渡 英房	
○井出 正威 ○鴨田 哲彰	○井出 正威 ○神原 貞昭	○高梨 範夫 高梨 範夫	坂野 博行 杉本由美子	
○増井 忠式 星野 昇	○福田 伸一 神原 貞昭	○吉澤 弘司 吉澤 弘司	高橋 雅和 本田 昭雄	
○井出 正威 ○鴨田 哲彰	○井出 正威 ○神原 貞昭	○清水 義憲 井出 正威	吉田 聡 上田 和弘	
○増井 忠式 星野 昇	○福田 伸一 神原 貞昭	○井出 正威 ○神原 貞昭	尾関 孝彰 坂井 樹弘	
○井出 正威 ○鴨田 哲彰	○井出 正威 ○神原 貞昭	伊東 忠彦 村木 清司	高橋誠一郎 谷田 拓男	
○増井 忠式 星野 昇	○福田 伸一 神原 貞昭	○神原 貞昭 伊東 忠彦	徳坂 道子 三上 結	
○井出 正威 ○鴨田 哲彰	○井出 正威 ○神原 貞昭	○古関 宏 岡部 昭佳	横田 裕弘 中央知的財産	
○増井 忠式 星野 昇	○福田 伸一 神原 貞昭	岡部 昭佳 岡部 謙	○松田 嘉夫 佐藤 祐介	
○井出 正威 ○鴨田 哲彰	○井出 正威 ○神原 貞昭	村木 清司 村木 清司	寺崎 史朗 知的財産支援	
○増井 忠式 星野 昇	○福田 伸一 神原 貞昭	○鴨田 哲彰 伊藤 充	○福田 伸一 泉 克文	
○井出 正威 ○鴨田 哲彰	○井出 正威 ○神原 貞昭	市東 篤 加藤 勉	濱中 淳宏 福島 弘薫	
○増井 忠式 星野 昇	○福田 伸一 神原 貞昭	加藤 勉 西岡 邦昭	柳沢 孝成 柳沢 孝成	
○井出 正威 ○鴨田 哲彰	○井出 正威 ○神原 貞昭	見一 由弘 矢野 裕也	安瀬 正敏 岩永 勇二	
○増井 忠式 星野 昇	○福田 伸一 神原 貞昭	○大島 厚 赤澤 太郎	関 正治 田村敬二郎	
○井出 正威 ○鴨田 哲彰	○井出 正威 ○神原 貞昭	高橋菜穂恵 高橋菜穂恵	萩原 康司 花村 泰伸	
○増井 忠式 星野 昇	○福田 伸一 神原 貞昭	○野上 晃 醍醐 邦弘	萩原 康司 花村 泰伸	
○井出 正威 ○鴨田 哲彰	○井出 正威 ○神原 貞昭	○中村 雅文 特許制度運用	福村 直樹 知的財産価値	
○増井 忠式 星野 昇	○福田 伸一 神原 貞昭	○吉延 彰広 田中 勲	○田中 玲子 岩本 行夫	
○井出 正威 ○鴨田 哲彰	○井出 正威 ○神原 貞昭	田中 勲 西岡 邦昭	中隅 誠一 本多 敬子	
○増井 忠式 星野 昇	○福田 伸一 神原 貞昭	知財流通検討 西下 正右	小林かおる 国際活動セクター	
○井出 正威 ○鴨田 哲彰	○井出 正威 ○神原 貞昭	○関 正治 佐藤 俊司	○中山 健一 高見 和明	
○増井 忠式 星野 昇	○福田 伸一 神原 貞昭	高橋 隆維 山内 梅雄	○高見 和明 ○浅村 皓	
○井出 正威 ○鴨田 哲彰	○井出 正威 ○神原 貞昭	○野上 晃 醍醐 邦弘	○高見 和明 ○浅村 皓	
○増井 忠式 星野 昇	○福田 伸一 神原 貞昭	○中村 知公 足立 泉	○稲葉 良幸 石原 啓策	
○井出 正威 ○鴨田 哲彰	○井出 正威 ○神原 貞昭	川崎 仁 櫻木 信義	河合 千明 神田 藤博	
○増井 忠式 星野 昇	○福田 伸一 神原 貞昭	橋本千賀子 橋本千賀子	平木 祐輔 黒川 朋也	

協賛委員会 (17年度)	中部部会	組織部会	会報部会	研修部会	企画2部会	企画1部会	政策部会	人事部会	会計部会	
◎大西 正悟 阿形 明 浅村 皓 足立 泉 泉 克文 一色 健輔 井出 正威 伊東 忠彦 臼井 伸一 岡部 謙 狩野 彰 上山 浩 鴨田 哲彰 神林恵美子 小池 寛治 古関 宏 谷 義一 中野 圭二	濱中 淳宏 福田 伸一 藤谷 史朗 村木 清司 渡邊 敬介	◎小島 清路 五十嵐孝雄 石黒 健二 石原 啓策 今井 豊 岡戸 昭佳 小川 覚 加藤 壯祐 加藤 光宏 小西 富雅 小林かおる 鈴木 学 相馬 和生 田下 明人 谷口 直也 中村 敦子 中村 知公 西尾 章 野末 寿一 萩野 幹治 長谷川哲哉 早川太刀夫	◎本田 昭雄 大山健次郎 野上 晃 徳坂 道子	◎竹本 洋一 ◎西岡 邦昭 中隈 誠一 中西 英一 松田 嘉夫	◎野上 晃 青木 充 泉 克文 江成 文恵 上山 浩 阪田 俊彦 高橋誠一郎 中隈 誠一 藤谷 史朗 本多 一郎 松井 伸一	◎三上 結 石渡 英房 市原 政喜 阪田 俊彦 杉本由美子 森内 真也	◎濱中 淳宏 赤澤 太郎 江成 文恵 金井 建 坂倉 夏子 中隈 誠一 藤谷 史朗 本多 一郎 松井 伸一	◎平林 融 阿形 明 浅村 皓 足立 泉 市東 篤 江原 望 大西 正悟 岡部 謙 押本 泰彦 鴨田 哲彰 唐沢 勇吉 神田 藤博 神林恵美子 神原 貞昭 小池 寛治 小池 誠 小島 清路 古関 宏 小林 生央 小林 純子 鈴木 利之 高見 和明 田中 正治 中山 健一 萩原 康司	◎福島 弘薫 ◎中野 圭二 阿形 明 足立 泉 浅村 皓 網野 友康 井出 正威 伊東 忠彦 井上 義雄 江原 望 押本 泰彦 岡部 謙 小川 順三 加藤 朝道 鴨田 哲彰 神原 貞昭 菊池 武胤 小池 寛治 小島 清路 古関 宏 谷 義一 細川 伸哉 本田 一郎 松田 嘉夫 村田 実	◎高橋誠一郎 高見 香織
									◎田中 勲 赤澤 克豪	
									◎徳坂 道子	

◎：部会長/委員長

同好会	ゴルフ (G)	麻雀 (M)	テニス (T)	ソフボール (S)	ボウリング (B)	スキー (W)	囲碁 (I)	アトリア (O)	スカーゲイ化'ンク (D)
会 長	網野 誠	阿形 明	後藤 政喜	戸水 辰男	浅村 皓	柳田 征史	秋沢 政光	小池 寛治	
幹 事	川崎 仁	福田 賢三	平山 洲光	藏合 正博	鈴木 利之	中野 圭二	小杉 佳男	松田 嘉夫	黒川 朋也

協同組合	APAA
○飯田 伸行 ○浅村 皓 ○福田 賢三 ○舟橋 榮子	○浅村 皓 ○岡部 正夫 ○清水 徹男 ○谷 義一 ○村木 清司

弁政連
◎加藤 朝道 ○増井 忠式

日弁クラブ	幹事会	政策委員会	協賛委員会	研修委員会	規約委員会	会報委員会	HP委員会	相談役	組織検討委員会
	○岡部 謙 岡田 英子 濱中 淳宏	○井出 正威 浅村 皓 足立 泉 大西 正悟 神原 貞昭 萩原 康司 福田 伸一 村田 実 渡辺 敬介	◎浅村 皓 ○大西 正悟 ○村木 清司 神林恵美子 濱中 淳宏 松田 嘉夫	◎福田 伸一 ○本田 昭雄 鈴木 大介 宮城 三次	○藤谷 史朗 小林 生央	○市東 篤 中隈 誠一	○福島 薫弘 西岡 邦昭	秋沢 政光 浅村 皓 岡部 正夫 小山 欽造 田中 正治 谷 義一 村木 清司	○井出 正威 岡部 謙 狩野 彰 谷 義一
									会計監事 臼井 伸一

◎：会長/幹事長/委員長/座長 ○：理事/副会長/副幹事長/副委員長

◎：会長/委員長/所長

○：副会長/副監事長/副委員長/副所長/副センター長

編 集 後 記

竹 本 洋 一

会報部会の部会長を担当するまで、PA会との関わりは研修部会主催の研修に時折参加することだけでした。そのため、会報誌の作成に当たっての第1のハードルは、「幹事会とは何か？」ということ把握することでした。当初は、各作業部会がそれぞれどういった役割を担っているのかといったことすら全く知らず、「庶務部会が3つに分かれている理由は？」、「企画Ⅰ部会、企画Ⅱ部会がそれぞれどういった行事を担当しているのか？」等々、昨年度の「PA」第23号のページをめくるたびに新たな疑問が沸き起こってくるのでした。それが毎月開催される幹事会に出席しているうちに、幹事会の存在がおぼろげながらわかるようになり、最後には「PA」第24号の発行までこぎつけることができました。

PA会員の先生方の中にも、「PA」第24号の作成に関わる前の私のように、「幹事会って何？」という状況の先生もいらっしゃるのではないかと思います。そういった先生方には、是非とも幹事会の運営、特に会報部会の運営に関わることをお勧めします。そうすることで、脳内のあまり使われていない領域が機能し、脳の活性化につながるのではないかと思います。

最後になりましたが、お忙しい中にもかかわらず執筆依頼を快くお引き受け下さいました皆様に、この場をお借りしてお礼を申し上げます。また、その他の関係者の方々にもお礼申し上げます。

—表紙の写真—

写真提供 松田嘉夫先生

花の説明：「ロウバイ（蠟梅）」（12～1月頃に盛りになる珍しい花です。

その名に恥じない芳香を放ちます）。

PA 第24号

平成17年10月20日発行

発行者 PA会幹事長 狩野 彰

編集 PA会幹事会会報部会

印刷・製本 株式会社 功文社